

資料2－1

泊発電所3号炉審査資料

提出年月日

令和5年3月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(設計基準対象施設等)  
比較表

令和5年3月  
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 目次

今回提出範囲

- 第4条 地震による損傷の防止
- 第5条 津波による損傷の防止
- 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）
- 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
- 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
- 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
- 第8条 火災による損傷の防止
- 第9条 溢水による損傷の防止等
- 第10条 誤操作の防止
- 第11条 安全避難通路等
- 第12条 安全施設
- 第14条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- 第24条 安全保護回路
- 第26条 原子炉制御室等
- 第31条 監視設備
- 第33条 保安電源設備
- 第34条 緊急時対策所
- 第35条 通信連絡設備

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB061N-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年3月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部事象)

令和5年3月  
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 比較結果等をとりまとめた資料

### 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

#### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：外部事象防護対象の範囲に安全評価上その機能に期待するクラス3を含めた。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

#### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：2件
  - ・気象データの更新による影響評価確認【基本方針 p35～55】
  - ・航空機落下確率の更新による影響評価確認【基本方針 p29、別添1 p32、別添1添付1 補足資料-2 (p7～15)】

#### 1-3) バックフィット関連事項

なし

### 2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違点について、次頁以降に取り纏めた。
- ・なお、竜巻、火山及び外部火災については、個別条文にて説明する

## 女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）

- 「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	①設計基準の設定	風（台風）に関する設計基準値	【本文】 （3）適合性の説明 【別添1】 3.2 個別評価 【別添1添付1】 10. 風（台風）影響評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風荷重に対する設計は、原子炉施設建設時の建築基準法では日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s）に基づく風荷重に対する設計が求められていたが、2000年に建築基準法が改正され、それ以降の建築物については、地域ごとに定められた基準風速（地上高10m、10分間平均）の風荷重に対する設計が要求されており、石巻市及び女川町の基準風速は30m/sである。</li> <li>・設計基準風速は、建築基準法施行令にて定められた石巻市及び女川町の基準風速である30m/s（地上高10m、10分間平均）とする。</li> <li>・なお、最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。以下、本資料で同じ。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は27.4m/s（石巻特別地域気象観測所）であり、設計基準風速に包絡される。</li> </ul> <p>・なお、寿都特別地域気象観測所において、過去に49.8m/s（1952年4月15日）が観測されているが、これは観測所の移転前（旧観測所）の記録である。日本海側に位置し、三方を丘陵地に囲まれた寿都町では、太平洋側に位置する長万部から黒松内を経由し寿都までの「黒松内低地帯」を限られた時期（寿都では例年5月～7月程度）に一定期間吹走する状況が観測されており、これは長万部から寿都までの黒松内低地帯で風下である寿都町に風が集まり南南東の局地的な強風（寿都だし）となる。また、冬季においては、シベリア高気圧の影響による西高東低型の気圧配置による北風と地形的な要因により局地的な強風となる。</p> <p>移転前の観測所は強風の影響を受けやすい沿岸部に位置していたので、この影響を受けない移転後の寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の既往最大風速を考慮し、従来の既設許可と同様にこれらの既往最大風速よりも大きな風速である、建築基準法で定める泊村（古宇郡）の基準風速を設計基準風速とした。</p> <p>（「補足資料10.風（台風）影響評価について」参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風荷重に対する設計は、建築基準法では地域ごとに定められた基準風速（地上高10m、10分間平均）の風荷重に対する設計が要求されており、泊村（古宇郡）の基準風速は36m/sである。</li> <li>・設計基準風速は、建築基準法施行令にて定められた泊村（古宇郡）の基準風速である36m/s（地上高10m、10分間平均）とする。</li> <li>・なお、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。以下、本資料で同じ。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は27.9m/s（小樽特別地域気象観測所）であり、設計基準風速に包絡される。</li> <li>・なお、寿都特別地域気象観測所における観測史上1位の最大風速49.8m/s（1952年）は、局地的な強風の影響を受ける旧観測所（1989年移転）の記録である。</li> <li>・移転前の観測所は強風の影響を受けやすい沿岸部に位置していたので、この影響を受けない移転後の寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の既往最大風速を考慮し、従来の既設許可と同様にこれらの既往最大風速よりも大きな風速である、建築基準法で定める泊村（古宇郡）の基準風速を設計基準風速とした。</li> </ul> <p>（「補足資料10.風（台風）影響評価について」参照）</p>	<p>・泊は、現行の建築基準法に基づき設計され、最大瞬間風速に基づく設計はされていない。</p>

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
2	②運用の相違	中央制御室の非常用循環運転	【本文】 1. 基本方針 (3) 適合性の説明 【別添1】 3. 2 個別評価	・中央制御室の換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。	・中央制御室の換気空調設備については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。	・泊の降下火砕物による静的負荷等又は有毒ガス防護に関する対応として、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転と同フィルタユニットを通らない閉回路循環運転がある。
3	②運用の相違	生物学的事象に対する考慮	【別添1添付1】 1. 生物学的事象に対する考慮について	・女川2号炉では、バースクリーン、トラベリングスクリーンによる流入クラグの捕獲及び除去を実施している。 ・また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、原子炉出力降下操作及び原子炉手動スクランの手順を整備している。	・泊3号炉では、バースクリーン、トラベリングスクリーンによる流入クラグの捕獲及び除去を実施している。 ・また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、発電機出力の抑制及び発電機停止の手順を整備している。	・泊は循環水ポンプの翼開度調整により、発電機出力の抑制及び発電機停止の手順を整備している
4	③プラント設計の相違	船舶の衝突	【本文】 1. 基本方針 (3) 適合性の説明 【別添1】 3. 2 個別評価	・取水口前面には鋼製トラス式のカーテンウォール（前面はP C板設置）が設置されており、侵入は阻害される。	・取水口に設置されているバイブスクリーンにより侵入は阻害され、呑み口の閉塞が生じることはないため、通水機能が損なわれるような閉塞は生じない。	・女川は取水口前面に鋼製トラス式のカーテンウォールを設置。泊は取水口内にバイブスクリーンを設置
5	④評価方針の相違	凍結影響評価	【別添1添付1】 11.別紙2 凍結防止対策について	・屋外に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せず静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるが、電気ヒータ又は凍結防止材による凍結防止がされていることから低温に対して影響はない	・凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せず静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるが、ヒーティングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施していることから低温に対して影響はない。	・泊は他の発電所での屋外設備の多くが建屋内に設置されているが、寒冷地のため暖房設備がない場所では凍結の恐れがあるような場所もある ・このような場所でヒーティングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施している

### 3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・章項番号の相違
  - ・資料番号の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象)</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象) (別添資料) 設置許可基準規則等への適合性説明資料 (外部事象に対する防護)</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、<b>設計基準対処設備</b>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>大飯発電所3号炉及び4号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2. において、<b>設計基準対処設備</b>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部事象)</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性の説明</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止 別添資料1 外部事象の考慮について</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、<b>設計基準対処設備</b>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>女川原子力発電所2号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2. において、<b>設計基準対処設備</b>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部事象)</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止 別添資料1 外部事象の考慮について</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. において、<b>設計基準対象施設</b>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>泊発電所3号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2. において、<b>設計基準対象施設</b>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は添六記載事項のうち、6条に関連のある項目を記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・記載の適正化</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・記載の適正化</p>

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する(表1)。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ)。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>追加要求事項</b></p> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ)。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>追加要求事項</b></p>			<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する(第1.1-1表)。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>【追加要求事項】</b></p> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p>			<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する(第1.1.1表)。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>【追加要求事項】</b></p> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p>			<p><b>1.1 表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>技術基準規則第6条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮するものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p>	<p><b>技術基準規則第6条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮するものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>			<p><b>1.1.1 表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>技術基準規則第7条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>技術基準規則第7条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>			
<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ)。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>追加要求事項</b></p>																												
<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p>																												
<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならぬ。</p>	<p><b>技術基準規則</b></p> <p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p>																												
<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p>	<p><b>技術基準規則第6条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮するものでなければならない。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なうものでなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>																												
<p><b>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</b></p> <p>安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なうものでなければならない。</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>3. 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置(兼用キャスクを除く。)の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>技術基準規則第7条</b></p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【追加要求事項】</b></p> <p>設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          (3) その他の主要な構造          (a) 外部からの衝撃による損傷の防止          安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。          なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。  <b>また、自然現象の組合せにおいては、風（台風）、積雪、火山の影響及び地滑りによる荷重の組合せを設計上考慮する。</b>          上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせる。          また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害により原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。          なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備          ロ 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。          a. 設計基準対象施設          (a) 外部からの衝撃による損傷の防止          安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。          なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備          ロ 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (a) 外部からの衝撃による損傷の防止          安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水についても立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>【大飯】          記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【大飯】          記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p> <p>【大飯】          記載方針の相違          ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【女川】          設計方針の相違          ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【大飯】          記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】          記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
事故等対処設備を含む。)への措置を含める。  【説明資料 (2. : 6 自-別添-19~27) (3. : 6 自-別添-28~33)】	に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。  (a-1) 風（台風） 安全施設は、設計基準風速による風荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。  (a-2) 竜巻 安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。 安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。  (a-3) 凍結 安全施設は、設計基準温度による凍結に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは凍結を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。  (a-1) 風（台風） 安全施設は、設計基準風速による風荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。  (a-2) 竜巻 安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。 安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。  (a-3) 凍結 安全施設は、設計基準温度による凍結に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは凍結を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】記載方針の相違 ・記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 【大飯】記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉より引用)</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(a-7) 地滑り</p> <p>安全施設は、地滑りに対し斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置すること。若しくは、地滑りによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応、又は、それらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(a-4) 降水</p> <p>安全施設は、設計基準降水量による浸水及び荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは降水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-5) 積雪</p> <p>安全施設は、設計基準積雪量による荷重及び閉塞に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-6) 落雷</p> <p>安全施設は、設計基準電流値による雷サージに対し、安全機能を損なわない設計とすること若しくは雷サージによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-7) 火山の影響</p> <p>安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 15cm、粒径 2 mm以下、密度 0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> </ul>	<p>(a-4) 降水</p> <p>安全施設は、設計基準降水量による浸水及び荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは降水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-5) 積雪</p> <p>安全施設は、設計基準積雪量による荷重及び閉塞に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-6) 落雷</p> <p>安全施設は、設計基準電流値による雷サージに対し、安全機能を損なわない設計とすること若しくは雷サージによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-7) 地滑り</p> <p>安全施設は、地滑りに対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは地滑りによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-8) 火山の影響</p> <p>安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 ●cm、粒径 ●mm以下、密度 ●g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～●g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映      (記載は柏崎刈羽審査実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計基準値の相違      ・発電所立地条件の違いによる、文献調査及びシミュレーション結果等を踏まえた降下火砕物条件の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6自然-22より再掲)</p> <p>また、安全施設は、降下火碎物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(a-8) 生物学的事象</p> <p>安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、クラゲ等を含む塵芥による原子炉補機冷却海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去すること、小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確保若しくは生物学的事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火碎物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること</li> <li>・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火碎物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火碎物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・降下火碎物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火碎物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ul> <p>さらに、降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-9) 生物学的事象</p> <p>安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、クラゲ等を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去すること、小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確保若しくは生物学的事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火碎物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること</li> <li>・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火碎物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火碎物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・降下火碎物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火碎物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ul> <p>さらに、降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 ・(6自然-22より再掲)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 （火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・運転モードの名称の相違（比較結果等をとりまとめた資料No.2参照）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(6外火-4より引用) 想定される森林火災については、延焼防止を目的として発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等により求めた最大火線強度から設定した防火帯(18m以上)を敷地内に設けた設計とする。	<p>(a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）          安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。          想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた<b>最大火線強度</b> (<math>4,428\text{kW/m}</math>) から算出される防火帯(約 20m)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。          また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調系等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-10)高潮          安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-11)有毒ガス          安全施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室換気空調系等により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</p>	<p>(a-10) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）          安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。          想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度 (<math>33,687\text{kW/m}</math>) から算出される防火帯 (20m以上) を敷地内に設ける。          ただし、火線強度があがりやすいササ草原を擁しつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度 (<math>114,908\text{kW/m}</math>) から算出される防火帯 (46m以上) を敷地内に設ける。          防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。          また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。          また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-11)高潮          安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P.+10.0m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-12)有毒ガス          安全施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室空調装置等により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映      ・大飯審査実績の反映      (6外火-4より引用)</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・評価の結果、泊では植生及び地形により一部の火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している。(2013/10の審査会合にて説明済)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映      【女川】設計基準値の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映      【女川】名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>(a-12)船舶の衝突 安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-13)電磁的障害 安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、安全施設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 安全設計方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 また、自然現象の組合せにおいては、風（台風）、積雪、火</p>	<p>(a-13)船舶の衝突 安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-14)電磁的障害 安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、安全施設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 安全設計方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (3) その他の主要な構造 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。 これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 安全施設は、これらの自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>(a-13)船舶の衝突 安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-14)電磁的障害 安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、安全施設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 安全設計方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (3) その他の主要な構造 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。 これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は立地的要因によ</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山の影響及び地滑りによる荷重の組合せを設計上考慮する。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害により原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地又はその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地又はその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>り地滑りを考慮する</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p>

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【説明資料（2. : 6 自-別添-19～27） （3. : 6 自-別添-28～33）】			【大飯】 記載方針の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針</p> <p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.8では「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設となる建屋を除く。）は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.8.1 風（台風）防護に関する基本方針</p> <p>建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号より設定した設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、風（台風）により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>タンクについては、消防法（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の19）において、日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s、地上高15m）に基づく風荷重に対する設計が現</p>	<p>1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針</p> <p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.8では「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.8.1 風（台風）防護に関する基本方針</p> <p>建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号より設定した設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、風（台風）により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>タンクについては、消防法（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の19）において、日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s、地上高15m）に基づく風荷重に対する設計が現</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊に外部事象防護対象施設となる建屋はない</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】 ・設計基準値の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>在でも要求されている。</p> <p>なお、風（台風）に伴う飛来物による影響は、竜巻影響評価にて想定する設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、安全施設（非常用取水設備を除く。）は高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>1.8.2 竜巻防護に関する基本方針 1.8.2.1 設計方針【「6条（竜巻）」参照】</p> <p>1.8.3 凍結防護に関する基本方針 石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）により設定した設計基準温度である-14.6°Cの低温による凍結によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設等は、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、凍結した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.4 降水防護に関する基本方針 石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2017年）により設定した設計基準降水量（91.0mm/h）の降水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（91.0mm/h）による浸水に対し、構内排水路による海域への排水及び浸水防止のための建屋止水処置により、安全機能を損なわない設計とするとともに、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、設計基準降水量（91.0mm/h）による荷重に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水により、安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p>	<p>在でも要求されている。</p> <p>なお、風（台風）に伴う飛来物による影響は、竜巻影響評価にて想定する設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、安全施設（非常用取水設備を除く。）は高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>1.8.2 竜巻防護に関する基本方針 1.8.2.1 設計方針【「6条（竜巻）」参照】</p> <p>1.8.3 凍結防護に関する基本方針 小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）により設定した設計基準温度である-19.0°Cの低温による凍結によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設等は、屋内施設については換気空調設備により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、凍結した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.4 降水防護に関する基本方針 寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938年～2020年）により設定した設計基準降水量（57.5mm/h）の降水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（57.5mm/h）による浸水に対し、構内排水設備による海域への排水及び浸水防止のための建屋止水処置により、安全機能を損なわない設計とするとともに、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、設計基準降水量（57.5mm/h）による荷重に対し、構内排水設備による海域への排水により、安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 観測所名称及び観測記録の相違 【女川】 設計基準値の相違 【女川】 名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 観測所名称及び観測記録の相違 【女川】 設計基準値の相違 【女川】 名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 観測所名称及び観測記録の相違 【女川】 設計基準値の相違 【女川】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 観測所名称及び観測記録の相違 【女川】 設計基準値の相違 【女川】 設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.8.5 積雪防護に関する基本方針  <b>石巻特別地域気象観測所</b>での観測記録（1887年～2017年）により設定した設計基準積雪量（43cm）の積雪によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有すること、給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、積雪により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.6 落雷防護に関する基本方針  <b>電気技術指針 JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」</b>を参照し設定した設計基準電流値（100kA）の落雷によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、落雷により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.7 地滑り防護に関する基本方針  <b>地滑り</b>によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器並びに建屋は、地滑りにより損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.7.1 設計方針【「6条（火山）」参照】</p> <p>1.8.8 生物学的事象防護に関する基本方針  <b>生物学的事象</b>として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>1.8.5 積雪防護に関する基本方針  <b>寿都特別地域気象観測所</b>での観測記録（1893年～2020年）により設定した設計基準積雪量（189cm）の積雪によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有すること、給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、積雪により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.6 落雷防護に関する基本方針  <b>電気技術指針 JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」</b>を参照し設定した設計基準電流値（100kA）の落雷によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、落雷により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.7 地滑り防護に関する基本方針  <b>地滑り</b>によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、地滑りのおそれがない位置に設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、地滑りにより損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.8.1 設計方針【「6条（火山）」参照】</p> <p>1.8.9 生物学的事象防護に関する基本方針  <b>生物学的事象</b>として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p>	<p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b>記載表現の相違      ・観測所名称及び観測記録の相違</p> <p><b>【女川】</b>設計基準値の相違</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映      (記載は柏崎刈羽審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違      ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>その上で、外部事象防護対象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、海生生物であるクラゲ等の発生に対して、塵芥による原子炉補機冷却海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナーを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、生物学的事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.9 外部火災防護に関する基本方針 1.8.9.1 設計方針【「6条（外部火災）」参照】</p> <p>1.8.10 高潮防護に関する基本方針 高潮によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.8.11 有毒ガス防護に関する基本方針 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には、以下の交通運輸状況及び産業施設がある。 発電所敷地境界付近には国道398号線があり、発電所に近い鉄道路線には東日本旅客鉄道株式会社石巻線がある。 発電所冲合の航路は、中央制御室からの離隔距離が確保されている。 発電所周辺の石油コンビナート施設については、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設は存在しない。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの仙台地区及び塩釜地区である。 これらの主要道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から離隔距離が確保されており、危険物を積載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響を考慮する必要はない。</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、海生生物であるクラゲ等の発生に対して、塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナーを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、生物学的事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.1 設計方針【「6条（外部火災）」参照】</p> <p>1.8.11 高潮防護に関する基本方針 高潮によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10.0m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.8.12 有毒ガス防護に関する基本方針 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には、以下の交通運輸状況及び産業施設がある。 発電所敷地境界付近には国道229号線があり、発電所に近い鉄道路線には北海道旅客鉄道株式会社函館本線がある。 発電所冲合の航路は、中央制御室からの離隔距離が確保されている。 発電所周辺の石油コンビナート施設については、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設は存在しない。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。 これらの主要道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から離隔距離が確保されており、危険物を積載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響を考慮する必要はない。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 立地の相違 ・発電所周辺道路及び鉄道路線の相違</p> <p>【女川】立地の相違 ・発電所周辺の石油コンビナート地区の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6自然-27より再掲)</p> <p>外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取入ダンバを開操作等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>また、中央制御室の換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本方針          航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。          小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。</p> <p>船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。          したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することなく、安全施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>1.8.13 電磁的障害防護に関する基本方針          安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。          したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p>	<p>また、中央制御室の換気空調設備については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>1.8.13 船舶の衝突防護に関する基本方針          航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。          小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過した場合であっても、取水口の呑口高さが十分低いことから、浮遊する小型船舶が海水取水口呑口に到達するおそれはない。また、仮に取水口呑口に到達することを想定しても、取水口に設置されているパイプスクリーンにより侵入は阻害され、呑口の閉塞が生じることはないため、取水性を損なうことはない。          船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。          したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することなく、安全施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>1.8.14 電磁的障害防護に関する基本方針          安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。          したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p>	<p>【女川】名称の相違      【女川】記載表現の相違      ・運転モードの名称等の相違（比較結果等をとりまとめた資料No.2参照）      ・大飯審査実績の反映      (6自然-27より再掲)      【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】      プラント設計の相違      ・女川は取水口前面に鋼製トラス式のカーテンウォールを設置。泊は取水口内にパイプスクリーンを設置（比較結果等をとりまとめた資料No.4参照）</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 合適性説明  第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	(3) 合適性の説明  (外部からの衝撃による損傷の防止) 第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	(3) 合適性の説明  (外部からの衝撃による損傷の防止) 第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	【大飯】 記載表現の相違
適合のための設計方針 第1項について  安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。  自然現象を網羅的に抽出するために、国内外の基準等や文献 <sup>(1)～(9)</sup> に基づき事象を収集し、海外の選定基準 <sup>(5)</sup> も考慮の上、敷地又はその周辺の自然環境を基に、発電所敷地で想定される自然現象を選定する。 発電所敷地で想定される自然現象は、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災又は高潮である。また、これらの自然現象によ	適合のための設計方針 第1項について  発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに大船渡特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。 安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。 発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。	適合のための設計方針 第1項について  発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。 安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。 発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映  【女川】立地の相違 【女川】観測所名称の相違  【大飯】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所周辺地域における河川としては、敷地から南方向7kmのところに佐分利川があるが、発電所が立地している大島半島にはない。</p> <p>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>【説明資料 (2. : 6 自別添-19~21)】</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約17km に一級河川の北上川があり、また、牡鹿半島には、二級河川（後川、淀川及び湊川）及び準用河川（千鳥川、津持川、北ノ川及び中田川）があるが、<b>女川原子力発電所は女川湾に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。</b></p> <p>こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>なお、<b>女川原子力発電所は、北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</b></p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号によると、<b>石巻市及び女川町において建築物を設計する際に要求される基準風速は30m/s（地上高10m、10 分間平均）である。</b></p> <p>安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10 分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、<b>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）によれば最大風速は27.4m/s（1958年9月27日）であり、設計基準風速に包絡される。</b></p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7) 落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。</p> <p>高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）があるが、<b>泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。</b></p> <p>こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>なお、<b>泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</b></p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号によると、<b>泊村（古宇郡）において建築物を設計する際に要求される基準風速は36m/s（地上高10m、10 分間平均）である。</b></p> <p>安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10 分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、<b>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）によれば最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）であり、設計基準風速に包絡される。</b></p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7) 落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。</p> <p>高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）があるが、<b>泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。</b></p> <p>こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>なお、<b>泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</b></p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号によると、<b>泊村（古宇郡）において建築物を設計する際に要求される基準風速は36m/s（地上高10m、10 分間平均）である。</b></p> <p>安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10 分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、<b>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）によれば最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）であり、設計基準風速に包絡される。</b></p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7) 落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。</p> <p>高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件を踏まえて評価した結果の相違</p> <p>【女川】 プラント名称及び立地の相違</p> <p>【女川】 プラント名称及び立地の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 立地及び基準風速の相違</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【女川】 観測所名称及び観測記録の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 竜巻</p> <p>安全施設は、最大風速100m/sの竜巻が発生した場合においても、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、竜巻防護施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物となる可能性のあるものを固縛、建屋内収納又は撤去する。</li> <li>・車両の入構の制限、竜巻の襲来が予想される場合の車両の退避又は固縛を行う。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻飛来物防護対策設備により、竜巻防護施設を防護し構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。</li> <li>・竜巻防護施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保、損傷した場合の取替又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なうことのない設計とする。</li> </ul> <p>竜巻の発生に伴い、雹の発生が考えられるが、雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>さらに、竜巻の発生に伴い、雷の発生も考えられるが、雷は電気的影響を及ぼす一方、竜巻は機械的影響を及ぼすものであり、竜巻と雷が同時に発生するとしても個別に考えられる影響と変わらないことから、各々の事象に対して安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料 (2. : 6 自-別添-22, 23)】</p> <p>(4) 凍結</p> <p>敷地付近で観測された最低気温は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、-8.8°C（1977年2月16日）である。</p> <p>安全施設は、凍結に対して、上記最低気温を考慮し、屋外</p>	<p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なないように、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</li> </ul> <p>ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。</p> <p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）によれば、最低気温は-14.6°C（1919年1月6日）である。</p> <p>安全施設は、設計基準温度（-14.6°C）の低温が発生した</p>	<p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なないように、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</li> </ul> <p>ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。</p> <p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）によれば、最低気温は-18.0°C（1954年1月24日）である。</p> <p>安全施設は、設計基準温度（-19.0°C）の低温が発生した</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川の審査実績反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川の審査実績反映 (大飯に対して、雪、ひょう及び降水についても記載している。)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機器で凍結のおそれのあるものに保温等の凍結防止対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-23）】</p> <p>(5) 降水</p> <p>敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、80.2mm（1957年7月16日）である。</p> <p>安全施設は、森林法に基づき観測記録を上回る降雨強度86mm/hを設定し、敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-23）】</p>	<p>場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、上記観測記録を考慮し、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2017年）によれば、最大1時間降水量は91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準降水量（91.0mm/h）の降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（平成26年2月宮城県）」によると、発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「気仙沼（三陸）」に分類され、10年確率で想定される雨量強度は88.11mm/hであり、設計基準降水量に包絡される。</p> <p>ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、敷地には、土石流、土砂崩れ及び地滑りの要因となるような地形の存在は認められないことから、安全施設の安全機能を損なうような土石流、土砂崩れ及び地滑りが生じることはない。</p>	<p>場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、上記観測記録を考慮し、屋内施設については換気空調設備により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938年～2021年）によれば、最大1時間降水量は57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準降水量（57.5mm/h）の降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「北海道林地開発許可制度の手引き（令和4年9月）」及び「北海道の大雨水量（第14編）（令和3年1月）」によると、発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」及び「共和」に分類され、10年確率で想定される雨量強度は32mm/hであり、設計基準降水量に包絡される。</p> <p>ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映 【女川】</li> <li>設計基準値の相違 【女川】</li> <li>名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大飯】記載方針の相違</li> <li>・女川審査実績の反映 【大飯、女川】</li> <li>・立地及び観測記録の相違 【女川】</li> <li>設計基準値の相違 【女川】</li> <li>設備名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】</li> <li>参照した規格基準の相違</li> </ul> <p>【女川】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う相違</p>
		<p>追而</p> <p>(地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 積雪</p> <p>敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、87cm（2012年2月2日）である。</p> <p>安全施設は、積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-23）】</p>	<p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準積雪量（43cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除雪、修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく宮城県建築基準法施行細則及び石巻市建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、石巻市及び女川町においては40cmであり、設計基準積雪量に包絡される。</p> <p>積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し設定した最大雷撃電流値は、100kAである。</p> <p>女川原子力発電所を中心とした標的面積4km<sup>2</sup>の範囲で観測された雷撃電流の最大値は31kAである。</p> <p>安全施設は、電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し、設計基準電流値（100kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893年～2020年）によれば、月最深積雪は189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準積雪量（189cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除雪、修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmであり、設計基準積雪量に包絡される。</p> <p>積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し設定した最大雷撃電流値は、100kAである。</p> <p>泊発電所を中心とした標的面積3km<sup>2</sup>の範囲で観測された雷撃電流の最大値は48kAである。</p> <p>安全施設は、電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し、設計基準電流値（100kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 観測所名称及び観測記録の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による参考する規格・基準及び垂直積雪量の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による標的面積及び最大雷撃電流値の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(8) 地滑り</p> <p>地すべり地形分布図（独立行政法人防災科学技術研究所発行）及び土砂災害危険箇所図（国土交通省国土政策局発行）によると、大飯発電所周辺の地滑り地形は第1.2.7.1 図に示すとおりであり、この地滑り地形の地滑りに対して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>大飯発電所において、土石流危険区域及び地すべり地形が複数設定されており、西側の土石流危険区域に重要安全施設を内包する原子炉補助建屋があり、安全機能に影響を及ぼす可能性がある。このため、地滑り防護対策として、当該土石流危険区域に土石流が流れ込むことを防止するための堰堤を土石流危険渓流に設置する。</p> <p>堰堤の設計において、渓流の計画流出量は、砂防基本計画策定指針（土石流・流木編）解説（国土交通省国土技術政策総合研究所）を用いた調査結果から算出したものに保守性を加えた容量（15,000m<sup>3</sup>）を捕捉できる設計とする。加えて、土石流発生時の土石流流体力に対し堰堤の健全性を確保する設計とする。</p> <p>また、土石流発生後、堰堤の健全性を確保できる堆積制限位以下になるように、土砂撤去を行う手順等を整備し、堆積制限位以下にできないと判断した場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>その他の地滑り箇所については、特高開閉所があるが、損傷してもディーゼル発電機による電源供給が可能であること及び別系統による外部電源の確保が可能であることから、安全機能に影響を与えるおそれはない。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-24、25）】</p>	<p>(8) 地滑り</p> <p>ることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（8）地滑り</p> <p>女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。</p> <p>また、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しない。発電所敷地内に、地滑りの素因となるような地滑り地形の存在は認められず、地滑りが発生することはなく、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>(8) 地滑り</p> <p>することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため）</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は立地的要因により地滑りを考慮する</li> </ul>
<p>(9) 火山の影響</p> <p>安全施設は、火山事象が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8. 火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。</p> <p>降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、直接的影響である降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>b.間接的影響に対する設計  <b>安全施設</b>は、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからの燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。  <b>【説明資料（2. : 6 自-別添-25、26）】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> <li>換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること</li> <li>構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ul> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b.間接的影響に対する設計          降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> <li>換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること</li> <li>構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ul> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b.間接的影響に対する設計          降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】評価対象設備の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・設置しているフィルタの仕様の相違（火山灰除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・運転モードの名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・泊に該当設備なし</p> <p>【大飯】運用の相違</p> <p>・大飯はタンクローリーによる給油を行うので当該記載がある</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10)生物学的事象  <b>生物学的事象に対して、クラゲ等の海生生物の発生、小動物の侵入を考慮する。</b>          安全施設は、クラゲ等の海生生物の発生に対して、原子炉補機冷却海水設備に除塵装置を設け、また、小動物の侵入に対して、屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。          除塵装置を通過する貝等の海生生物については、海水ストレーナーや復水器細管洗浄装置により、原子炉補機冷却海水冷却器や復水器等への影響を防止する設計とする。さらに、定期的に開放点検、清掃ができるよう点検口等を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-26）】</p>	<p>(10)生物学的事象          安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。          その上で、外部事象防護対象施設等は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、海生生物を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナーを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。          小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。          また、上記以外の安全施設については、生物学的事象に対して機能を維持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(10)生物学的事象          安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。          その上で、外部事象防護対象施設等は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、海生生物を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナーを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。          小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。          また、上記以外の安全施設については、生物学的事象に対して機能を維持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p>
<p>(11)森林火災  <b>森林火災については、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</b></p> <p>また、ばい煙発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-26、27）】</p>	<p>(11)森林火災          敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。          また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。          森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(11)森林火災          敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。          また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。          森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p>
<p>(12)高潮  <b>舞鶴検潮所における観測記録（1969年～2011年）によれば、過去最高潮位はT.P.（東京湾平均海面）+0.93m（1998年9月22日；台風7号）である。</b>          安全施設は、敷地高さ（T.P.+9.7m以上）に設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、海水ポンプ室についてはT.P.+8.0mの防護壁及び敷地で囲うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（2. : 6 自-別添-27）】</p> <p>自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自</p>	<p>(12)高潮          安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。          なお、発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P. +1.43mである。          自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然</p>	<p>(12)高潮          安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10.0m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。          なお、発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. +1.00m（1987年9月1日）、朔望平均満潮位がT.P. +0.26mである。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映          【女川】          設計基準値の相違          【女川】記載表現の相違          ・立地条件の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>然現象（地震及び津波を除く。）から、敷地の地形等から判断して被害を受けないと評価した洪水及び津波に包絡される高潮を除いた事象に、地震及び津波を加え、網羅的に組み合わせる。</p> <p>組合せの評価に当たっては、各々の自然現象の設計に包絡されること、同時に発生するとは考えられること、又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで各々の自然現象が与える影響より緩和されることといった観点から評価する。</p> <p>なお、発生頻度が高い風（台風）、積雪、降水又は凍結については、降水及び積雪、並びに降水及び凍結の組合せは同時に発生するとは考えられない、又は各々の影響より緩和されることを考慮し、風（台風）及び降水の組合せ、並びに風（台風）、積雪及び凍結の組合せをあらかじめ想定する。また、組合せの評価のうち、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」において考慮する事項は、各々の条項で考慮する。</p> <p>上記の考え方を基に組合せの評価を行った結果、考慮が必要とされた風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せに対しては、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。また、地滑りの影響を受ける堰堤については、風（台風）、積雪及び地滑りの荷重の組合せに対して、健全性を確保する設計とする。また、地滑りの影響を受ける堰堤については、風（台風）、積雪及び地滑りの荷重の組合せに対して、健全性を確保する設計とする。その他の組合せに対しては、安全施設の安全機能を損なうことがないことを確認した。</p> <p style="color: #0070C0;">【説明資料（4. : 6 自別添-34～68）】</p>	<p>現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象をもとに、被害が考えられない洪水、地滑り及び津波に包絡される高潮を除いた9事象に地震及び津波を加えた11事象を網羅的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組み合わせた場合も影響が増長しない（影響が小さくなるものを含む。）</li> <li>同時に発生する可能性が極めて低い</li> <li>増長する影響について、個々の事象の検討で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている</li> <li>上記以外で影響が増長する</li> </ul> <p>以上の観点より、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その中から荷重の大きさ等の観点で代表性のある、地震、津波、火山の影響、風（台風）及び積雪の組合せの影響に対し、安全施設は安全機能を損なわない設計とする。組み合わせる事象の規模については、設計基準規模事象同士の組合せを想定する。</p> <p>ただし、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」の条項において考慮する事項は、各々の条項で考慮し、地震又は津波と組み合わせる自然現象による荷重としては、風（台風）又は積雪とする。</p> <p>組合せに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。</p>	<p>現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象をもとに、被害が考えられない洪水及び津波に包絡される高潮を除いた10事象に地震及び津波を加えた12事象を網羅的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組み合わせた場合も影響が増長しない（影響が小さくなるものを含む。）</li> <li>同時に発生する可能性が極めて低い</li> <li>増長する影響について、個々の事象の検討で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている</li> <li>上記以外で影響が増長する</li> </ul> <p>以上の観点より、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その中から荷重の大きさ等の観点で代表性のある、地震、津波、火山の影響、風（台風）及び積雪の組合せの影響に対し、安全施設は安全機能を損なわない設計とする。組み合わせる事象の規模については、設計基準規模事象同士の組合せを想定する。</p> <p>ただし、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」の条項において考慮する事項は、各々の条項で考慮し、地震又は津波と組み合わせる自然現象による荷重としては、風（台風）又は積雪とする。</p> <p>組合せに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違      ・泊は地滑りを選定していることによる事象数の相違      【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p>
<p>第2項について</p> <p>重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。なお、過去の記録及び現地調査の結果を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畠させるものとする。</p> <p>重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要安全施設を含む安全施設は、第1項において選定した自然現象又はその組合せにより、安全機能を損なうことのない設計とする。安全機能が損なわれなければ設計基準事故に至らないため、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を</p>	<p>第2項について</p> <p>重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。なお、過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畠させるものとする。</p> <p>重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要安全施設を含む安全施設は、第1項において選定した自然現象又はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわなければ設計基準事故に至らないため、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を</p>	<p>第2項について</p> <p>重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。なお、過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畠させるものとする。</p> <p>重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要安全施設を含む安全施設は、第1項において選定した自然現象又はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわなければ設計基準事故に至らないため、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>力を組み合わせる必要はなく、重要安全施設は、各々の事象に対して、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、重要安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。</p> <p><b>【説明資料 (4. : 6 自別添補足-29、30)】</b></p> <p>第3項について</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものを網羅的に抽出するために国内外の基準等や文献<sup>(1)～(12)</sup>に基づき事象を収集し、海外の選定基準<sup>(5)</sup>も考慮の上、敷地及び敷地周辺の状況を基に、設計上考慮すべき事象を選定する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものは、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害である。</p> <p><b>【説明資料 (1. : 6自別添-1～18)】</b></p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設への航空機落下確率については「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約<math>3.0 \times 10^{-3}</math>回／炉・年、4号炉は約<math>3.0 \times 10^{-8}</math>回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。</p>	<p>組み合わせる必要はなく、重要安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重要安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>発電用原子炉施設への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・7・29 原院第4号（平成14年7月30日 原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、約<math>5.0 \times 10^{-3}</math>回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。</p>	<p>組み合わせる必要はなく、重要安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重要安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>発電用原子炉施設への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日 原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、約<math>2.3 \times 10^{-3}</math>回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>したがって、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はない、航空機落下により安全施設が安全機能を損なうことはない。</p> <p>【説明資料（3. : 6 自-別添-28）】</p> <p>(2) ダムの崩壊 発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>【説明資料（3. : 6 自-別添-28）】</p> <p>(3) 爆発 発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の産業施設を調査した結果、高浜町に主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料（3. : 6 自-別添-28, 29）】</p> <p>(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート等の施設の火災 発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地</p>	<p>(2) ダムの崩壊 敷地周辺の河川としては、敷地から約17km に一級河川の北上川があり、また、牡鹿半島には、二級河川（後川、淀川及び湊川）及び準用河川（千鳥川、津持川、北ノ川及び中田川）があるが、敷地周辺にはダムや堰堤は存在しない。</p> <p>また、女川原子力発電所は女川湾に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。</p> <p>こうした状況から、敷地がダムの崩壊による影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。</p> <p>なお、女川原子力発電所は、北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km 以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで20km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート施設等の火災 発電所敷地外10km 以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃</p>	<p>(2) ダムの崩壊 敷地周辺の河川としては、敷地から約2km に二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）があるが、敷地周辺には堰堤は存在しない。</p> <p>また、泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。</p> <p>こうした状況から、敷地がダムの崩壊による影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。</p> <p>なお、敷地から東約8km の地点に共和ダムが存在するが、これによる影響はない。また、泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km 以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることははない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート施設等の火災 発電所敷地外10km 以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称及び立地の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。</p> <p>d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災 発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災 発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災 発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>e. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（3. : 6 自別添-29）】</p> <p>(5) 有毒ガス 発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで安全施設が</p>	<p>料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が<math>10^{-7}</math>回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているた</p>	<p>送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が<math>10^{-7}</math>回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているた</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
安全機能を損なうことのない設計とする。  外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取入ダンバを開操作等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 幹線道路、鉄道線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料（3. : 6 自-別添-30、31）】	め、発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。 また、中央制御室換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。	め、発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。 また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。	【女川】名称の相違 【女川】記載表現の相違 ・運転モードの名称の相違（比較結果等をとりまとめた資料No.2参照）
(6) 船舶の衝突  発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に舞鶴から小樽（北海道）までのフェリー航路があり、また、小浜湾には発電所から東方向約3kmに景勝地蘇洞門めぐりの遊覧船と小浜湾を周遊する観光船の定期航路がある。 フェリーについては、発電所と航路までの距離が離れており、発電所がその航路の針路上にないことから、取水路に船舶が漂着するおそれはない。遊覧船及び観光船については、小浜湾口部での流向は四季を通して南方向の流れと北方向の流れが卓越しており、仮に漂流したとしても取水路に船舶が漂着する可能性は低い。 また、取水路付近での漁業操業は行われていないことから、小型船舶が漂流し、取水路に侵入する可能性は極めて低い。仮に取水路に侵入し、3、4号海水ポンプ室前面に到達したとしても防護壁があり、海水ポンプの取水に影響を与えるおそれはない。 さらに、日本海航行中の大型タンカー等が座礁し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置する。 したがって、安全施設は、船舶の衝突によって取水路が閉塞することなく安全機能を損なうことはない。 【説明資料（3. : 6 自-別添-31～33）】	(6) 船舶の衝突  航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。 また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。  船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。 したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく、安全施設が安全機能を損なうことはない。	(6) 船舶の衝突  航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。 また、万が一防波堤を通過した場合であっても、取水口の呑み口高さが十分低いことから、浮遊する小型船舶が海水取水口呑み口に到達するおそれはない。また、仮に取水口呑み口に到達する事を想定しても、取水口に設置されているパイプスクリーンにより侵入は阻害され、呑み口の閉塞が生じることはないため、取水性を損なうことはない。 船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。 したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく、安全施設が安全機能を損なうことはない。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
(7) 電磁的障害  安全機能を有する原子炉保護設備は、原子炉施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、計測制御回路を構成する原子炉安全保護計装盤及びケーブルは、日本工業規格（JIS）等に基づき、ラインフ	(7) 電磁的障害  安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影	(7) 電磁的障害  安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>イルタや絶縁回路の設置により、サージ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としているため、電磁的障害により安全施設が安全機能を損なうことはない。</p> <p>【説明資料（3. : 6 自別添-33）】</p>  <p>第1.2.7.1図 発電所周辺における地滑り地形分布図</p>	<p>響を受けない設計としている。 したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p>	<p>響を受けない設計としている。 したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>追而 (地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>1.13 参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) Specific Safety Guide No.SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants" , IAEA , April 2010</li> <li>(3) NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE" , NRC, January 1983</li> <li>(5) ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" , February 2009</li> <li>(6) NEI 12-06[Rev. 0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE" , NEI, August 2012</li> <li>(7) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</li> <li>(8) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</li> </ul>	<p>1.10 参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants" IAEA, April 2010</li> <li>(2) NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide" , NRC, January 1983</li> <li>(3) ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" , February 2009</li> <li>(4) NEI 12-06[Rev. 0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE" , NEI, August 2012</li> <li>(5) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成 25年 6月 19日</li> <li>(6) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成 25年 6月 19日</li> </ul>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) 「日本の自然災害」 国会資料編纂会、1998年</p> <p>(12) NEI 06-12 "B.5.b Phase2&amp;3 Submittal Guideline" 、NEI, December 2006</p> <p>(2) Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations"、IAEA, November 2003</p> <p>(4) NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities"、NRC, June 1991</p> <p>(10) 「産業災害全史」 日外アソシエーツ、2010年1月</p> <p>(11) 「日本災害史事典 1868-2009」 日外アソシエーツ、2010年9月</p> <p>1.3 気象等 2. 気象 2.2 最寄りの気象官署等の資料による一般気象 2.2.3 最寄りの気象官署における一般気象<sup>(1)(2)(3)</sup></p> <p>舞鶴海洋気象台（平成25年4月以降は舞鶴特別地域気象観測所に名称変更）及び敦賀測候所（平成17年10月以降は敦賀特別地域気象観測所に名称変更）における一般気象に関する統計を第2.2.2 表及び第2.2.3 表に示す。</p> <p>(2) 極値 第2.2.6 表～第2.2.17 表に示す最寄りの気象官署の観測記録からみれば、この地域は冬季に比較的厳しい気象条件となる。</p> <p>舞鶴特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温-8.8°C（1977年2月16日）、最大瞬間風速51.9m/s（2004年10月20日）、積雪深さの月最大値87cm（2012年2月2日）、日最大降水量445.5mm（1953年9月25日）及び日最大1時間降水量80.2mm（1957年7月16日）である。</p> <p>敦賀特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温-10.9°C（1904年1月27日）、最大瞬間風速41.9m/s（1961年9月16日）、積雪深さの月最大値196cm（1981年1月15日）、日最大降水量211.2mm（1965年9月17日）及び</p>		<p>(7) 「日本の自然災害」 国会資料編纂会 1998 年</p> <p>(8) NEI 06-12 "B.5.b Phase 2 &amp; 3 Submittal Guideline" ,NEI, December 2006</p> <p>(9) 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014年12月</p> <p>(10) Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations" , IAEA, November 2003</p> <p>(11) NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities" , NRC, June 1991</p> <p>(12) 「産業災害全史」 日外アソシエーツ, 2010 年 1 月</p> <p>(13) 「日本災害史辞典 1868-2009」 日外アソシエーツ, 2010 年 9 月</p> <p>1.3 気象等 2. 気象 2.2 最寄りの気象官署等の資料による一般気象 2.2.3 最寄りの気象官署における一般気象<sup>(2)(3)</sup></p> <p>(1) 一般気象 寿都測候所（2008年10月以降は寿都特別地域気象観測所に名称変更）及び小樽特別地域気象観測所における一般気象に関する統計を第2.2.2 表及び第2.2.3 表に示す。</p> <p>(2) 極値 寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における観測記録の極値を第2.2.4 表から第2.2.17 表に示す。 なお、両気象観測所の所在地及び観測項目については第2.2.1 表に示す。また、両気象観測所の位置については第2.2.1 図に示す。 寿都特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温-15.7°C（1912年1月3日）、日最大降水量206.3mm（1962年8月3日）、日最大1時間降水量57.5mm（1990年7月25日）、積雪の深さの月最大値189cm（1945年3月17日）、最大瞬間風速53.2m/s（1954年9月26日）及び現気象観測所位置での最大風速20.3m/s（2004年2月23日）である。 小樽特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温-18.0°C（1954年1月24日）、日最大降水量161.0mm（1962年8月3日）、日最大1時間降水量50.5mm（2017年7月16日）、積雪の深さの月最大値173cm（1945年2月23日）である。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

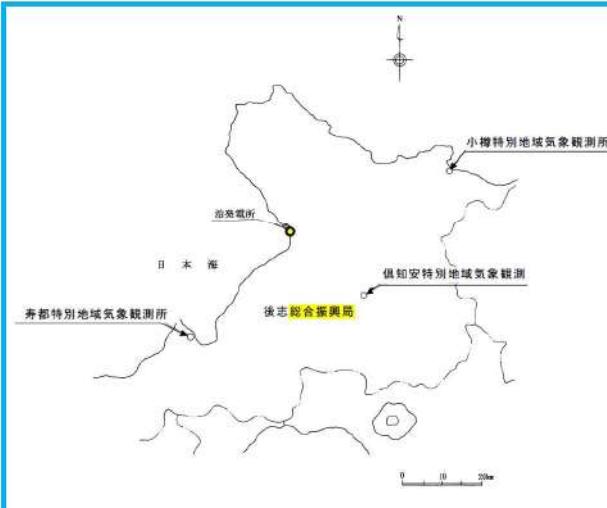
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
日最大 1 時間降水量 57.9mm (1956 年 8 月 4 日) である。 (第 2.2.2 表及び第 2.2.3 表は変更前の記載に同じ)		月 19 日), 最大瞬間風速 44.2m/s (2004 年 9 月 8 日) 及び最大風速 27.9m/s (1954 年 9 月 27 日) である。	

【女川】

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
		<p>第2.2.1表 気象官署の所在地及び観測項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象官署名</th> <th>所在地<sup>※1)</sup></th> <th>創立年月日</th> <th>露場の標高(m)</th> <th>風速計の高さ(地上高)(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿都特別地域 気象観測所<sup>※2)</sup></td> <td>寿都郡寿都町 字新栄町 209<sup>※3)</sup> (南西約 36km)</td> <td>明治 17 年 6 月 1 日 (1884 年)</td> <td>33.4<sup>※4)</sup></td> <td>気象全般 17.6<sup>※5)</sup></td> </tr> <tr> <td>小樽特別地域 気象観測所<sup>※6)</sup></td> <td>小樽市勝納町 16番13号 (東北東約 43km)</td> <td>昭和 18 年 1 月 1 日 (1943 年)</td> <td>24.9</td> <td>気象全般 13.6<sup>※7)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) ( ) 内は敷地からの方位と距離      注 2) 寿都特別地域気象観測所は、2006 年 10 月に寿都測候所から名称変更した。      注 3) 所在地は、1989 年 9 月までは寿都郡寿都町字開通町 65 である。      注 4) 露場の標高は、1989 年 9 月までは 15.8m である。      注 5) 風速計の高さは、1989 年 9 月までは 9.9m、1997 年 12 月までは 13.5m、2008 年 9 月 までは 13.4m、2011 年 9 月までは 17.4m である。      注 6) 小樽特別地域気象観測所は、1999 年 3 月に小樽測候所から名称変更した。      注 7) 風速計の高さは、1999 年 2 月までは 12.3m、2000 年 11 月までは 12.2m、2012 年 10 月までは 13.4m である。</p>  <p>第2.2.1図 気象観測所の位置</p>	気象官署名	所在地 <sup>※1)</sup>	創立年月日	露場の標高(m)	風速計の高さ(地上高)(m)	寿都特別地域 気象観測所 <sup>※2)</sup>	寿都郡寿都町 字新栄町 209 <sup>※3)</sup> (南西約 36km)	明治 17 年 6 月 1 日 (1884 年)	33.4 <sup>※4)</sup>	気象全般 17.6 <sup>※5)</sup>	小樽特別地域 気象観測所 <sup>※6)</sup>	小樽市勝納町 16番13号 (東北東約 43km)	昭和 18 年 1 月 1 日 (1943 年)	24.9	気象全般 13.6 <sup>※7)</sup>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯審査実績の反映</li> </ul>
気象官署名	所在地 <sup>※1)</sup>	創立年月日	露場の標高(m)	風速計の高さ(地上高)(m)														
寿都特別地域 気象観測所 <sup>※2)</sup>	寿都郡寿都町 字新栄町 209 <sup>※3)</sup> (南西約 36km)	明治 17 年 6 月 1 日 (1884 年)	33.4 <sup>※4)</sup>	気象全般 17.6 <sup>※5)</sup>														
小樽特別地域 気象観測所 <sup>※6)</sup>	小樽市勝納町 16番13号 (東北東約 43km)	昭和 18 年 1 月 1 日 (1943 年)	24.9	気象全般 13.6 <sup>※7)</sup>														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉												相違理由
平均気温(℃)	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15.4	19.5	21.2	18.1	12.1	5.6	-0.3	6.9	1391～2020年		
最高気温の平均(℃)	-0.2	0.3	3.9	10.2	15.7	19.2	23.0	24.6	21.6	15.6	8.4	2.0	12.0	1391～2020年		
最低気温の平均(℃)	-4.7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18.4	14.6	8.4	2.3	-2.8	5.8	1391～2020年		
相対湿度(%)	63	68	66	68	74	82	85	84	78	72	69	63	74	1391～2020年		
降水量	9.2	9.0	7.8	6.7	6.3	7.5	7.8	7.3	6.7	6.7	8.3	9.2	7.8	1371～2020年		
日照時間(時)	27.2	46.7	111.0	170.7	184.6	170.4	155.6	163.1	153.9	121.3	55.3	26.4	1393.5	1391～2020年		
全天日射量(MJ/m <sup>2</sup> )	3.7	6.4	11.4	15.7	18.2	18.9	17.9	15.9	13.2	9.0	4.6	3.1	11.5	1373～2000年		
風速 (m/s)	4.4	4.6	4.3	4.5	4.3	4.3	3.8	3.5	3.6	3.8	4.1	4.6	4.2	1391～2020年		
日最大 (m/s)	19.4	20.3	19.1	20.2	19.2	15.4	14.0	16.6	19.2	32.4	18.6	16.0	17.1	1390～2020年		
最多風向	北西	北西	北西	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	北西	北西	南南東	北西	1391～2020年		
降水 (mm)	120.2	87.4	68.1	59.3	65.9	60.7	54.5	130.1	143.8	128.0	148.2	138.5	1250.6	1391～2020年		
総蓄深さの合計(cm)	146	114	60	3	—	—	—	—	—	—	24	108	454	1391～2020年		
不規 則	9.5	5.1	3.3	3.7	4.1	4.3	3.7	4.4	3.2	2.8	6.8	10.7	62.0	1371～2020年		
大気現象 (日)	28.9	25.5	22.4	6.2	0.1	0.0	0.0	0.0	1.3	13.0	25.5	122.9	1371～2020年			
雷	0.5	0.3	0.0	0.4	1.4	2.0	1.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.3	6.8	1371～2020年		
雪	0.2	0.1	0.2	0.2	0.6	0.6	0.8	1.3	1.3	3.2	1.7	0.4	11.1	1371～2020年		
注) 露点標高	33.4m	(1989年9月までは、15.8m) 風速計の高さ 17.6m (1989年9月までは9.9m, 1997年12月までは13.5m, 2008年3月までは13.4m, 2011年9月までは17.4m) (地上面)										【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉												相違理由
平均気温(℃)	-3.1	-2.7	0.8	6.5	12.1	16.0	20.2	21.7	18.1	11.8	4.9	-1.1	8.8	1931～2020年		
最高気温の平均(℃)	-0.5	0.2	4.1	10.9	16.9	20.4	24.2	25.6	22.3	15.9	8.3	1.6	12.5	1931～2020年		
最低気温の平均(℃)	-5.3	-5.7	-2.4	2.6	7.9	12.5	17.1	18.4	14.3	7.9	1.6	-3.8	5.4	1991～2020年		
相対湿度(%)	71	70	66	64	69	78	81	78	73	69	69	71	72	1991～2020年		
降水量	8.3	8.2	7.4	6.6	6.7	7.1	7.4	7.3	6.5	6.4	7.7	8.3	7.3	1961～1990年		
日照時間(時)	63.5	78.2	128.8	175.5	200.6	170.4	163.3	167.7	159.8	133.7	79.6	59.0	1588.2	1931～2020年		
全天日射量(MJ/m <sup>2</sup> )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
風速 (m/s)	平均	3.3	3.3	3.2	2.8	2.4	2.0	1.9	2.0	2.4	2.8	3.2	3.5	2.7	1991～2020年	
	日最大	24.0	20.7	18.0	23.2	24.8	18.8	17.1	17.7	27.9	16.5	18.5	24.2	27.9	1943～1990年	
風向	東西南北	西南西	西南西	西南西	南西	東北東	東北東	南西	南西	西南西	西南西	西南西	西南西	西南西	1931～2020年	
降水量(mm)	138.1	106.6	87.3	56.4	53.7	55.6	93.6	131.3	131.7	123.0	152.4	151.9	1281.6	1931～2020年		
降雪深さの合計(cm)	157	130	80	7	—	—	—	—	—	0	36	142	556	1931～2020年		
	不照	5.5	3.5	3.1	3.3	3.7	3.5	3.6	3.5	3.0	2.6	4.2	5.4	44.9	1971～2000年	
大気現象 (日)	雪	29.8	25.7	22.8	7.6	0.2	0.0	0.0	0.0	1.6	14.9	28.5	131.2	1939～2020年		
	霧	0.2	0.1	0.3	0.3	0.8	0.9	1.5	0.1	0.0	0.0	0.2	4.5	1939～2020年		
	雷	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	1.0	1.5	1.3	0.5	0.0	6.6	1961～1990年		
(注) 露點標高 露点計の高さ (地上高)		24.3m	13.8m	(1939年2月までは12.3m, 2000年11月までは12.2m, 2012年10月までは13.4m)												【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高	最低	極 値	19.4	22.9	25.3	32.6	35.7	38.6	38.3	38.3	31.3	26.3	22.1	38.6	
1	起 年	1972	1954	1955	2004	1961	2005	2008	1994	2010	1961	1959	1959	2008	
2	起 年	1964	2004	1960	2012	2001	2011	2010	2007	2010	1977	1968	2010	2010	
3	起 年	13	22	16	22	27	25	23	16	4	6	2	2	9月11日	
最高	最低	極 値	18.9	22.8	24.5	30.9	32.3	35.0	37.8	38.1	37.4	30.9	26.1	21.6	38.3
2	起 年	1954	2004	1960	2012	2001	2011	2010	2007	2010	1977	1968	2010	2010	
3	起 年	18.6	22.5	23.4	30.9	32.2	35.0	37.8	38.1	37.0	30.3	25.4	21.3	38.3	
最高	最低	極 値	18.9	20.0	20.9	28	30	31	30	30	31	30	30	30	30
1	起 年	1970	1977	1977	1963	1965	1981	1966	1956	1966	1983	1966	1967	1977	
2	起 年	1967	1981	1986	1972	1965	1957	1966	1956	1987	1954	1970	1976	1970	
3	起 年	17	28	1	3	1	4	4	19	27	31	30	30	30	30
最高	最低	極 値	-7.8	-5.0	-2.6	1.1	7.1	13.0	15.1	8.5	2.7	-1.6	-5.8	-8.0	
2	起 年	1967	1981	1986	1972	1965	1957	1966	1956	1987	1954	1970	1976	1970	
3	起 年	7.4	-7.6	-4.6	-2.5	2.5	7.3	14.3	15.5	8.5	3.6	-1.3	-4.6	-7.8	
最高	最低	極 値	-7.4	-7.6	-4.6	-2.5	2.5	7.3	14.3	15.5	8.5	3.6	-1.3	-4.6	
1	起 年	1960	1977	1963	1962	1991	1969	1966	1981	1965	1949	1965	1947	1967	
2	起 年	26	17	6	5	5	8	3	6	30	31	28	24	1月17日	
3	起 年	26	17	6	5	5	8	3	6	30	31	28	24	1月17日	

(東北特別地域気象観測所 緩測記録)

統計期間：1947年～2012年  
極値の単位：℃

泊発電所3号炉

【女川】  
記載方針の相違  
・大飯審査実績の反映

統計期間：1885年～2021年  
極値の単位：℃

第2.2.4表 日最高・日最低気温の順位（寿都特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高	最低	極 値	12.2	11.2	17.5	27.7	31.3	33.0	34.0	31.1	25.3	20.6	15.1	34.0	
1	起 年	1303	1367	2018	1338	2013	2014	1124	1304	1333	1346	2003	1353	1364	
2	起 年	24	23	28	21	27	4	20	20	1	3	3	1	8月20日	
3	起 年	10.6	10.6	14.9	23.4	28.2	23.2	32.5	39.7	30.8	24.3	20.4	14.7	33.7	
最高	最低	極 値	10.6	10.6	14.9	23.4	28.2	23.2	32.5	39.7	30.8	24.3	20.4	14.7	33.7
1	起 年	1803	1860	2015	2018	2019	2010	1124	1894	2020	2021	1344	1380	1384	
2	起 年	25	25	28	21	26	28	28	7	8	4	2	14	8月7日	
3	起 年	1916	1937	2008	2015	2019	2005	2000	2010	2012	2021	1340	1383	2010	
最高	最低	極 値	9	25	23	27	25	23	31	6	18	10	6	4	8月8日
1	起 年	1312	1333	1322	1323	1887	1323	1887	1356	1364	1324	1887	1337	1312	
2	起 年	15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.8	-9.0	-15.0	-15.7	
3	起 年	9	13	1	3	4	5	3	22	28	23	30	27	1月3日	
最高	最低	極 値	-15.2	-14.4	-11.3	-5.8	-1.1	3.4	7.7	11.1	5.2	-3.5	-8.7	-13.3	-15.2
1	起 年	1802	1933	1922	1885	1995	1306	1925	1883	1898	1904	1391	1337	1922	
2	起 年	24	11	2	2	6	1	1.3	7	26	30	29	26	1月24日	
3	起 年	14.1	-14.3	-11.0	-5.4	-0.9	8.1	11.2	5.6	-8.1	-8.2	-13.0	-15.1	-15.1	
最高	最低	極 値	5	8	4	8	8	1	6	30	27	30	24	1月5日	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

		統計期間：1897年～2012年 極値の単位：℃													
		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
月別		極 値	18.9	20.5	21.5	20.0	31.9	36.8	37.6	36.7	30.8	26.1	21.4	37.6	
最高		1 起年	1914	2010	1906	1998	1982	1904	1917	1918	2010	1999	1977	1929	1918
高 気温		2 起年	18.7	20.3	21.4	20.1	29.8	31.3	36.3	37.0	37.2	36.4	30.1	25.7	37.6
最高		3 起年	1915	1922	1902	2012	1969	1904	1919	1918	2010	1959	1952	1929	1917
最高		日	14	24	20	13	29	31	13	1	2	1	15	8月13日	
最高		日	28	24	19	29	10	30	22	12	5	14	4	14	7月31日
最高		日	18.0	19.3	20.8	29.4	34.2	36.8	37.1	35.9	36.0	35.3	26.8	37.2	
最高		日	25	27	31	22	29	30	22	20	6	3	3	16	8月12日
最高		日	-10.9	-10.5	-9.6	-1.7	2.0	7.9	13.1	14.1	8.6	2.7	-1.0	-6.2	-10.9
最高		日	1904	1942	1936	1934	1929	1921	1915	1929	1966	1936	1929	1926	1904
最高		日	27	14	1	7	6	4	1	30	30	24	24	28	1月27日
最低		起年	1934	1913	1936	1912	1968	1906	1966	1956	1933	1918	1970	1926	1912
最低		日	29	12	3	2	1	1	5	20	29	26	30	27	2月14日
最低		起年	1948	1945	1936	1936	1942	1934	1981	1915	1942	1941	1946	1899	1956
最低		日	19	7	6	1	3	3	8	22	22	29	24	30	3月11日

(数値特別地域気象観測所 暫測記録)

泊発電所3号炉

統計期間：1843年～2021年  
極値の単位：℃

第2.2.5表 日最高・日最低気温の順位（小樽特別地域気象観測所）

		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
		極 値	11.0	12.1	16.3	27.6	30.2	31.8	34.2	34.3	33.8	25.7	21.8	15.2	36.2
最高		1 起年	2003	2010	1997	1998	2013	2005	2000	2000	2012	1978	2003	1954	2021
最高		1 日	28	25	21	25	23	31	1	18	2	3	1	7月28日	
最高		2 起年	2000	2010	2018	1961	2013	1931	2018	1978	2012	1387	1382	2021	2000
最高		2 日	7	28	23	26	3	23	3	4	11	4	1	8月1日	
最高		3 起年	9.5	11.5	15.3	24.3	29.5	30.6	33.5	34.4	32.4	25.0	20.5	14.8	34.7
最高		3 日	1888	1860	1864	2018	1951	2003	1976	1938	2011	1934	2005	1954	1978
最高		22	25	31	30	30	25	26	9	3	13	7	2	8月3日	
最高		1 起年	1354	1378	1370	1964	1930	1981	1951	1971	1964	1955	1971	1952	1954
最高		1 日	24	17	2	8	8	1	5	19	28	31	29	25	1月24日
最高		2 起年	1945	1944	1946	1970	1976	1954	1969	1949	1992	1950	1932	1964	1978
最高		2 日	27	12	18	5	4	6	10	30	29	24	24	2	2月17日
最高		3 起年	1945	1945	1986	1984	1980	1954	1987	1982	1981	2008	2016	1984	1945
最高		3 日	18	21	4	3	7	8	1	25	28	28	25	1月27日	

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

第2.2.8表 日最小温度の順位（舞鶴特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
順位	極 値	月	22	16	10	6	14	19	20	27	33	22	24	23	6
1 起 年	1980	1976	2006	2001	1999	2004	2004	2000	2000	1994	2005	2005	2005	2001	
1 日	31	27	25	23	1	15	23	28	18	7	8	17		4月23日	
2 起 年	2010	2001	2012	2001	1979	2008	2012	2000	1995	1988	2006	1996	1996	2006	
2 日	27	27	29	27	5	13	31	25	27	23	7	1		3月25日	
3 起 年	2004	2004	1979	2004	1982	2002	2011	2004	2011	1981	1976	1980	1980	2001	
3 日	13	19	28	18	8	10	14	3	7	17	23	14		4月27日	

(舞鶴特別地域気象観測所 気象記録)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.2.6表 日最小温度の順位（寿都特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
順位	極 値	月	27	23	19	10	12	18	29	22	24	26	20	26	10
1 起 年	1981	1997	1998	2018	2002	2015	2003	2001	2001	2005	1996	1996	2005	2018	
1 日	5	25	24	29	3	1	6	19	20	26	4	7	4月29日		
2 起 年	1954	1981	2003	2008	2016	2004	1980	2005	1992	1982	1957	2008	2008		
2 日	7	26	22	23	21	3	3	24	18	22	4	10	4月23日		
3 起 年	1983	2007	2008	2018	1994	2004	1983	1951	1958	2007	2015	2005	2018		
3 日	29	26	22	30	13	17	2	11	15	12	4	8	4月30日		

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉												女川原子力発電所2号炉												泊発電所3号炉																																							
統計期間：1947年～2012年 極値の単位：mm												統計期間：1885年～2021年 極値の単位：mm												統計期間：1947年～2012年 極値の単位：mm																																							
順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年																
1	極 値	80.5	78.5	62.0	75.0	168.0	142.8	156.0	157.0	445.5	277.0	87.0	82.2	445.5	445.5	1	起 年	2042	1968	1986	1974	2011	1962	1972	1971	1953	2004	1977	1959	1953	1953	1	起 年	2006	1972	2015	1947	1998	1886	1981	1962	2011	1991	1972	1925	1962	1962	1	起 年	2006	1972	2015	1947	1998	1886	1981	1962	2011	1991	1972	1925	1962	1962
2	極 値	56.5	51.6	61.0	63.9	121.5	117.0	121.5	154.0	247.2	174.2	86.5	76.5	277.0	277.0	2	起 年	1970	1956	1983	1950	1995	1993	1949	1982	1959	1961	1950	2005	2004	2004	2	起 年	1915	1935	1927	1921	1980	1979	1975	2017	1975	1979	1975	1975	1975	1975	2	起 年	1970	1956	1983	1950	1995	1993	1949	1982	1959	1961	1950	2005	2004	2004
3	極 値	50.0	48.5	50.0	62.5	112.5	116.5	116.0	122.5	213.5	113.5	83.0	60.5	247.2	247.2	3	起 年	2009	2000	2002	2010	1983	2001	1995	1996	1972	1960	2009	1993	1959	1959	3	起 年	31	16	27	12	16	19	3	28	16	7	11	16	9月26日	3	起 年	31	16	27	12	16	19	3	28	16	7	11	16	9月26日		

(舞鶴特別地域気象観測所 規測記録)

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉												泊発電所3号炉												相違理由					
女川原子力発電所2号炉													泊発電所3号炉																
順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
順位	極値	118.9	88.7	69.0	80.8	164.5	133.5	184.6	182.3	211.2	168.1	101.9	118.6	211.2	順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	1942	1939	1975	1909	2011	1911	1948	1960	1965	1961	1914	1897	1965		1 起年	1970	1994	2015	1956	1998	1967	1961	1962	1985	1979	1972	2021	1962	
1 日	5	7	20	7	29	28	24	29	17	27	22	22	9月17日		1 起年	1993	1972	1975	1982	2014	2017	1961	1975	2015	2006	2013	1999	1975	
2 起年	1975	1922	2001	1967	1995	1920	1930	1959	1953	1913	1921	1922	1948		2 起年	29	31	27	31	21	23	9	13	25	3	9	16	7月24日	
2 日	11	16	4	4	12	28	9	13	13	25	3	9	16		2 起年	1936	1908	1977	1947	1968	1952	1967	1956	1954	1945	1908	1937	1960	
3 起年	102.9	74.2	55.0	70.5	113.0	100.4	155.5	169.8	165.0	140.2	90.3	99.5	182.3		3 起年	31	6	24	21	4	23	9	4	17	9	12	27	8月29日	
3 日																													

(敦賀特別地域気象観測所 記測記録)

第2.2.11表 日降水量の順位（敦賀特別地域気象観測所）

統計期間：1897年～2012年  
極値の単位：mm

順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	1942	1939	1975	1909	2011	1911	1948	1960	1965	1961	1914	1897	1965	
1 日	5	7	20	7	29	28	24	29	17	27	22	22	9月17日	
2 起年	1975	1922	2001	1967	1995	1920	1930	1959	1953	1913	1921	1922	1948	
2 日	11	16	4	4	12	28	9	13	13	25	3	9	16	7月24日
3 起年	102.9	74.2	55.0	70.5	113.0	100.4	155.5	169.8	165.0	140.2	90.3	99.5	182.3	
3 日	31	6	24	21	4	23	9	4	17	9	12	27	8月29日	

順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	1970	1994	2015	1956	1998	1967	1961	1962	1985	1979	1972	2021	1962	
1 日	31	22	10	16	2	6	25	3	1	19	21	17	8月3日	
2 起年	1993	1972	1975	1982	2014	2017	1961	1975	2015	2006	2013	1999	1975	
2 日	29	14	21	10	16	22	24	23	2	7	8	9	8月23日	
3 起年	1996	1972	1999	1947	1999	1998	2017	1981	1998	1957	1992	1977	1985	
3 日	9	27	3	21	5	20	16	23	16	17	20	17	9月1日	

第2.2.9表 日降水量の順位（小樽特別地域気象観測所）

順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	1970	1994	2015	1956	1998	1967	1961	1962	1985	1979	1972	2021	1962	
1 日	31	22	10	16	2	6	25	3	1	19	21	17	8月3日	
2 起年	1993	1972	1975	1982	2014	2017	1961	1975	2015	2006	2013	1999	1975	
2 日	29	14	21	10	16	22	24	23	2	7	8	9	8月23日	
3 起年	1996	1972	1999	1947	1999	1998	2017	1981	1998	1957	1992	1977	1985	
3 日	9	27	3	21	5	20	16	23	16	17	20	17	9月1日	

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

第2.2.12表 1時間降水量の順位（舞鶴特別地域気象観測所）

順位		統計期間：1947年～2012年 極値の単位：mm											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	極値	13.5	15.8	19.0	28.5	49.5	47.0	80.2	52.0	60.0	36.5	35.5	27.5
	日	2012	1951	1989	1976	1998	1976	1957	2004	1953	2004	2001	2004
2 起年	極値	13.0	10.4	15.5	21.5	35.0	43.0	57.5	48.5	57.5	34.8	24.2	21.0
	日	2012	1963	2007	1967	1980	2001	1982	1987	1979	1961	1951	2005
3 起年	極値	12.5	10.0	14.0	21.0	39.0	43.0	48.0	55.0	26.5	22.0	17.5	57.5
	日	1989	1993	2012	1958	1971	1999	1996	1962	1998	2007	1989	2008

(舞鶴特別地域気象観測所 観測記録)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.2.10表 1時間降水量の順位（寿都特別地域気象観測所）

順位		統計期間：1938年～2021年 極値の単位：mm											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 起年	極値	12.0	10.5	13.5	11.9	15.0	20.6	57.5	49.0	42.0	25.5	24.0	13.0
	日	2000	1974	2015	1953	1998	1957	1990	1973	1985	2005	2008	1962
2 起年	極値	19	1	13	23	2	19	25	10	7	2	7	30
	日	2006	1967	1979	2017	2002	2020	2010	1947	1948	2003	1987	1990
3 起年	極値	3	22	20	18	31	27	29	1	13	29	5	1
	日	1997	2015	2002	1988	2016	2007	1999	2010	1938	1980	1938	1947

凡例 1:資料不足

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

第2.2.13表 1時間降水量の順位（敦賀特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極 値	極 値	22.0	21.0	19.0	22.1	28.0	46.5	57.5	57.9	56.0	32.5	19.5	21.5	57.9
2	起 年	起 年	1974	2004	2010	1967	2011	1967	1985	1956	2004	1979	1968	2010	1956
3	極 値	極 値	15.5	20.7	16.0	19.5	26.5	39.0	57.2	47.9	55.0	30.0	19.0	16.5	57.5
4	起 年	起 年	2002	1954	1982	2011	1971	1972	1948	1950	1977	2011	1979	2007	1985
5	極 値	極 値	13.0	12.3	15.7	18.7	26.2	35.0	49.0	44.5	46.8	25.5	18.5	15.5	57.2
6	起 年	起 年	1981	1951	1966	1962	1955	1969	1994	2001	1961	2007	1990	1991	1948
7	極 値	極 値	11	22	4	3	11	29	7	9	16	26	4	12	7月24日

(敦賀特別地域気象観測所 観測記録)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.2.11表 1時間降水量の順位（小樽特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極 値	極 値	9.5	10.5	11.0	11.5	11.0	20.5	50.5	39.0	40.2	25.0	13.5	9.5	50.5
2	起 年	起 年	1996	1981	2015	2017	1997	1967	2017	1955	1954	2000	1976	1972	2017
3	極 値	極 値	8	13	10	18	8	6	16	18	11	1	4	1	7月16日
4	起 年	起 年	1994	1972	1999	1956	1995	2013	1970	1973	1992	2011	1987	1989	1954
5	極 値	極 値	7	14	3	16	26	27	29	17	1	12	18	9	9月11日
6	起 年	起 年	2010	2007	1979	1992	1987	1996	1946	2010	1985	2010	2006	1971	1955
7	極 値	極 値	13	4	17	24	13	19	23	8	1	26	7	3	8月18日

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

第2.2.14表 積雪の深さの月最大値の順位（舞鶴特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	11	12	年
起年	極値		60	87	43	0	18	60	87
日		1975	2012	1977	2007	1970	2005	2012	
1	極値	60	87	43	0	18	60	87	
	起年	13	2	5	4	30	19	2012	
	日							2月2日	
2	極値	56	83	39	0	6	48	83	
	起年	2006	1984	2001	1996	1971	1976	1984	
	日	8	10	9	3	39	28	2月10日	
3	極値	54	78	32	0	2	41	78	
	起年	1976	2000	2000	1995	1976	1995	2000	
	日	23	17	1	3	30	26	2月17日	

(舞鶴特別地域気象観測所 観測記録)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

順位		月	1	2	3	4	10	11	12	年
極値			170	180	189	106	8	55	165	189
起年	年	1922	1945	1945	1957	1912	1962	1892	1945	
日		31	17	17	2	22	27	17	3月17日	
1	極値	170	180	189	106	8	55	165	189	
	起年	1922	1945	1945	1957	1912	1962	1892	1945	
	日									
2	極値	142	177	165	103	7	48	130	180	
	起年	1937	1893	1933	1934	1918	1892	1956	1945	
	日	24	10	13	2	25	29	25	2月17日	
3	極値	141	169	144	100	6	34	97	177	
	起年	1893	1922	1893	1933	1904	1997	1946	1893	
	日	31	1	1	1	30	30	26	2月10日	

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

第2.2.15表 積雪の深さの月最大値の順位（敦賀特別地域気象観測所）

統計期間：1897年～2012年  
極値の単位：cm

順位		月	1	2	3	4	10	11	12	年
1	極 値	196	154	94	9	0	20	90	96	
2	起 年	1981	1963	1936	1907	2002	1970	1976	1981	
3	極 値	147	138	75	2	—	6	88	154	
4	日	15	1	2	1	29	30	29	1月15日	
5	起 年	1917	1977	1981	1958	—	2008	1938	1963	
6	日	11	17	1	1	—	20	30	2月1日	
7	起 年	1963	1947	1977	1996	—	1950	1984	1917	
8	日	31	21	6	4	—	15	30	1月11日	

(敦賀特別地域気象観測所 観測記録)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川】  
 記載方針の相違  
 • 大飯審査実績の反映

第2.2.13表 積雪の深さの月最大値の順位（小樽特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	10	11	12	年
1	極 値	172	173	167	99	6	46	112	173	
2	起 年	1954	1945	1945	2005	1984	1953	2014	1945	
3	極 値	142	160	153	92	5	42	105	172	2月19日
4	起 年	1991	1954	2005	2013	1994	2004	2000	1956	2006
5	日	31	1	4	1	27	28	24	2月10日	

## 第2.2.16表 最大瞬間風速の順位（舞鶴特別地域気象観測所）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

順位		統計期間：1947年～2012年 極値の単位：m/s											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 極 値	30.8	28.6	29.7	26.5	33.6	29.6	26.6	34.0	51.1	51.9	26.9	37.3	51.9
1 風 向	N	SSE	SSE	WSW	WNW	NW	NW	N	N	N	N	N	N
起年 日	1960-16	1951-22	1951-6	1987-21	2007-10	1972-39	1980-23	1982-1	1959-26	2004-20	1953-11	1989-24	2004年10月20日
2 極 値	29.1	28.1	27.4	26.1	29.6	25.9	31.0	48.3	33.7	26.5	28.6	51.1	
2 風 向	N	N	NNE	S	NW	NNW	NW	WNW	NNW	NW	NNW	NNW	N
起年 日	1960-17	1987-3	1979-11	1959-4	1951-9	1997-28	1970-14	1963-31	1961-16	2009-8	1955-16	1962-6	1959年9月26日
3 極 値	28.3	26.8	26.8	25.5	26.0	22.7	24.5	30.7	40.6	33.1	25.6	28.2	48.3
3 風 向	W	NNW	ESE	NNW	NNW	N	N	E	N	SSW	N	NNW	NNW
起年 日	1955-16	1968-16	1951-1	1960-10	1969-19	1952-11	1951-2	2004-30	1955-25	1998-18	1951-3	1986-19	1961年9月16日

（舞鶴特別地域気象観測所 観測記録）

第2.2.14表 最大瞬間風速の順位（寿都特別地域気象観測所）

順位		統計期間：1885年～2021年 極値の単位：m/s											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1 極 値	46.3	36.4	37.6	41.0	44.9	40.3	33.6	38.7	53.2	40.0	36.1	38.3	53.2
1 風 向	北西	西南西	西	南東	南南東	東	東	南東	南西	南東	北西	北北	南西
1 起年	1965	1973	1970	1974	1955	1945	1936	1970	1954	1956	1975	1965	1954
2 極 値	35.5	35.0	37.0	37.9	39.0	36.1	31.0	33.3	38.5	39.4	35.4	36.0	46.3
2 風 向	西北	北北	南東	南南	南	南南	東	東	南東	南東	北北	北西	北西
2 起年	1979	2004	1978	1983	1986	1989	1982	1987	1949	1979	1969	1965	1965
2 日	19	23	10	29	15	26	17	31	1	20	25	17	1月4日
3 極 値	35.0	34.5	35.0	37.5	37.4	33.3	29.2	32.7	35.0	37.0	35.3	34.3	44.9
3 風 向	北西	北北	東	南南	南	南	東	南東	南	北西	南南	北北	南南東
3 起年	1965	1994	1978	1973	1981	1989	1983	2016	2004	1982	1993	1970	1955
3 日	2	22	1	25	11	25	4	30	8	25	14	13	5月4日

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

統計期間：1909年～2012年  
極値の単位：m/s

第2.2.17表 最大瞬間風速の順位（敦賀特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極 値	31.0	36.9	35.4	39.1	32.5	39.5	29.7	39.5	41.9	36.4	35.2	32.6	41.9	
	風 向	NNW	NNW	WSW	SSE	S	ESE	WNW	SSE	N	SE	SSE	SSE	N	
	起年/日	1996/8	2000/8	1995/16	1988/18	2007/17	2004/21	2008/27	1993/10	1991/16	1998/18	1997/25	1948/31	1961/4/9/16/11	
2	極 値	30.7	34.6	31.8	37.5	32.0	34.6	28.3	36.5	40.7	33.6	31.8	32.4	40.7	
	風 向	NNW	NW	WNW	SSE	SE	SSE	WNW	SE	SSE	N	SE	SE	SSE	
	起年/日	2002/5	1998/8	2005/24	2012/3	1999/19	1993/2	2002/17	2004/30	1965/10	2004/21	1997/29	2004/4	1965/4/9/10/10	
3	極 値	30.2	35.4	31.3	33.4	31.5	34.6	26.3	30.3	38.3	33.0	29.5	30.2	39.5	
	風 向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	SSE	NW	S	SE	SSE	NW	ESE		
	起年/日	1997/22	1991/15	1975/20	1960/20	2003/30	1990/9	1979/4	1960/29	1950/3	1985/6	1990/9	1994/5	2004/6/21/21	

(敦賀特別地域気象観測所 観測記録)

統計期間：1943年～2021年  
極値の単位：m/s

第2.2.15表 最大瞬間風速の順位（小樽特別地域気象観測所）

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極 値	31.4	27.0	30.6	32.4	30.3	31.8	22.3	35.2	44.2	31.4	32.5	34.5	44.2	
	風 向	南西	北	西北	南	南西	南	東	西南	西南	西	南	南	西南	
	起年	1983	2004	1991	1974	1952	1969	1992	1981	2004	1984	1982	2012	2004	
	日	27	23	7	21	14	9	18	23	8	28	30	6	9月8日	
2	極 値	31.3	26.9	27.1	30.1	28.8	29.2	20.7	34.8	37.2	30.3	31.7	31.2	37.2	
	風 向	南西	南南	南	西南	西	西南	西	東	南	西南	西南	西	西南	
	起年	2003	1966	1970	2002	2007	2003	1982	1970	1954	2002	2005	2000	1954	
	日	28	8	17	18	1	3	17	16	27	2	29	24	9月27日	
3	極 値	30.3	26.3	26.9	28.3	27.6	29.0	20.1	28.1	34.5	29.7	31.1	29.2	35.2	
	風 向	南南	南西	南西	南	南西	南	西南	西南	西南	南	南	西	西南	
	起年	1985	2006	2010	1986	1951	1979	1994	1994	1987	1982	1997	1980	1981	
	日	10	27	21	9	6	11	4	7	1	27	27	4	8月23日	

【女川】

記載方針の相違

・大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

【女川】  
 記載方針の相違  
 ・大飯審査実績の反映

第2.2.16-1表 最大風速の順位（寿都特別地域気象観測所（移転前））

順位		統計期間：1885年～1885年3月												
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極 値	40.5	34.6	36.0	49.8	39.5	35.9	32.5	28.6	42.0	32.4	32.1	37.7	43.8
	風 向	北	南	南	東	南	南	東	東	南	南	南	南	南南東
1	起 年	1339	1388	1347	1352	1395	1345	1336	1313	1354	1322	1324	1352	
	日	9	17	24	15	18	3	3	18	28	28	8	10	4月15日
2	極 値	32.2	30.9	34.8	33.9	35.1	34.7	27.0	26.4	36.8	32.0	31.7	29.7	42.0
	風 向	北西	南	西南	南	南	東	東	東	南	南	東	東	南北西
2	起 年	1365	1324	1388	1319	1355	1345	1395	1313	1321	1356	1323	1385	1954
	日	4	3	27	10	4	2	3	17	28	31	25	16	3月26日
3	極 値	32.2	30.6	33.8	32.2	35.0	30.7	26.2	25.6	36.3	30.7	30.2	28.1	40.5
	風 向	北北	南	南	東	南	南	東	南	南	南	北	北北	北
3	起 年	1338	1354	1326	1358	1336	1345	1358	1339	1302	1354	1323	1380	1338
	日	26	27	25	25	20	18	6	6	28	3	3	18	1月9日

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉												相違理由														
第2.2.17表 最大風速の順位（小樽特別地域気象観測所）																														
統計期間：1943年～2021年 極値の単位：m/s																														
月																														
1																														
極 値																														
風 向																														
極 値																														
風 向																														
極 値																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														
風 向																														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.6 参考文献</p> <p>(1) 「福井県の気候」 福井地方気象台、昭和51年11月</p> <p>(2) 「日本気候表」 気象庁、昭和57年2月（その2）、昭和57年1月（その3）</p> <p>(3) 「福井県気象月報」 福井地方気象台、昭和56年1月～昭和60年12月</p> <p>(4) 「大飯発電所風洞実験報告書」 関西電力株式会社、昭和63年5月</p> <p>(5) 「福井県統計年鑑（2002年～2011年版）」 福井県</p>		<p>2.6 参考文献</p> <p>(1) 「日本の気候」 和達清夫監修、昭和33年9月</p> <p>(2) 「日本気候表」 気象庁編集、平成3年3月、平成13年3月</p> <p>(3) 「北海道の気候」 札幌管区気象台編集、昭和39年3月、昭和48年4月、昭和58年7月、平成4年8月</p> <p>(4) 「泊発電所3号機 特別気象観測調査報告書」 財団法人 日本気象協会北海道本部、株式会社 アイ・エス・ティ北海道、平成10年3月</p> <p>(5) 「泊発電所3号増設に伴う排ガス拡散の風洞実験」 財団法人 電力中央研究所、平成11年4月</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p><b>4. 水理</b></p> <p><b>4. 1 陸水</b></p> <p>発電所の位置する大島半島の地形は、標高150～500m程度の山なみが中央を走り、北西側は急斜面で直接若狭湾に、南東側は比較的緩斜面で小浜湾に臨んでいる。発電所周辺における主な河川としては、小浜湾に注ぐ1級河川の北川及び2級河川の南川、飯盛川、本所川、佐分利川がある。</p> <p>発電所敷地内には、鯨谷（流域面積約0.203km<sup>2</sup>）及び大谷口（流域面積約0.126km<sup>2</sup>）の渓流があるが、集水面積は小さく流量は少量である。</p> <p>また、発電所構内の降雨水は、大部分構内排水路で集水し、海域へ排出するが、集水面積は小さく流量は少量である。</p> <p>ダムについては、発電所から南方約9kmの地点に大津呂ダムが存在するが、発電所の立地している大島半島にはない。</p> <p>発電所周辺の陸水状況を第4.1.1図に示す。</p> <p>このような地形及び表流水の状況から判断して、出水により原子炉施設等が影響を受けることはない。</p> <p><b>4. 2 海象</b></p> <p><b>4. 2. 1 潮位及び流況</b></p> <p>(1) 潮位</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から西方約25km地点に位置する舞鶴検潮所における潮位を設計潮位とした。</p> <p>舞鶴検潮所の記録による最近5ヶ年（平成19年～平成23年）の平均潮位及び昭和44年の観測開始以来の最高、最低潮位は次のとおりである。</p> <p>最高潮位 (H.H.W.L.) T.P. +0.93m      朔望平均満潮位 (H.W.L.) T.P. +0.49m      平均潮位 (M.W.L.) T.P. +0.25m      朔望平均干潮位 (L.W.L.) T.P. -0.01m      最低潮位 (L.L.W.L.) T.P. -0.45m      (T.P.は東京湾平均海面)</p> <p>大飯発電所における過去1年間（平成24年1月～平成24年12月）の潮位観測において、舞鶴検潮所の潮位とほとんど差がない結果を得ている。</p> <p>なお、敷地では過去において高潮による被害を受けた例はみられない。</p>		<p><b>4. 水理</b></p> <p><b>4. 1 陸水</b></p> <p>敷地は、積丹半島西側基部の海沿いに位置した標高40～130mの丘陵地であり、地形は海岸へ向かってなだらかに傾斜している。</p> <p>敷地を含む周辺の表流水のほとんどは、敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）及び敷地東側の発足川（流域面積18.2km<sup>2</sup>）に集まり、日本海へ注いでいる。</p> <p>また、発電所構内の降雨水は、構内排水設備で集水し、海域へ排水される。</p> <p>ダムについては、泊発電所から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布している。</p> <p>このような地形及び表流水の状況から判断して、出水により原子炉施設等が影響を受けることはない。</p> <p><b>4. 2 海象</b></p> <p><b>4. 2. 1 潮位及び流況</b></p> <p>(1) 潮位</p> <p>当地点近傍における潮位は、北海道開発局による敷地の南約5kmに位置する岩内港の潮位観測記録（1961年9月～1962年8月、ただし最高潮位及び最低潮位は1965年8月～1996年12月）によれば、下記のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>最高潮位(H.H.W.L.)</td> <td>T.P. +1.00m (1987年9月1日)</td> </tr> <tr> <td>朔望平均満潮位(H.W.L.)</td> <td>T.P. +0.26m</td> </tr> <tr> <td>平均水面(M.S.L.)</td> <td>T.P. +0.21m</td> </tr> <tr> <td>朔望平均干潮位(L.W.L.)</td> <td>T.P. -0.14m</td> </tr> <tr> <td>最低潮位(L.L.W.L.)</td> <td>T.P. -0.36m (1979年1月29日) (T.P.は東京湾平均海面)</td> </tr> </tbody> </table>	最高潮位(H.H.W.L.)	T.P. +1.00m (1987年9月1日)	朔望平均満潮位(H.W.L.)	T.P. +0.26m	平均水面(M.S.L.)	T.P. +0.21m	朔望平均干潮位(L.W.L.)	T.P. -0.14m	最低潮位(L.L.W.L.)	T.P. -0.36m (1979年1月29日) (T.P.は東京湾平均海面)	<p><b>【女川】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯審査実績の反映</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯審査実績の反映</li> </ul>
最高潮位(H.H.W.L.)	T.P. +1.00m (1987年9月1日)												
朔望平均満潮位(H.W.L.)	T.P. +0.26m												
平均水面(M.S.L.)	T.P. +0.21m												
朔望平均干潮位(L.W.L.)	T.P. -0.14m												
最低潮位(L.L.W.L.)	T.P. -0.36m (1979年1月29日) (T.P.は東京湾平均海面)												

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 流況</p> <p>発電所周辺海域は、潮の干満に伴い、流れが規則的に変化する周期性が少なく、放水口前面海域では東方向（北東～東南東方向）と西方向（西南西～北西方向）の流れが卓越している。</p> <p>放水口前面海域の流向出現率は、東流が約37%、西流が約35%である。</p> <p>放水口前面海域の流速の出現率は、年間を通じ、30cm/s未満が約77%～約92%を占めており、季節別でも大きな変化はない。</p> <p>また、出現率の多い流速は10cm/s～20cm/sであり、その値は約44%である。</p> <p>取水路前面の小浜湾口部での流向は、四季を通して南方向と北方向の流れが卓越している。</p> <p>調査時期 春季；昭和57年5月～6月 夏季；昭和57年8月 秋季；昭和57年10月 冬季；昭和58年3月</p>  <p>第4.1.1図 発電所周辺の陸水状況</p>		<p>(2) 流況</p> <p>敷地前面の流況は、当社が行った1997年1月から1997年12月までの流況観測記録（海面下2m）によれば、流速は、10cm/s未満の出現頻度が高くなっている。また、流向については、各季節ともほぼ沿岸地形に沿った流れが卓越しており、北流及び南流の傾向がみられる。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯審査実績の反映（既許可の記載）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

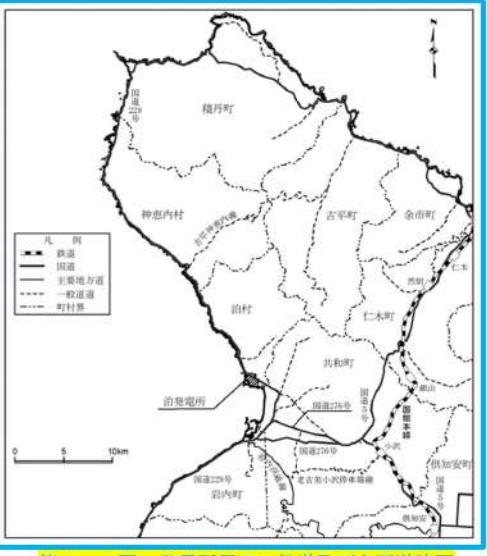
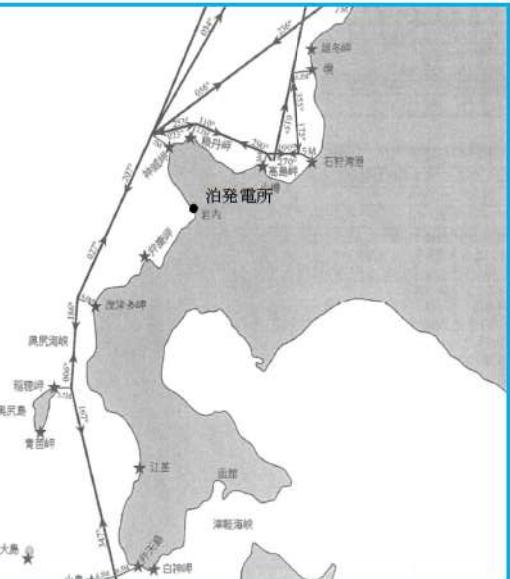
## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>6. 社会環境</b></p> <p><b>6.4 交通運輸</b></p> <p>発電所周辺地域の鉄道路線としては、JR小浜線（敦賀～東舞鶴）があり、発電所の南南西方向約7kmに最寄りの若狭本郷駅がある。発電所周辺地域はこの鉄道により敦賀、福井、京都、大阪方面及び舞鶴、豊岡、綾部、福知山方面と連絡している。</p> <p>発電所周辺地域の主要道路としては、一般国道27号線、舞鶴若狭自動車道、県道赤磯崎公園線等がある。一般国道27号線は、敦賀市から舞鶴市、綾部市等を経て京丹波町に至るもので、当地域においては小浜市、おおい町、高浜町を東西に横断する重要な幹線道路である。舞鶴若狭自動車道は、敦賀市から舞鶴市、綾部市等を経て三木市に至るもので、当地域においては北陸、近畿、東海に繋がる重要な高速道路である。県道赤磯崎公園線はおおい町本郷において一般国道27号線から分岐し、青戸の大橋によって大島半島に入り、その東岸を北進して赤磯崎に至るが、発電所へ至る道路はこの末端に近いところで分岐している。</p> <p>海上交通としては、発電所沖合約18kmに舞鶴から小樽（北海道）へのフェリー航路があり、また、小浜湾には景勝地蘇洞門めぐりの遊覧船及び観光船（青戸クルージング）の定期航路がある。</p> <p>発電所周辺の鉄道、主要道路及び海上交通を第6.4.1図に示す。</p> <p>航空関係としては、発電所の近くに空港はなく、発電所の南方約80kmに大阪国際空港、北東約80kmに福井空港、西方約80kmに但馬空港がある。発電所上空には航空路はないが広域航法(RNAV)経路(Y18、Y384)があり、その中心線は発電所の近傍を通っている。これらの航空路等に関する平成25年下半期及び平成26年上半年の交通便数の調査によると、当該空域を管轄する管制部に係る最大交通便数日(平成26年6月4日)の広域航法経路(Y384)の飛行便数は1日9便、広域航法経路(Y18)の飛行便数は1日22便である。なお、発電所上空に訓練区域は設定されておらず、航空機は原子力関係施設上空を飛行することを規制されている。</p> <p>発電所周辺の航空路<sup>(8)</sup>を第6.4.2図に示す。</p>		<p><b>6. 社会環境</b></p> <p><b>6.4 交通運輸</b></p> <p>発電所に近い鉄道路線には、北海道旅客鉄道株式会社函館本線（函館～旭川）があり、発電所の最寄りの駅は小沢駅である。</p> <p>主要な道路としては、国道5号（札幌～函館）、国道229号（小樽～江差）及び国道276号（江差～苦小牧）があり、国道229号は国道276号及び道道269号により国道5号に連絡している。</p> <p>敷地の最寄りの港湾には、地方港湾として南方向約5kmに岩内港がある。</p> <p>なお、発電所への大型重量物の運搬は発電所前面に設けた荷揚施設により、海送搬入するが、周辺にはフェリー航路はない。</p> <p>航空関係としては、発電所付近に飛行場はなく、発電所上空に航空路も通っていない。最寄りの飛行場としては東北東方向約70kmに札幌空港、東南東方向約100kmに新千歳空港及び航空自衛隊の千歳飛行場がある。</p> <p>また、発電所上空域に自衛隊の訓練空域があるが、航空機は原則として原子力関係施設上空を飛行することを規制されている。</p> <p>発電所周辺の鉄道、主要道路を第6.4.1図に示す。また、発電所周辺の主要航路を第6.4.2図に、航空路等を第6.4.3図に示す。</p>	<p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

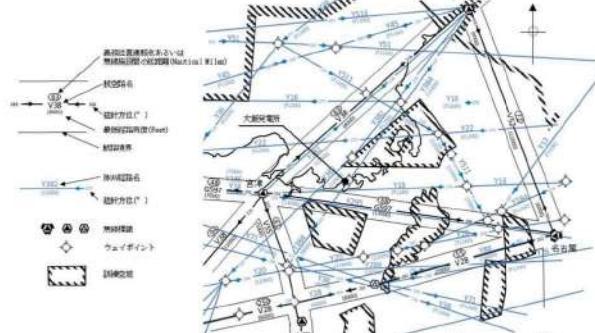
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6.4.1図 発電所周辺の鉄道、主要道路及び海上交通</p>		 <p>第6.4.1図 発電所周辺の鉄道及び主要道路図</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>
		 <p>第6.4.2図 発電所周辺の主要航路図 (北海道沿岸水路誌 2019年3月刊行に加筆)</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6.4.2図 発電所周辺の航空路</p> <p>(1) 「昭和55年国勢調査報告」 総理府統計局  (2) 「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表」 自治省行政局、昭和59年  (3) 「昭和50年国勢調査報告」 総理府統計局  (4) 「福井農林水産統計年報 昭和55～56年」 「福井農林水産統計年報 昭和56～57年」 「福井農林水産統計年報 昭和57～58年」 北陸農政局福井統計情報事務所  (5) 「京都農林水産統計年報 昭和57～58年」 近畿農政局統計情報部  (6) 「嶺南地区新広域町村圏計画」 嶺南地区広域町村圏協議会、昭和55年  (7) 「第四次福井県長期構想」 福井県、昭和58年  (8) 「AIP-JAPAN」 国土交通省航空局、平成28年10月</p>		 <p>第6.4.3図 発電所周辺の航空路等図</p> <p>(1) 「平成7年国勢調査報告」 総務庁統計局  (2) 「平成9年度北海道学校一覧」 北海道教育庁企画総務部教育政策室  (3) 「第104回北海道統計書（平成9年）」 北海道企画振興部統計課  (4) 「平成9年後志の統計」 北海道後志支庁地域政策部振興課  (5) 「北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）平成7年～8年」 農林水産省北海道統計情報事務局  (6) 「北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）平成8年～9年」 農林水産省北海道統計情報事務局  (7) 「平成7年版北海道水産統計」 北海道水産部漁政課  (8) 「平成8年版北海道水産統計」 北海道水産部企画調整課  (9) 「第4次後志広域町村圏振興計画書（平成10年度～平成19年度）」</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【泊】 記載方針の相違 ・既許可の記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 生物</p> <p>10.1 海生生物</p> <p>発電所周辺海域において、春から夏にかけてクラゲの発生が確認されることがあるが、クラゲ等の襲来により安全施設の安全機能が損なわれた実績はない。</p> <p>また、発電所の除塵装置やストレーナには、貝等が捕集されることがあるが、貝等により安全施設の安全機能が損なわれた実績はない。</p>		<p>後志広域圏振興協議会          (10) 「泊村総合計画（平成3年度～平成12年度）」          北海道泊村企画振興課          (11) 「AIP-JAPAN」          国土交通省航空局、平成28年3月</p> <p>10. 生物</p> <p>10.1 海生生物</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、魚等の遊泳動物に関する漁獲調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>底建網調査における四季を通じての総出現種類数は32種類であり、季節別には冬季が12種類、春季が15種類、夏季が16種類、秋季が17種類である。</p> <p>主な出現種は、クロソイ、ホッケ、マフグ等である。</p> <p>さけ定置（小型定置網）調査における平均出現個体数は、前期が63個体／網、中期が893個体／網、後期が114個体／網である。</p> <p>なお、泊発電所の前面海域において、クラゲが確認されることがあるが、出力制限を伴うようなクラゲの大量発生の実績はない。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・大飯審査実績の反映</p>
<p>1.4 設備等</p> <p>該当なし</p>		<p>1.4 設備等</p> <p>該当なし</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><b>別添資料</b></p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (外部事象に対する防護)</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの選定 2. 自然現象の考慮 3. 外部人為事象の考慮 4. 自然現象の組合せ</p>	<p style="text-align: center;"><b>別添資料1</b></p> <p>女川原子力発電所2号炉 外部事象の考慮について</p> <p>目次</p> <p>1. 設計上考慮する外部事象の抽出 1.1 外部事象の収集 1.2 外部事象の選定 1.2.1 除外基準 1.2.2 選定結果 2. 基本方針 3. 地震、津波以外の自然現象 3.1 設計基準の設定 3.2 個別評価 4. 人為事象 4.1 個別評価 5. 自然現象の重畳について 5.1 検討対象 5.1.1 検討対象事象 5.2 事象の特性の整理 5.2.1 相関性のある自然現象の特定 5.2.2 影響モードのタイプ分類 5.3 重畳影響分類 5.3.1 重畳影響分類方針 5.3.2 影響パターン 5.3.3 重畳影響分類結果 5.4 詳細評価 5.4.1 アクセス性・視認性について</p>	<p style="text-align: center;"><b>別添資料1</b></p> <p>泊発電所3号炉 外部事象の考慮について</p> <p>目次</p> <p>1. 設計上考慮する外部事象の抽出 1.1 外部事象の収集 1.2 外部事象の選定 1.2.1 除外基準 1.2.2 選定結果 2. 基本方針 3. 地震、津波以外の自然現象 3.1 設計基準の設定 3.2 個別評価 4. 人為事象 4.1 個別評価 5. 自然現象の重畳について 5.1 検討対象 5.1.1 検討対象事象 5.2 事象の特性の整理 5.2.1 相関性のある自然現象の特定 5.2.2 影響モードのタイプ分類 5.3 重畳影響分類 5.3.1 重畳影響分類方針 5.3.2 影響パターン 5.3.3 重畳影響分類結果 5.4 詳細評価 5.4.1 アクセス性・視認性について</p>	<p>【大飯、女川】 プラント名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付：大飯発電所3号炉及び4号炉 外部事象影響評価 補足資料  <b>【大飯】まとめて資料に目次の記載なし</b></p> <p>1. 生物学的事象に対する考慮について          2. 航空機落下確率評価について          3. 電磁的障害に対する対策について          4. 設計基準事故時に生じる応力の考慮について          5. 自然現象、人為事象に対する安全施設の影響評価          6. 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較          7. 考慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較          8. 考慮した外部事象についての対応状況            11.豪雨に対する影響評価について            12.地滑りの影響評価について          13.土石流危険渓流の現地踏査について          14.地滑り箇所③の対策工事の概要について              9.発電所敷地付近の気象データとして、舞鶴特別地域気象観測所のデータを用いる理由について          10.建築基準法による風荷重評価について</p>	<p>補足資料</p> <p>1. 生物学的事象に対する考慮について          2. 航空機落下確率評価について          3. <b>計測制御盤</b>の主な電磁波等、外部からの外乱（サージ）・ノイズ対策について          4. 設計基準事故時に生じる応力の考慮について          5. 自然現象、人為事象に対する安全施設の影響評価について          6. 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について          7. 考慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について          8. 考慮した外部事象についての対応状況について          9. 防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮          10. 風（台風）影響評価について          11. 凍結影響評価について          12. 降水影響評価について          13. 積雪影響評価について          14. 落雷影響評価について            15. 有毒ガス影響評価について          16. 比較的短期での気候変動に対する考慮について          17. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について          18. 自然現象等に対する監視カメラの扱いについて          19. 設計巻き荷重と積雪荷重の考慮について          20. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて</p>	<p>補足資料</p> <p>1. 生物学的事象に対する考慮について          2. 航空機落下確率評価について          3. <b>安全保護回路の制御盤</b>の主な電磁波等、外部からの外乱（サージ）・ノイズ対策について          4. 設計基準事故時に生じる応力の考慮について          5. 自然現象、人為事象に対する安全施設の影響評価について          6. 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について          7. 考慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について          8. 考慮した外部事象についての対応状況について          9. 防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮について          10. 風（台風）影響評価について          11. 凍結影響評価について          12. 降水影響評価について          13. 積雪影響評価について          14. 落雷影響評価について  <b>15. 地滑り影響評価について（後日提出）</b>            16. 有毒ガス影響評価について          17. 比較的短期での気候変動に対する考慮について          18. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について          19. 自然現象等に対する監視カメラの扱いについて          20. 設計巻き荷重と積雪荷重の考慮について          21. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて  <b>22. ターピントリップ機能が損なわれた場合の影響について</b></p>	<p><b>【大飯】</b>          記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b>          他条文の記載と合わせたことによる名称の相違</p> <p><b>【女川】</b> 資料構成の相違          ・大飯、泊は立地的原因により地滑りを考慮していることから当該資料を作成</p> <p><b>【女川】</b> 設備構成の相違          ・泊は外部事象防護対象施設であるターピントリップ機能が損なわれた場合の影響評価を行っていないため当該資料を作成</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違          ・大飯は最寄りの気象官署である敦賀と舞鶴のうち気象データは舞鶴を使うこととしているが、泊は最寄りの気象官署である寿都と小樽の両方を考慮していることから当該資料は作成しない          ・泊は工認で今回の基準地震動による評価を用いて説明するため、当該資料は作成しない</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>1. 設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの選定</b></p> <p>設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下、「外部人為事象」という。）について選定を行った。</p> <p><b>(1) 自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードの抽出</b></p> <p>設置許可基準規則の解釈第6条2項及び8項において、「設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）」と「設計基準において想定される外部人為事象」として、以下のとおり例示されている。</p> <p><b>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）</b> (中略)</p> <p>2 第1項に想定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然現象を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。 (中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）としては、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> <p>大飯発電所での設計上考慮すべき事象の選定にあたっては、想定される自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードを幅広く検討するために、以下の国内外の基準や文献等を参考に網羅的に自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードの抽出を行った。結果を表1.1及び表1.2に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 1 : Specific Safety Guide No. SSG-3 “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants” , IAEA, April 2010</li> <li>資料 2 : Safety Requirements No. NS-R-3 “Site Evaluation for Nuclear Installations” , IAEA, November 2003</li> <li>資料 3 : NUREG/CR-2300 “PRA PROCEDURES GUIDE” , NRC, January 1983</li> </ul>	<p><b>1. 設計上考慮する外部事象の抽出</b></p> <p>発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき外部事象の抽出に当たっては、国内で一般に発生しうる事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集し、類似性、随伴性から整理を行い、地震、津波を含めた78事象（自然現象55事象、人為事象23事象）を抽出した。</p> <p>その結果及び海外文献を参考に策定した評価基準に基づき、より詳細に検討すべき外部事象について評価及び選定を実施した。</p> <p>外部事象に対する影響評価のフロー図を参考2に示す。</p> <p><b>1.1 外部事象の収集</b></p> <p>設置許可基準規則の解釈第六条第2項及び8項において、「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）」と「安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象」として、以下のとおり例示されている。</p> <p><b>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）</b> (中略)</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。 (中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> <p>想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下、「人為事象」という。）について網羅的に抽出するための基準等については、国外の基準として「Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants (IAEA, April 2010)」を、また、人為事象を選定する観点から「DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI 12-06 August 2012)」、日本の自然現象を網羅する観点から「日本の自然災害（国会資料編纂会1998年）」を参考にした。これらの基準等に基づき抽出した想定される自然現象を第1.1-1表に、想定される人為事象を第1.1-2表に示す。</p> <p>なお、その他にNRCの「NUREG/CR-2300 PRA Procedures Guide (NRC, January 1983)」等の基準も事象収集の対象としたが、これら追加した基準の事象により、「(3) 設計上考慮すべき想定される</p>	<p><b>1. 設計上考慮する外部事象の抽出</b></p> <p>発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき外部事象の抽出に当たっては、国内で一般に発生しうる事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集し、類似性、随伴性から整理を行い、地震、津波を含めた78事象（自然現象55事象、人為事象23事象）を抽出した。</p> <p>その結果及び海外文献を参考に策定した評価基準に基づき、より詳細に検討すべき外部事象について評価及び選定を実施した。</p> <p>外部事象に対する影響評価のフロー図を参考2に示す。</p> <p><b>1.1 外部事象の収集</b></p> <p>設置許可基準規則の解釈第六条第2項及び8項において、「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）」と「安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象」として、以下のとおり例示されている。</p> <p><b>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）</b> (中略)</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。 (中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> <p>想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下、「人為事象」という。）について網羅的に抽出するための基準等については、国外の基準として「Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants (IAEA, April 2010)」を、また、人為事象を選定する観点から「DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI 12-06 August 2012)」、日本の自然現象を網羅する観点から「日本の自然災害（国会資料編纂会1998年）」を参考にした。これらの基準等に基づき抽出した想定される自然現象を第1.1-1表に、想定される人為事象を第1.1-2表に示す。</p> <p>なお、その他にNRCの「NUREG/CR-2300 PRA Procedures Guide (NRC, January 1983)」等の基準も事象収集の対象としたが、これら追加した基準の事象により、「(3) 設計上考慮すべき想定される</p>	<p><b>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</b></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 4 : NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities" , NRC, June 1991</li> <li>・資料 5 : ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" , February 2009</li> <li>・資料 6 : NEI 12-06[Rev. 0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE" , NEI, August 2012</li> <li>・資料 7 : "実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈" , 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</li> <li>・資料 8 : "実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈" , 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</li> <li>・資料 9 : "日本の自然災害" , 国会資料編纂会, 1998年</li> <li>・資料10 : "産業灾害全史" , 日外アソシエーツ, 2010年1月</li> <li>・資料11 : "日本灾害史事典 1868-2009" , 日外アソシエーツ, 2010年9月</li> <li>・資料12 : NEI 06-12 "B.5.b Phase2&amp;3 Submittal Guideline" , NEI, December 2006</li> </ul>	<p>自然現象及び人為事象の選定結果において選定される事象が増加することはなかった。</p>	<p>自然現象及び人為事象の選定結果において選定される事象が増加することはなかった。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由
<b>表1.1 外部ハザードの抽出結果(自然現象)(1/2)</b>																														
No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等												第1.1-1表 考慮する外部ハザードの抽出（想定される自然現象）					
1	地震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-1	極低温（凍結）	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。				
2	陸没、地盤沈下、地割れ	○									1-2	積石	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				丸数字は、次頁に記載した外部ハザードを抽出した文献を示す。				
3	地盤隆起	○	○								1-3	降水（豪雨（降雨））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				【大飯】記載方針の相違				
4	地滑り	○	○	○							1-4	河川の迂回	○													・女川審査実績の反映				
5	地下水による地滑り	○									1-5	砂嵐（or 風を含んだ風）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
6	蛇溝出										1-6	静脈	○																	
7	山崩れ、崖崩れ										1-7	地震活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
8	津波	○	○	○							1-8	積雪（暴風雪）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
9	静脈	○	○	○							1-9	土壌の収縮又は膨張	○																	
10	高潮	○	○								1-10	高潮	○	○																
11	波浪・高波	○	○								1-11	津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
12	海水面高（高潮）	○	○								1-12	火山（火山活動・降灰）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
13	海水面低	○									1-13	波浪・高波	○																	
14	ハリケーン										1-14	雪崩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
15	風（台風）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-15	生物学的事象	○																	
16	竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-16	海岸浸食	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
17	砂嵐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-17	干ばつ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
18	極限的な気圧	○	○								1-18	洪水（外部洪水）	○	○																
19	降水	○									1-19	風（台風）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
20	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-20	竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
21	土石流										1-21	津波	○																	
22	降雹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-22	森林大火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
23	落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-23	霜・白霜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
24	森林火災										1-24	草原大火	○																	
25	草原火災										1-25	ひょう・あられ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
26	毒ガス										1-26	極寒風	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
27	高温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-27	高潮	○																	
<b>表1.1 外部ハザードの抽出結果(自然現象)(2/2)</b>																														
No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等												第1.1-1表 考慮する外部ハザードの抽出（想定される自然現象）					
28	低温、凍結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-28	ハリケーン	○																	
29	氷結	○									1-29	氷結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
30	冰晶	○									1-30	氷晶																		
31	氷壁	○									1-31	氷壁																		
32	高水温	○	○								1-32	土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ）	○																	
33	低水温	○	○								1-33	落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
34	干ばつ	○																												
35	霜	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
36	霧、もや	○																												
37	火山の影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
38	熱湯																													
39	積雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
40	雪崩	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
41	生物学的事象																													
42	動物	○																												
43	塗害	○																												
44	崩石	○																												
45	土壤の収縮・膨張（液化化現象）		○	○																										
46	海岸浸食			○																										
47	地下水による浸食	○	○																											
48	カルスト	○	○																											
49	湖若しくは川の水位低下	○																												
50	湖若しくは川の水位上昇	○																												
51	水中の有機物	○																												
52	太陽フレア、磁気嵐																													
53	河川の迂回、閉塞	○	○																											
資料1： Specific Safety Guide No.SSG-3 “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants”, IAEA, April 2010																														
資料2： Safety Requirements No.NS-R-3 “Site Evaluation for Nuclear Installations”, IAEA, November 2003																														
資料3： NUREG/CR-2300 “PRA PROCEDURES GUIDE”, NRC, January 1983																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉												泊発電所3号炉												相違理由			
No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等												No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等												【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
1-34	潮又は河川の水位低下	○		○	○	○		○	○					1-34	潮又は河川の水位低下	○	○	○	○	○	○	○							
1-35	潮又は河川の水位上昇		○	○										1-35	潮又は河川の水位上昇		○	○											
1-36	陥没・地盤沈下・地割れ	○	○							○	○			1-36	陥没・地盤沈下・地割れ	○	○						○	○					
1-37	極限的な圧力（気圧高低）		○							○	○			1-37	極限的な圧力（気圧高低）			○					○	○					
1-38	もや		○											1-38	もや				○										
1-39	塩害・塩霧		○							○				1-39	塩害・塩霧			○						○					
1-40	地面の隆起	○	○						○	○				1-40	地面の隆起		○	○					○	○					
1-41	動物		○						○					1-41	動物			○					○						
1-42	地滑り	○	○	○	○	○	○		○	○				1-42	地滑り	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
1-43	カルスト		○							○	○			1-43	カルスト				○				○	○					
1-44	地下水による浸食		○								○			1-44	地下水による浸食				○						○				
1-45	海水面低		○							○				1-45	海水面低				○					○					
1-46	海水面高		○							○				1-46	海水面高				○					○					
1-47	地下水による地滑り		○											1-47	地下水による地滑り				○										
1-48	水中の有機物		○											1-48	水中の有機物				○										
1-49	太陽フレア、磁気嵐	○								○				1-49	太陽フレア、磁気嵐	○								○					
1-50	高溫水（海水温高）		○						○	○				1-50	高溫水（海水温高）			○						○	○				
1-51	低溫水（海水温低）		○						○	○				1-51	低溫水（海水温低）			○						○	○				
1-52	泥湧出	○												1-52	泥湧出	○													
1-53	土石流		○							○				1-53	土石流			○						○					
1-54	水蒸気		○							○				1-54	水蒸気			○						○					
1-55	毒性ガス	○	○			○	○		○					1-55	毒性ガス	○	○		○	○			○	○					

- ① DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI12-06 August 2012)
- ② 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年
- ③ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010
- ④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（制定：平成25年6月19日）
- ⑤ NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide", NRC, January 1983
- ⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（制定：平成25年6月19日）
- ⑦ ASME/ANS RA-SA-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ⑧ B.5.3 Phase 2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006)- 2011.5 NRC 発表
- ⑨ 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014年12月
- ⑩ Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installation", IAEA, November 2003
- ⑪ NUREG 1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities, NRC, June 1991
- ⑫ 「産業灾害全史」日外アソシエーツ 2010年1月
- ⑬ 「日本災害史辞典 1868-2009」日外アソシエーツ 2010年9月

- ① DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE(NEI-12-06 August 2012)
- ② 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年
- ③ Specific Safety Guide(SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010
- ④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（制定：平成25年6月19日）
- ⑤ NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide", NRC, January 1983
- ⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（制定：平成25年6月19日）
- ⑦ ASME/ANS RA-SA-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ⑧ B.5.3 Phase2&3 Submittal Guideline(NEI-06-12 December 2006)-2011.5 NRC 公表
- ⑨ 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014年12月
- ⑩ Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003
- ⑪ NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991
- ⑫ 「産業灾害全史」日外アソシエーツ 2010年1月
- ⑬ 「日本災害史辞典 1868-2009」日外アソシエーツ 2010年9月

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	資料10	資料11	資料12
1	人工衛星の落下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	飛来物（航空機落下）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	パイプライン事故（爆発、化学物質放出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	自動車又は船舶の爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	橋脚工事（乾山事故）、土木建築現場の事故（爆発、化学物質放出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	船舶事故（固体液体流出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	交通事故（化学物質流出含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	タービンミサイル（他のユニットからのミサイル）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	ダムの崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	爆発（プラント外での爆発）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	火災（近隣工場等の火災）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資料 1: Specific Safety Guide No.SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010

表1.2 外部ハザードの抽出結果(外部人為事象) (2/2)

No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	資料10	資料11	資料12
15	軍事施設からのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	サイト内貯蔵の化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	プラント外への化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	電磁的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	内部火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	内部溢水（他のユニットからの内部溢水）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	水中への化学物質放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第 1.1-2 表 考慮する外部ハザードの抽出（想定される人為現象） 丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。													
No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2-1	衛星の落下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-2	“47”号事故（ガス等）、パイプライン事故によるサイト内爆発等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-3	交通事故（化学物質流出含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-4	有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-5	タービンミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-6	飛来物（航空機衝突）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-7	工業施設又は軍事施設事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-8	船舶の衝突（船舶事故）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-9	自動車又は船舶の爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-10	船舶から放出される固体液体不純物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-11	水中の化学物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-12	プラント外での爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-13	プラント外での化学物質の流出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-14	サイト貯蔵の化学物質の流出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-15	軍事施設からのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-16	掘削工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-17	他のユニットからの火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-18	他のユニットからのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-19	他のユニットからの内部溢水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-20	電磁的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-21	ダムの崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-22	内部溢水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-23	火災（近隣工場等の火災）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ① DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)
- ② 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年
- ③ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010
- ④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（制定：平成 25 年 6 月 19 日）
- ⑤ NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide", NRC, January 1983
- ⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（制定：平成 25 年 6 月 19 日）
- ⑦ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ⑧ B.5.b Phase 2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) - 2011.5 NRC 発表
- ⑨ 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014 年 12 月
- ⑩ Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installation", IAEA, November 2003
- ⑪ NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991
- ⑫ 「産業災害全史」日外アソシエーツ、2010 年 1 月
- ⑬ 「日本災害史辞典 1868-2009」、日外アソシエーツ、2010 年 9 月

No.	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2-1	衛星の落下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-2	パイプライン事故（ガス等）、パイプライン事故によるサイト内爆発等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-3	交通事故（化学物質流出含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-4	有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-5	タービンミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-6	飛来物（航空機衝突）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-7	工業施設又は軍事施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-8	船舶の衝突（船舶事故）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-9	自動車又は船の爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-10	船舶から放出される固体液体不純物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-11	水中の化学物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-12	プラント外での爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-13	プラント外での化学物質の流出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-14	サイト貯蔵の化学物質の流出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-15	軍事施設からのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-16	内部溢水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-17	ダムの崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-18	火災（近隣工場等の火災）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ⑯ DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES(FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)
- ⑰ 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年
- ⑱ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010
- ⑲ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（制定：平成 25 年 6 月 19 日）
- ⑳ NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide", NRC, January 1983
- ㉑ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（制定：平成 25 年 6 月 19 日）
- ㉒ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ㉓ B.5.b Phase 2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) - 2011.5 NRC 公表
- ㉔ 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014 年 12 月
- ㉕ Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003
- ㉖ NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991
- ㉗ 「産業災害全史」日外アソシエーツ、2010 年 1 月
- ㉘ 「日本災害史辞典 1868-2009」、日外アソシエーツ、2010 年 9 月

【大飯】記載方針の相違  
 ・女川審査実績の反映

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>資料 2 : Safety Requirements No.NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations" , IAEA, November 2003</p> <p>資料 3 : NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE" , NRC, January 1983</p> <p>資料 4 : NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities" , NRC, June 1991</p> <p>資料 5 : ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" , February 2009</p> <p>資料 6 : NEI 12-06[Rev.0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE" , NEI, August 2012</p> <p>資料 7 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>資料 8 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈</p> <p>資料 9 : “日本の自然災害” 国会資料編纂会, 1998年</p> <p>資料10 : “産業灾害全史”, 日外アソシエーツ, 2010年1月</p> <p>資料11 : “日本灾害史事典 1868-2009”, 日外アソシエーツ, 2010年9月</p> <p>資料12 : NEI 06-12 “B.5.b Phase2&amp;3 Submittal Guideline” , NEI, December 2006</p>			<p>【大飯】記載方針の相違          • 女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>(2) 設計上考慮すべき自然現象（地震及び津波を除く。）及び外部人為事象の選定</p> <p>(1) で網羅的に抽出した事象について、<b>大飯発電所</b>において設計上考慮すべき自然現象（地震及び津波を除く。）及び外部人為事象を選定するため、敷地の自然現象や敷地及び敷地周辺の状況を考慮し、海外での評価手法*を参考とした表1.3の除外基準のいずれかに該当するものは除外して事象の選定を行った。</p> <p><b>表1.3 考慮すべき事象の除外基準（参考1参照）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基準1</td><td>当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。</td></tr> <tr> <td>基準2</td><td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。</td></tr> <tr> <td>基準3</td><td>当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。</td></tr> <tr> <td>基準4</td><td>影響が他の事象に包含される。</td></tr> <tr> <td>基準5</td><td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。</td></tr> <tr> <td>基準6</td><td>外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。</td></tr> </table> <p>* ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"</p>	基準1	当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。	基準2	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。	基準3	当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。	基準4	影響が他の事象に包含される。	基準5	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。	基準6	外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。	<p>1.2 外部事象の選定</p> <p>1.2.1 除外基準</p> <p>1.1 で網羅的に抽出した事象について、<b>女川原子力発電所</b>において設計上考慮すべき事象を選定するため、海外での評価手法*を参考とした第1.2-1表の除外基準のいずれかに該当するものは除外して事象の選定を行った。</p> <p><b>第1.2-1表 考慮すべき事象の除外基準（参考1参照）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基準A</td><td>プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)</td></tr> <tr> <td>基準B</td><td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)</td></tr> <tr> <td>基準C</td><td>プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)</td></tr> <tr> <td>基準D</td><td>影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)</td></tr> <tr> <td>基準E</td><td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)</td></tr> <tr> <td>基準F</td><td>外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。(例: No. 2-5 ターピンミサイル)</td></tr> </table> <p>* ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"</p>	基準A	プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)	基準B	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)	基準C	プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)	基準D	影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)	基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)	基準F	外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。(例: No. 2-5 ターピンミサイル)	<p>1.2 外部事象の選定</p> <p>1.2.1 除外基準</p> <p>1.1 で網羅的に抽出した事象について、<b>泊発電所</b>において設計上考慮すべき事象を選定するため、海外での評価手法*を参考とした第1.2-1表の除外基準のいずれかに該当するものは除外して事象の選定を行った。</p> <p><b>第1.2-1表 考慮すべき事象の除外基準（参考1参照）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基準A</td><td>プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)</td></tr> <tr> <td>基準B</td><td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)</td></tr> <tr> <td>基準C</td><td>プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)</td></tr> <tr> <td>基準D</td><td>影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)</td></tr> <tr> <td>基準E</td><td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)</td></tr> <tr> <td>基準F</td><td>外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。 (例: No. 2-5 ターピンミサイル)</td></tr> </table> <p>* ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"</p>	基準A	プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)	基準B	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)	基準C	プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)	基準D	影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)	基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)	基準F	外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。 (例: No. 2-5 ターピンミサイル)	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違 <b>【大飯、女川】</b> プラント名称の相違 <b>【大飯】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違</p>
基準1	当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。																																						
基準2	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。																																						
基準3	当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。																																						
基準4	影響が他の事象に包含される。																																						
基準5	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。																																						
基準6	外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。																																						
基準A	プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)																																						
基準B	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)																																						
基準C	プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)																																						
基準D	影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)																																						
基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)																																						
基準F	外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。(例: No. 2-5 ターピンミサイル)																																						
基準A	プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。(例: No. 1-5 砂嵐)																																						
基準B	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。(例: No. 1-16 海岸浸食)																																						
基準C	プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。(例: No. 1-21 濃霧)																																						
基準D	影響が他の事象に包絡される。(例: No. 1-27 満潮)																																						
基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 (例: No. 1-2 地震)																																						
基準F	外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項。 (例: No. 2-5 ターピンミサイル)																																						

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添 1）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>(3) 設計上考慮すべき想定される自然現象及び外部人為事象の選定結果          (2) で検討した除外基準に基づき、<b>大飯</b>発電所において設計上考慮すべき想定される自然現象及び外部人為事象を選定した結果を表 1.4 及び表 1.5 に示す。          第 6 条に該当する「<b>設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）</b>」として、以下の 12 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水</li> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>また、「<b>設計基準において想定される外部人為事象</b>」として、以下の 7 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）</li> <li>・ダムの崩壊</li> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・船舶の衝突</li> <li>・電磁的障害</li> </ul>	<p>1.2.2 選定結果          1.2.1 で検討した除外基準に基づき、発電所において設計上考慮すべき事象を選定した結果を第 1.2-2 表及び第 1.2-4 表に示す。</p> <p>第六条に該当する「想定される自然現象」として、以下の 12 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水</li> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>また、「想定される人為事象」として、以下の 7 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）</li> <li>・ダムの崩壊</li> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・船舶の衝突</li> <li>・電磁的障害</li> </ul>	<p>1.2.2 選定結果          1.2.1 で検討した除外基準に基づき、発電所において設計上考慮すべき事象を選定した結果を第 1.2-2 表及び第 1.2-4 表に示す。</p> <p>第六条に該当する「想定される自然現象」として、以下の 12 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水</li> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巒</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>また、「想定される人為事象」として、以下の 7 事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）</li> <li>・ダムの崩壊</li> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・船舶の衝突</li> <li>・電磁的障害</li> </ul>	<p><b>【大飯】</b>  <b>記載表現の相違</b></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

##### 大飯発電所3／4号炉

No.	事象①	設計基準において想定される自然現象の選定結果(1/4)						備考
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	
1	地震*						✓	× 第四条（地盤による損傷の防止）にて評価する。 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
2	陸没、地盤沈下、地割れ		✓	✓	✓	✓	✓	× 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
3	地盤陥落		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
4	地滑り*		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
5	地下水による地滑り		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
6	泥流		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
7	山崩れ、崖崩れ		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
8	津波*		✓	✓	✓	✓	✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
9	静脈		✓				✓	○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
10	高潮							○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
11	波浪・高波							○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
12	海水面高（潮満）							○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
13	海水面低							○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
14	ハリケーン							○ 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。

比較のため再掲

40 雪崩

周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから除外する。

##### 女川原子力発電所2号炉

第1.2-2表 設計上考慮すべき自然現象の選定結果

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-1	液底塵（凍結）	—	○	車両特性を踏まえ「凍結」としてプラントへの影響評価を行う。 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
1-2	震石	E <sup>(b)</sup>	×	安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
1-3	降水（豪雨（降雨））	—	○	地盤特性を踏まえ「降水」としてプラントへの影響評価を行う。 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」（地盤）の影響評価面に包含される。
1-4	河川の迂回	A	×	海水を治水源としていること及び緊急時に河川は存在しないことを考慮しない。 周辺に砂丘等がないため考慮しない。
1-5	砂嵐(or 塵を含んだ風)	A	×	周辺に砂丘等がないため考慮しない。 なれば、貴砂については、施設空調系設備の外気取込み側に設置されたフィルタにより大部分を捕集可能であること。また、フィルタは容易に取替えが可能であることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。 空気加湿器の構造に影響を及ぼすことはない。
1-6	静脈	D	×	静脈は気圧や風の変化により湖沼や湾内でみられる水の運動であるが、その影響は「津波」による影響評価に含まれられる。
1-7	地震活動	F	×	「第三条 設計基準が施設の地震に対する評価」及び「第三条 設計基準が施設の地震に対する評価」にて評価する。
1-8	積雪（暴風雪）	—	○	「第四条 地震による損傷の防止」及び「第三条 設計基準対象施設の運営」にて評価する。
1-9	土壌の収縮又は膨張	D	×	「第五条 波浪による損傷の防止」にて評価する。
1-10	高瀬	—	○	「第六条 地震による損傷の防止」として評価する。
1-11	津波	F	×	「第五条 波浪による損傷の防止」にて評価する。
1-12	火山（火山活動・噴火）	—	○	地盤特性を踏まえ「火山」（地盤）としてプラントへの影響評価を行なう。
1-13	波浪・高波	D	×	波浪は風浪（風によってその場所に発生する波）とうねり（他の場所で発生した風浪の伝わり、風が静まったあとに残される波）の発生した現象であるが、その影響は「津波」による影響評価に包絡される。
1-14	雪崩	A	×	周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから除外する。
1-15	生物学的事象	—	○	「生物学的事象」として「プラントへの影響評価を実施する」。
1-16	海岸侵食	B	×	基本的に取水に係る土木構築物はコンクリート製であり曳舟はほとんどなく、仮に海底砂の流出等による海底勾配の変化が生じるような場合も、非常に緩やかに進行するものと考えられ、保守管理による不具合防止が可能であることから、安全施設の機能が損なわれることはないと考慮しない。
1-17	干ばつ	A	×	海水を取水源としていることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。

##### 泊発電所3号炉

第1.2-2表 設計上考慮すべき自然現象の選定結果

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-1	極低温（凍結）	—	○	地盤特性を踏まえ「凍結」としてプラントへの影響評価を行う。 安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いことから考慮しない（※1）。
1-2	震石	E <sup>(b)</sup>	×	地盤特性を踏まえ「震石」としてプラントへの影響評価を行う。
1-3	降水（豪雨（降雨））	—	○	地盤特性を踏まえ「降水」としてプラントへの影響評価を行う。
1-4	河川の迂回	A	×	海水を治水源としていること及び緊急時に河川は存在しないことを考慮しない。 周辺に砂丘等がないため考慮しない。 なお、貴砂については、施設空調系設備の外気取込み側に設置されたフィルタにより大部分を捕集可能であること。また、フィルタは容易に取替えが可能であることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。
1-5	砂嵐(塵を含んだ風)	A	×	砂嵐は気圧や風の変化により湖沼や湾内でみられる水の運動であるが、その影響は「津波」による影響評価に含まれられる。
1-6	静脈	D	×	静脈は気圧や風の変化により湖沼や湾内でみられる水の運動であるが、その影響は「津波」による影響評価に含まれられる。
1-7	地震活動	F	×	「第三条 設計基準が施設の地震に対する評価」及び「第三条 設計基準が施設の地震に対する評価」にて評価する。
1-8	積雪（暴風雪）	—	○	「第四条 地震による損傷の防止」及び「第三条 設計基準対象施設の運営」にて評価する。
1-9	土壤の収縮又は膨張	D	×	「第五条 波浪による損傷の防止」にて評価する。
1-10	高瀬	—	○	「第六条 地震による損傷の防止」にて評価する。
1-11	津波	F	×	「第五条 波浪による損傷の防止」にて評価する。
1-12	火山（火山活動・降灰）	—	○	地盤特性を踏まえ「火山」（地盤）としてプラントへの影響評価を行う。
1-13	波浪・高波	D	×	波浪は風浪（風によってその場所に発生する波）とうねり（他の場所で発生した風浪の伝わり、風が静まったあとに残される波）の発生した現象であるが、その影響は「津波」による影響評価に包絡される。
1-14	雪崩	A	×	周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから除外する。
1-15	生物学的事象	—	○	「生物学的事象」として「プラントへの影響評価を実施する」。
1-16	海岸侵食	B	×	基本的に取水に係る土木構築物はコンクリート製であり曳舟はほとんどなく、仮に海底砂の流出等による海底勾配の変化が生じるような場合も、非常に緩やかに進行するものと考えられ、保守管理による不具合防止が可能であることから、安全施設の機能が損なわれることはないと考慮しない。
1-17	干ばつ	A	×	海水を取水源としていることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。

##### 【大飯】

###### 記載方針の相違

・女川審査実績の反映

##### 【女川】

###### 検討内容の相違

・多雪地帯であること  
を踏まえた内容の相違  
(大飯審査実績反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

##### 大飯発電所3／4号炉

##### 女川原子力発電所2号炉

##### 泊発電所3号炉

##### 相違理由

No.	事象①	選定基準②	選定基準③	結果	備考
15	風（台風） <sup>④</sup>	基準1 基準2 基準3 基準4 基準5 基準6		○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
16	雷電			○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
17	砂嵐			×	発電所周辺には砂嵐がないため発生しない。
18	極限的な気圧			×	電巻
19	降水			×	地域特性を踏まえ「電巻」としてプラントへの影響評価を行う。
20	洪水 <sup>⑤</sup>			×	地域特性を踏まえ「風（台風）」として評価するため、「電巻」の影響評価を行う。
21	土石流			×	電巻
22	降雹			×	地域特性を踏まえ「電巻」としてプラントへの影響評価を行う。
23	落雷			×	電巻
24	森林火災			×	電巻
25	草原火災			×	電巻
26	毒性ガス			×	電巻
27	高温			×	電巻
28	低溫、凍結 <sup>⑥</sup>			○	地域特性を踏まえて評価対象とする。

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-18	洪水（外部洪水）	-	○	「洪水」としてプラントへの影響評価を行う。
1-19	風（台風）（暴風（台風））	-	○	地域特性を踏まえ「風（台風）」としてプラントへの影響評価を行う。
1-20	竜巻	-	○	地域特性を踏まえ「竜巻」としてプラントへの影響評価を行う。
1-21	濃霧	C	×	霧は微小な水滴が空気中に浮遊している現象であり、設備に損傷を及ぼす要因とはならず、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-22	森林火災	-	○	地域特性を踏まえ「森林火災」としてプラントへの影響評価を行う。
1-23	霜・白霜	C	×	霜は空気中の水蒸気が物体表面で露華などの結晶（氷）になる現象であり、設備に損傷を及ぼす要因とはならず、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-24	草原火災	D	×	草原火災を踏まえて森林火災による評価を実施しているため、「森林火災」による影響評価に包絡される。
1-25	ひょう・あられ	D	×	ひょう及びあられは雨雲未だあり。その影響について「豪雨」として評価評価に包絡される。
1-26	極端気温 <sup>⑦</sup>	C	×	極端気温（37.0°C：小松特別地域気象観測所）による影響評価を踏まえて評価対象とする可能性はあるものの、気温は1日の中でも高低差があるため超過は一時的であること。建屋内空調は海水をヒートシンクとして冷却していることから、建屋外の気温と建屋内の影響は著しくなく安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。また、各部屋の温度が長時間にわたり設計基準を上回るおそれがある場合には、必要に応じてプラントを停止する。
1-27	豪雨	D	×	豪雨において建屋平均雨量を考慮しているため、「降雨」（第五条）による影響評価に包絡される。
1-28	ハリケーン	D	×	台風と同一の気象現象であるため、「風（台風）」による影響評価に包絡される。
1-29	氷結	D	×	影響は遮蔽風（凍結）と同様と考えられるため、「凍結」による影響評価に包絡される。
1-30	干渉	A	×	取水塔（海水）が凍結することなく、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-31	氷壁	D	×	影響は遮蔽風（凍結）と同様と考えられるため、「凍結」による影響評価に包絡される。

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-24	草原火災	D	×	植生調査を踏まえて森林火災による評価を実施しているため、「森林火災」による影響評価に包絡される。
1-25	ひょう・あられ	D	×	ひょう及びあられは雨雲未だあり。その影響について「豪雨」として評価評価に包絡される。
1-26	極高温	C	×	過去最高気温（34.9°C：小樽特別地域気象観測所）による影響評価に包絡される。
1-27	満潮	P	×	過去最高気温（34.9°C：小樽特別地域気象観測所）による影響評価を踏まえて考慮しているため、「津波」（第五条）による影響評価に包絡される。
1-28	ハリケーン	D	×	台風と同一の気象現象であるため、「風（台風）」による影響評価に包絡される。
1-29	氷結	D	×	影響は極低温（凍結）と同様と考えられるため、「凍結」による影響評価に包絡される。
1-30	氷晶	A	×	取水塔（海水）が凍結することなく、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-31	氷壁	D	×	影響は極低温（凍結）と同様と考えられるため、「凍結」による影響評価に包絡される。

【大飯】  
 記載方針の相違  
 ・女川審査実績の反映

【女川】  
 過去最高気温を観測した観測所及び気温の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1.4 設計基準において想定される自然現象の選定結果(3/4)

No.	事象①	選定基準②						備考
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	
29	水結	✓	✓	✓	×	×	×	影響は連結と同じにと考えられたため、「連結」の影響評価に包含される。
30	氷晶	✓	✓	✓	✓	✓	×	影響は連結と同じと考えられたため、「連結」の影響評価に包含される。
31	氷塊	✓	✓	✓	✓	✓	✓	影響は連結と同じと考えられたため、「連結」の影響評価に包含される。
32	高水温	✓	✓	✓	✓	✓	✓	長期間継続することではなく、長期的には水温上昇は緩慢であることから、出力低下等の措置を講じることができるため、安全機能を損なうおそれはない。
33	低水温	✓	✓	✓	✓	✓	✓	既水温が連結することはない。
34	干ばつ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。
35	霜	✓	✓	✓	✓	✓	✓	安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いことから除外する。
36	霧、もや	✓	✓	✓	✓	✓	✓	安全施設の機能に影響を及ぼす可能性を考慮する。
37	火山の影響	✓	✓	✓	✓	✓	✓	地盤特性を踏まえて評価対象となる。
38	熱湯	✓	✓	✓	✓	✓	✓	火山ににより発生する事象であるため、「火山の影響」の評価に包含される。なお、発電所周辺には火山がないため、熱湯の影響はない。
39	積雪*	✓	✓	✓	✓	✓	✓	地盤特性を踏まえて評価対象とする。
40	雪崩	✓	✓	✓	✓	✓	✓	周辺の地域から、積雪荷重以上の影響がある箇所は発生しないことから除外する。
41	生物学的事象	✓	✓	✓	✓	✓	✓	既水温による影響評価に包含される。
42	動物	✓	✓	✓	✓	✓	✓	生物学的事象による影響評価に包含される。
43	植物	✓	✓	✓	✓	✓	✓	生物学的事象による影響評価に包含される。

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-32	土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ）	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-33	落雷	—	○	「落雷」としてプラントへの影響評価を実施する。
1-34	潮	A	×	海水を活性酸としてとどめていること及び敷地内に河川、潮は存在しないため考慮しない。
1-35	潮又は河川の水位上昇	A	×	海水を活性酸としてとどめていること及び敷地内に河川、潮は存在しないため考慮しない。
1-36	陥没、地盤沈下・地割れ	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-37	極限的な圧力（気圧高低）	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-38	もや	C	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」による影響評価に包含される。 もやは微小な水滴で覆った露が空気中に浮遊している現象であり、設備に損傷を及ぼす要因となるらず、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-39	塗布、放置	B	×	既食の事象を踏まえ、既食の影響を考慮しているため、「既食」による影響評価に包含される。 既食の事象は遅く、保守管理による不具合防止が可能であることに加え、防食塗装による発生防止措置も実施していることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-40	地面の隆起	D	×	地面の隆起に地震に伴う既食事象であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-41	動物	D	×	生物学的事象において小動物を考慮しているため、「生物学的事象」による影響評価に包含される。
1-42	地滑り	—	○	発電所の敷地が丘陵地を持つ複雑地形であることを踏まえ、「地滑り」としてプラントへの影響評価を行う。
1-43	カルスト	A	×	発電所の周間にカルスト地帯はないため考慮しない。
1-44	地下水による浸食	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-45	海水面低	D	×	影響は津波と同様と考えられるため、「津波」による影響評価に包含される。
1-46	海水面高	D	×	影響は津波と同様と考えられるため、「津波」による影響評価に包含される。
1-47	地下水による地滑り	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地盤活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-48	水中の有機物	D	×	生物学的事象においてクラゲ等の海生生物を考慮しているため、「生物学的事象」による影響評価に包含される。

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
1-32	土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ）	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-33	落雷	—	○	「落雷」としてプラントへの影響評価を実施する。
1-34	潮又は河川の水位低下	A	×	海水を活性酸としてとどめていること及び敷地内に河川、潮は存在しないため考慮しない。
1-35	潮又は河川の水位上昇	A	×	海水を活性酸としてとどめていること及び敷地内に河川、潮は存在しないため考慮しない。
1-36	陥没、地盤沈下・地割れ	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-37	極限的な圧力（気圧高低）	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-38	もや	C	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震」による影響評価に包含される。 もやは微小な水滴で覆った露が空気中に浮遊している現象であり、設備に損傷を及ぼす要因となるらず、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-39	塗布、放置	B	×	既食の事象は遅く、保守管理による不具合防止が可能であることに加え、防食塗装による発生防止措置も実施していることから、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-40	地面の隆起	D	×	地面の隆起に地震に伴う既食事象であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-41	動物	D	×	生物学的事象において小動物を考慮しているため、「生物学的事象」による影響評価に包含される。
1-42	地滑り	—	○	発電所の敷地が丘陵地を持つ複雑地形であることを踏まえ、「地滑り」としてプラントへの影響評価を行う。
1-43	カルスト	A	×	発電所の周間にカルスト地帯はないため考慮しない。
1-44	地下水による浸食	D	×	地盤の脆弱性に係る影響であるため、「地震活動」（地盤（第三条））による影響評価に包含される。
1-45	海水面低	D	×	影響は津波と同様と考えられるため、「津波」による影響評価に包含される。

【大飯】  
記載方針の相違  
・女川審査実績の反映

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

表1.4 設計基準において想定される自然現象の選定結果(4/4)

No.	事象 <sup>(1)</sup>	選定基準 <sup>(2)</sup>						備考
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	
44	隕石				✓		✗	安全施設の機能に影響を及ぼす限り等の衝突は、極低頻度な事象であることから除外する。（参考2参照）
45	土壤の収縮・膨張（液状化現象）			✓			✗	地盤の変形性に係る影響であるため、「地震」（地震）の影響評価に含まれる。
46	海岸浸食		✓				✗	災象進展が遅くなるための時間的余裕があり、安全施設の機能を粗なうおそれはない。
47	地下水による浸食		✓	✓		✗	✗	安全施設の機能に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の変形性に伴う影響があるため、「地盤」（地盤）の影響評価に含まれる。
48	カルスト	✓				✗		カルストによる地形形状ではないことから除外する。
49	開削しきは川の水位低下	✓				✗		開削所に影響を及ぼす開削又は河川がないことから除外する。
50	開削しきは川の水位上昇	✓				✗		開削所に影響を及ぼす開削又は河川がないことから除外する。
51	水中の有機物		✓	✓	✓			安全施設の機能に影響を及ぼすため、「生物学的現象」の影響評価に包含される。
52	太陽フレア、磁気嵐			✓				太陽フレアによる磁気嵐により高導電率が発生する可能性があるが、日本では、磁気静止、大地抵抗率の条件から地盤変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は海水に比べて無視しうる程度であるため除外する。
53	河川の迂回、阻塞		✓					太陽フレアによる電磁的障害では、上記の通りには影響が及ぼさない。また、太陽フレアによる電磁的障害では、上記の通りには影響が及ぼさない。これらとの対照に不含されることはない。
								迂回することにより、安全施設の機能に影響を及ぼさずような河川はないことから除外する。

女川原子力発電所2号炉

No.	外部ハザード	論外基準	審査	備考
1-49	太陽フレア、磁気嵐	C	✗	太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、影響を及ぼさない。安全施設の機能に影響を及ぼす可能性があるが、影響を及ぼさない。また、太陽フレアによる電磁的障害が電力系統に影響を及ぼすことから除外する。
1-50	海水温（海水温高）	B	✗	海水温を監視しており、海水温の上昇に伴う取水温度の上昇により海水器露点度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下又はブレント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-51	低温水（海水温低）	C	✗	海水温の低下により取水温度が低下するが、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-52	泥濁出	D	✗	地盤の懸崩れに係る影響であるため、「地盤活動」（地盤（第三条））による影響評価に包絡される。
1-53	土石流	D	✗	土石流の評価において、土石流危険区域等を考慮しているため、「地滑り」による影響評価に包絡される。
1-54	水蒸気	D	✗	火山噴火による影響評価に包絡される。
1-55	毒性ガス	D	✗	火山及び森林火災により発生する事象であるため、「火山の影響」及び「森林火災」による影響評価に包絡される。

泊発電所3号炉

【大飯】  
記載方針の相違  
・女川審査実績の反映

1-49	太陽フレア、磁気嵐	C	✗	太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、影響を及ぼさない。また、太陽フレアによる電磁的障害が電力系統に影響を及ぼすことから除外する。
1-50	高温水（海水温高）	B	✗	海水温を監視しており、海水温の上昇に伴う取水温度の上昇により海水器露点度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下又はブレント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-51	低温水（海水温低）	C	✗	海水温の低下により取水温度が低下するが、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため考慮しない。
1-52	泥濁出	D	✗	地盤の懸崩れに係る影響であるため、「地盤活動」（地盤（第三条））による影響評価に包絡される。
1-53	土石流	D	✗	土石流の評価において、土石流危険区域等を考慮しているため、「地滑り」による影響評価に包絡される。
1-54	水蒸気	D	✗	火山噴火による影響評価に包絡される。
1-55	毒性ガス	D	✗	火山及び森林火災により発生する事象であるため、「火山の影響」及び「森林火災」による影響評価に包絡される。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(比較のため、6自然現象-21ページより再掲)  <b>&lt;参考2&gt;</b></p> <p>NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities"によると、隕石や人工衛星については、衝突の確率が <math>10^{-9}</math>以下と非常に小さいため、起因事象頻度は低く IPEEE の評価対象から除外する旨が記載されている。</p> <p>なお、本記載の基になった NUREG/CR-5042, Supplement2 によると、1 ポンド以上の隕石の年間落下数と地表の一定面積に落下する確率を面積比で概算した結果、100 ポンド以上の隕石が 10,000 平方フィートに落下する確率は <math>7 \times 10^{-19}/\text{炉年}</math>、100,000 平方フィートに落下する確率は <math>6 \times 10^{-8}/\text{炉年}</math>、隕石落下による津波の確率は <math>9 \times 10^{-10}/\text{炉年}</math>と評価されている。</p> <p>その他、IAEA の SAFETY STANDARDS SERIES No. NS-R-1, "Safety of Nuclear Power Plants: Design" では、想定起因事象で考慮しないものとして、自然又は人為の事象であって、極めて起こりにくいもの（隕石や人工衛星の落下）を挙げている。</p>	<p>※1 隕石の考慮について          (1) 国内の隕石落下記録による落下確率計算          隕石については、国内外で多数の落下事例が確認されており、日本において数グラムのものから数十 kg に至るものについて記録が存在する。          しかし、それらの記録については、あくまで地上に落下したものについて確認されたものであって、海へ落下したものは確認困難であること、地上に落下したものであっても確認されていないものも多数存在すると考えられる。          これらを踏まえ、落下頻度の計算結果を以下に示す。          (計算条件)          • 対象隕石 国内隕石の落下記録（注1）において、比較的、記録の多い1800年以降であって、かつ、建屋・設備への影響を否定できない1kg以上の隕石は、2013年3月までの期間に14回であるが、ここでは相対的に信頼性が高く、落下頻度が高くなる1900年以降を対象隕石とする（1900年以降の隕石落下は8回）。          • 落下頻度 隕石の落下については、上述のとおり、未確認のものも多数存在すると思われるため、落下頻度の算出にあたっては、上記対象隕石が非森林地域、かつ落下が確認されやすい地域に落下したものとする。          (計算結果)          国内の非森林地域への落下頻度は、約 <math>7.08 \times 10^{-2}</math> 回/年（1900年3月～2013年3月の記録ベース）。1800年以降の記録で算出した場合、約 <math>6.57 \times 10^{-2}</math> 回/年）となり、<b>女川原子力発電所</b>敷地への落下頻度を面積比から算出した結果は第1.2-3表のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第1.2-3表 算出結果</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>落下頻度 (回/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川原子力発電所敷地内</td> <td><math>1.29 \times 10^{-6}</math></td> </tr> <tr> <td>防護区域</td> <td><math>3.10 \times 10^{-6}</math></td> </tr> <tr> <td>1~3号R/B+1, 2号C/B+3号S/B</td> <td><math>2.86 \times 10^{-6}</math></td> </tr> <tr> <td>2号R/B+1, 2号C/B</td> <td><math>1.21 \times 10^{-6}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(計算概要)          対象隕石の国内への落下頻度は、1900年3月から2013年3月までに8回の落下であることから、  <math>8/(2013-1900)=7.08 \times 10^{-2}</math> (回/年)          となる。ここで、非森林地域であり、落下が確認されやすい地域を国土面積の25.1%（注2）とすると、          • 日本国面積のうち非森林地域：<math>377,962 \times 0.251 = 94,868 [\text{km}^2]</math>          • <b>女川原子力発電所</b>敷地面積：<math>1.73 [\text{km}^2]</math>          であることから、<b>女川原子力発電所</b>敷地への隕石の落下頻度は、以下のとおりとなる。  <math>1.73/94,868 \times 7.08 \times 10^{-2} = 1.29 \times 10^{-6}</math> (回/年)          その他の落下頻度については、上記と同様に求めた。</p>	対象	落下頻度 (回/年)	女川原子力発電所敷地内	$1.29 \times 10^{-6}$	防護区域	$3.10 \times 10^{-6}$	1~3号R/B+1, 2号C/B+3号S/B	$2.86 \times 10^{-6}$	2号R/B+1, 2号C/B	$1.21 \times 10^{-6}$	<p>※1 隕石の考慮について          (1) 国内の隕石落下記録による落下確率計算          隕石については、国内外で多数の落下事例が確認されており、日本において数グラムのものから数十 kg に至るものについて記録が存在する。          しかし、それらの記録については、あくまで地上に落下したものについて確認されたものであって、海へ落下したものは確認困難であること、地上に落下したものであっても確認されていないものも多数存在すると考えられる。          これらを踏まえ、落下頻度の計算結果を以下に示す。          (計算条件)          • 対象隕石 国内隕石の落下記録（注1）において、比較的、記録の多い1800年以降であって、かつ、建屋・設備への影響を否定できない1kg以上の隕石は、2013年3月までの期間に14回であるが、ここでは相対的に信頼性が高く、落下頻度が高くなる1900年以降を対象隕石とする（1900年以降の隕石落下は8回）。          • 落下頻度 隕石の落下については、上述のとおり、未確認のものも多数存在すると思われるため、落下頻度の算出にあたっては、上記対象隕石が非森林地域、かつ落下が確認されやすい地域に落下したものとする。          (計算結果)          国内の非森林地域への落下頻度は、約 <math>7.08 \times 10^{-2}</math> 回/年（1900年3月～2013年3月の記録ベース）。1800年以降の記録で算出した場合、約 <math>6.57 \times 10^{-2}</math> 回/年）となり、<b>泊発電所</b>敷地への落下頻度を面積比から算出した結果は第1.2-3表のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第1.2-3表 算出結果</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>落下頻度 (回/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊発電所敷地内</td> <td><math>1.01 \times 10^{-6}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(計算概要)          対象隕石の国内への落下頻度は、1900年3月から2013年3月までに8回の落下であることから、  <math>8/(2013-1900)=7.08 \times 10^{-2}</math> (回/年)          となる。ここで、非森林地域であり、落下が確認されやすい地域を国土面積の25.1%（注2）とすると、          • 日本国面積のうち非森林地域：<math>377,962 \times 0.251 = 94,868 [\text{km}^2]</math>          • <b>泊発電所</b>敷地面積：<math>1.35 [\text{km}^2]</math>          であることから、<b>泊発電所</b>敷地への隕石の落下頻度は、以下のとおりとなる。  <math>1.35/94,868 \times 7.08 \times 10^{-2} = 1.01 \times 10^{-6}</math> (回/年)          その他の落下頻度については、上記と同様に求めた。</p>	対象	落下頻度 (回/年)	泊発電所敷地内	$1.01 \times 10^{-6}$	<p><b>【大飯】</b>記載方針の相違  <b>・女川審査実績の反映</b>  <b>(女川、泊との比較のため、6自然現象-21ページより再掲)</b></p> <p><b>【女川】</b>発電所名の相違</p> <p><b>【女川】</b>敷地面積の相違、それに伴う評価結果の相違</p> <p><b>【女川】</b>発電所名の相違</p> <p><b>【女川】</b>敷地面積の相違、それに伴う評価結果の相違</p> <p><b>【女川】</b>発電所名の相違</p> <p><b>【女川】</b>敷地面積の相違、それに伴う評価結果の相違</p>
対象	落下頻度 (回/年)																
女川原子力発電所敷地内	$1.29 \times 10^{-6}$																
防護区域	$3.10 \times 10^{-6}$																
1~3号R/B+1, 2号C/B+3号S/B	$2.86 \times 10^{-6}$																
2号R/B+1, 2号C/B	$1.21 \times 10^{-6}$																
対象	落下頻度 (回/年)																
泊発電所敷地内	$1.01 \times 10^{-6}$																

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6自然現象-21ページより再掲)</p> <p>なお、隕石が大飯発電所に衝突する確率については、概略計算で以下のとおり見積もられる。</p> <p>地球近傍の天体が地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、トリノスケールがあるが、2012年現在において、NASAは、今後100年に衝突が起こる可能性のある天体について、このトリノスケールのレベル1を超えるものはないとしている。このレベル1の小惑星として“2007VK184”が挙げられているが、当該惑星の衝突確率は「1,750分の1」である。そこで、隕石が地球に落ちて地上に当たる確率を1/1,750とする。</p> <p>・ 地球の表面積：510,072,000 [km<sup>2</sup>]      ・ 大飯発電所の敷地面積：1.75 [km<sup>2</sup>]</p> <p>であることから、隕石が大飯発電所の敷地内に衝突する確率は概算で以下のとおりとなる。</p> $\frac{1}{1,750} \times \frac{1.75}{510,072,000} = 1.96 \times 10^{-12}$	<p>(注1)：国立科学博物館 HP 日本の隕石リストを参照  <a href="http://www.kahaku.go.jp/research/db/science_engineering/inseki/inseki_list.html">(http://www.kahaku.go.jp/research/db/science_engineering/inseki/inseki_list.html)</a></p> <p>(注2)：国土交通省土地白書 平成26年版 我が国の国土利用の現況を参照  <a href="http://tochi.mlit.go.jp/wpcontent/uploads/2014/06/6f740e8f4091973c8a4c00cb976e5cdc.pdf">(http://tochi.mlit.go.jp/wpcontent/uploads/2014/06/6f740e8f4091973c8a4c00cb976e5cdc.pdf)</a></p> <p>以上より、隕石が敷地内の安全施設へ落下し、その安全性に影響を及ぼすケースは非常に稀であり、発電用原子炉施設の周囲に落ちたときの衝撃については、頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できるといった観点から、影響はないと考えられる。また、津波を起こすような隕石は、大規模なものであり、かつ太平洋への落下を考慮すると、その落下頻度は極低頻度となる。</p> <p>なお、国内に落下した1800年以降の隕石の直径は数m以下であるが、一般的に、隕石等は大気圏通過に伴いその大半が燃え尽き、また一部は破碎することを考慮すると、落下隕石が宇宙空間に存在していた時には、その大きさは、より大きなものであったと推定される。</p> <p>(2) トリノスケールによる落下確率計算</p> <p>地球近傍の天体が、地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、トリノスケールがあるが、NASAによると2016年において、今後100年に衝突する可能性がある全ての天体についてレベル0とされている。</p> <p>このレベル0は、衝突確率が0か限りなく0に近い、又は、衝突したとしても大気中で燃え尽き被害がほとんど発生しないことを示す。</p> <p>参考に、NASAのリストにおいて、2016年時点で最も衝突確率の高い2010RF<sub>12</sub>（今後100年間での衝突確率：5.0×10<sup>-2</sup>）について、今後100年間の女川原子力発電所への衝突確率を計算すると以下のとおりである。</p> <p>地球の表面積：510,072,000km<sup>2</sup>      女川原子力発電所の敷地面積：1.73km<sup>2</sup>      敷地内に衝突する確率は、概算で以下のとおりとなる。  <math display="block">5.0 \times 10^{-2} \times (1.73 / 510,072,000) = 1.7 \times 10^{-10}</math></p> <p>(1)の結果である <math>1.29 \times 10^{-6}</math> (回/年) と、<math>1.7 \times 10^{-10}</math> では、10<sup>4</sup>程度の差異が生じているが、これは対象とする隕石が、(1)では1kg以上のものを抽出しているが、(2)では落下した際に被害を及ぼす規模のものから抽出しており、(2)では小規模のものは取り除かれているためであると考えられる。敷地内に隕石が落下する確率としては、(2)に比べ(1)が大きな確率ではあるが、この値も低頻度である。</p>	<p>(注1)：国立科学博物館 HP 日本の隕石リストを参照  <a href="http://www.kahaku.go.jp/research/db/science_engineering/inseki/inseki_list.html">(http://www.kahaku.go.jp/research/db/science_engineering/inseki/inseki_list.html)</a></p> <p>(注2)：国土交通省土地白書 平成26年版 我が国の国土利用の現況を参照  <a href="http://tochi.mlit.go.jp/wpcontent/uploads/2014/06/6f740e8f4091973c8a4c00cb976e5cdc.pdf">(http://tochi.mlit.go.jp/wpcontent/uploads/2014/06/6f740e8f4091973c8a4c00cb976e5cdc.pdf)</a></p> <p>以上より、隕石が敷地内の安全施設へ落下し、その安全性に影響を及ぼすケースは非常に稀であり、発電用原子炉施設の周囲に落ちたときの衝撃については、頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できるといった観点から、影響はないと考えられる。また、津波を起こすような隕石は、大規模なものであり、かつ太平洋への落下を考慮すると、その落下頻度は極低頻度となる。</p> <p>なお、国内に落下した1800年以降の隕石の直径は数m以下であるが、一般的に、隕石等は大気圏通過に伴いその大半が燃え尽き、また一部は破碎することを考慮すると、落下隕石が宇宙空間に存在していた時には、その大きさは、より大きなものであったと推定される。</p> <p>(2) トリノスケールによる落下確率計算</p> <p>地球近傍の天体が、地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、トリノスケールがあるが、NASAによると2017年において、今後100年に衝突する可能性があるすべての天体についてレベル0とされている。</p> <p>このレベル0は、衝突確率が0か限りなく0に近い、又は、衝突したとしても大気中で燃え尽き被害がほとんど発生しないことを示す。</p> <p>参考に、NASAのリストにおいて、2017年時点で最も衝突確率の高い2010RF<sub>12</sub>（今後100年間での衝突確率：5.0×10<sup>-2</sup>）について、今後100年間の泊発電所への衝突確率を計算すると以下のとおりである。</p> <p>地球の表面積：510,072,000km<sup>2</sup>      泊発電所の敷地面積：1.35km<sup>2</sup>      敷地内に衝突する確率は、概算で以下のとおりとなる。  <math display="block">5.0 \times 10^{-2} \times (1.35 / 510,072,000) = 1.3 \times 10^{-10}</math></p> <p>(1)の結果である <math>1.01 \times 10^{-6}</math> (回/年) と、<math>1.3 \times 10^{-10}</math> では、10<sup>4</sup>程度の差異が生じているが、これは対象とする隕石が、(1)では1kg以上のものを抽出しているが、(2)では落下した際に被害を及ぼす規模のものから抽出しており、(2)では小規模のものは取り除かれているためであると考えられる。敷地内に隕石が落下する確率としては、(2)に比べ(1)が大きな確率ではあるが、この値も低頻度である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・ 女川審査実績の反映      (女川、泊との比較のため、6自然現象-21ページより再掲)      【大飯、女川】記載表現の相違      ・ トリノスケールによる落下確率計算を実施している点に相違なし      ・ 参照年の更新      【女川】記載表現の相違      ・ プラント名称の相違      【大飯、女川】設計方針の相違      ・ プラント敷地の面積及び評価結果の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

No.	事象①	設計基準において想定される外部人 <small>が</small> 為事象の選定結果						備考
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	
1	人工衛星の落下				✓			
2	飛来物（航空機落下）							
3	工場施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出）	✓						
4	パイプライン事故（爆発、化学物質放出）							
5	自動車又は船舶の爆発			✓				
6	掘削工事（爆発、土木建設現場の事故）	✓						
7	船舶の衝突							
8	船体事故（固体液体流出）			✓				
9	交通事故（化学物質流出含む）			✓				
10	タービンミサイル（他のユニットからミサイル）						✓	

第1.2-4表 設計上考慮すべき人為事象の選定結果								
No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考				
2-1	衛星の落下	E <sup>②</sup>	×	安全衛星の機能に影響を及ぼす人・工船足の衝突は、極低頻度な事象であることを評価する。				
2-2	パイプライン事故（ガス等）、パイプライン事故によるサイト内爆発等	A	×	周辺にパイプラインはないため考慮しない。				
2-3	交通事故（化学物質流出含む）	D	×	影響は爆発又は有毒ガスと同じと考えられるため、「爆発」又は「有毒ガス」として影響評価に包括される。				
2-4	有毒ガス	-	○	「有毒ガス」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-5	タービンミサイル	F	×	「第十九条 漩渦ターピン」にて評価する。				
2-6	飛行機（航空機衝突）	-	○	「飛行機（航空機衝突）」としてプラントへの影響評価を行なう。				
2-7	工業施設又は軍事施設事故	D	×	影響は爆発又は工場工場等の火災と同じと考えられるため、「爆発」又は「工場工場等の火災」による影響評価に包括される。				
2-8	船舶の衝突（船舶事故）	-	○	「船舶の衝突」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-9	自動車又は船舶の爆発	D	×	影響は爆発と同じと考えられるため、「爆発」による影響評価に包括される。				
2-10	船舶から放出される固体液	D	×	船舶の衝突において直接放出を懸念しているため、「船舶の衝突」による影響評価に包括される。				
2-11	水中の化学物質	A	×	地盤特性が海底でアブリで立地していないため考慮しない。				
2-12	プラント外での爆発	-	○	地盤特性を踏まえて「爆発」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-13	プラント外での化学物質の流出	D	×	直前流が事故をもたらす場合の衝突として考慮するため、「有毒ガス」による影響評価に包括される。				
2-14	サイト貯蔵の化学物質の東向	C	×	影響は爆発又は有毒ガスと同じと考えられるため、「爆発」による影響評価に包括されない。				
2-15	軍事施設からのミサイル	F	×	放逐の人の為事象はあるため考慮しない。 なお、某施設所から約25kmの地点に航空機衝突危険度が対象及び対空制御区域は設定されていないため考慮しない。				
2-16	掘削工事	C	×	サイトでは、実測距離で埋設ケーブル・配管の位置を確認。確実は確認できるが万一確認できぬ場合は、複数の安全構造を同時に喪失することはない。プラントの安全が保障されることはないと判断。また、近隣鉄塔付近での薬剤による斜面崩壊を考慮するが、斜面崩壊付近の薬剤噴射による斜面崩壊が考えられるが、非常用内電源があるため、プラントの安全性が損なわれるとはないと判断されるため考慮しない。				

No.	外部ハザード	除外基準	選定	備考
2-17	他のユニットから火災	E	×	「第十八条 天災による損傷の防止等」にて評価する。
2-18	他のユニットからのミサイル	F	×	「第十九条 漩渦ターピン」にて評価する。
2-19	他のユニットからの内部漏水	F	×	「第十八条 漩渦ターピン」にて評価する。
2-20	電磁的障害	-	○	「電磁的障害」としてプラントへの影響評価を行う。
2-21	ダムの崩壊	-	○	「ダムの崩壊」としてプラントへの影響評価を行う。
2-22	内部漏水	F	×	「第九条 漩渦による損傷の防止等」にて評価する。
2-23	火災（近隣工場等の火災）	-	○	「近隣工場等の火災」としてプラントへの影響評価を行う。

※2 人工衛星が落下した場合については、衛星の大部分が大気圏で燃え尽き、一部破片が落下する可能性があるものの発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはないものと考えられる。

第1.2-4表 設計上考慮すべき人為事象の選定結果								
No.	外部ハザード	抽出基準	選定	備考				
2-1	衛星の落下	E <sup>②</sup>	×	安全衛星の機能に影響を及ぼす人・工船足等が衝突する可能性は極めて低いことから考慮しない（波2）。				
2-2	パイプライン事故（ガス等）、パイプライン事故によるサイト内爆発等	A	×	周辺にパイプラインはないため考慮しない。				
2-3	交通事故（化学物質流出含む）	D	×	影響は爆発又は有毒ガスと同じと考えられるため、「爆発」又は「有毒ガス」による影響評価に包括される。				
2-4	有毒ガス	-	○	「有毒ガス」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-5	タービンミサイル	F	×	「第十九条 漩渦ターピン」にて評価する。				
2-6	飛行機（航空機衝突）	-	○	「飛行機（航空機衝突）」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-7	工業施設又は軍事施設事故	D	×	影響は爆発又は工場工場等の火災と同じと考えられるため、「爆発」又は「工場工場等の火災」による影響評価に包括される。				
2-8	船舶の衝突（船舶事故）	-	○	「船舶の衝突」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-9	自動車又は船舶の爆発	D	×	影響は爆発と同じと考えられるため、「爆発」による影響評価に包括される。				
2-10	船舶から放出される固体液	D	×	船舶の衝突において直接放出を懸念しているため、「船舶の衝突」による影響評価に包括される。				
2-11	水中の化学物質	A	×	地盤特性が海底でアブリで立地していないため考慮しない。				
2-12	プラント外での爆発	-	○	地盤特性を踏まえて「爆発」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-13	プラント外での化学物質の流出	D	×	直前流が事故をもたらす場合の影響評価に包括される。				
2-14	サイト貯蔵の化学物質の流出	C	×	影響は有毒ガスと同様に考慮されるため、「有毒ガス」による影響評価に包括される。				
2-15	軍事施設からのミサイル	F	×	故意の人の為事象であるため考慮しない。				
2-16	掘削工事	C	×	サイト内では、事前調査で埋設ケーブル・配管の位置を確認。確実は確認できるが万一確認できぬ場合は、複数の安全構造を同時に喪失することはない。プラントの安全が保障されることはないと判断。また、近隣鉄塔付近での薬剤による斜面崩壊を考慮するが、斜面崩壊付近の薬剤噴射による斜面崩壊が考えられるが、非常用内電源があるため、プラントの安全性が損なわれることはないと判断されるため考慮しない。				
2-17	他のユニットからの火災	F	×	「第十八条 漩渦による損傷の防止」にて評価する。				
2-18	他のユニットからのミサイル	F	×	「第十八条 漩渦ターピン」にて評価する。				
2-19	他のユニットからの内部漏水	F	×	「第十九条 漩渦による損傷の防止等」にて評価する。				
2-20	電磁的障害	-	○	「電磁的障害」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-21	ダムの崩壊	-	○	「ダムの崩壊」としてプラントへの影響評価を行う。				
2-22	内部漏水	F	×	「第九条 漩渦による損傷の防止等」にて評価する。				
2-23	火災（近隣工場等の火災）	-	○	「近隣工場等の火災」としてプラントへの影響評価を行う。				

※2 人工衛星が落下した場合については、衛星の大部分が大気圏で燃え尽き、一部破片が落下する可能性があるものの発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはないものと考えられる。

【女川】

立地条件の相違

- ・泊発電所周辺に航空自衛隊の基地は存在しないため

【大飯】

記載方針の相違

- ・女川審査実績の反映

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1.5 設計基準において想定される外部人為事象の選定結果(2/2)

No.	事象 <sup>(1)</sup>	選定基準 <sup>(1)(2)</sup>						選定 <sup>(3)</sup> 結果	備考
		基準1	基準2	選定基準 <sup>(1)(2)</sup>	基準3	基準4	基準5	基準6	
11	有毒ガス							○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
12	ダムの崩壊 <sup>(4)</sup>							○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
13	爆発 <sup>(4)</sup> （プラント外での爆発）							○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
14	火災（近隣工場等の火災）					✓		○	故意の人為事象であることから除外する。
15	軍事施設からのミサイル							×	故意の人為事象で管理しているが、既に流出した場合でも廻等により薬品の拡散防止が図られていることから除外する。
16	サイト内貯蔵の化学物質流出			✓				×	化学薬品は適切に管理されているが、故意の人為事象であることから除外する。
17	プラント外での化学物質流出			✓				×	化学薬品は有毒ガスと同じと考えられるため、「有毒ガス」の影響評価に含まれる。
18	電磁的障害							○	地域特性を踏まえて評価対象とする。
19	内部火災							×	第八条（火災による損傷の防止）にて評価する。
20	内部漏水（他のユニットからの内部漏水）							×	第九条（漏水による損傷の防止等）にて評価する。
21	水中への化学物質放出	✓						×	発電所周辺には化学プラントは立地していないことから除外する。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>注 1：枠囲みの事象は、設置許可基準規則の解釈第6条に例示されている事象に該当する事象。</p> <p>注 2：選定基準は以下のとおり。</p> <p>基準 1：当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。</p> <p>基準 2：ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。</p> <p>基準 3：当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。</p> <p>基準 4：影響が他の事象に包含される。</p> <p>基準 5：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。</p> <p>基準 6：外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。</p> <p>注 3：選定結果において「○」としている事象は、設置許可基準規則第6条の条文で考慮する事象、「×」としている事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。</p> <p>*：「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」に記載の事象。</p> <p>(上記青枠の注1～注3は表1.4及び表1.5に付随する)  ※資料をまとめるための上記コメント追記</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;参考1&gt;</p> <p>基準1：当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。 発電所の立地点の自然環境は一様ではなく、発生する自然現象は地域性があるため、発電所立地点において明らかに起こり得ない事象は対象外とする。</p> <p>基準2：ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。 事象発生時の発電所への影響の進展が緩慢であって、影響の緩和又は排除の対策が容易に講じじうことが出来る事象は対象外とする。例えば、発電所で海岸の浸食の事象が発生しても、進展が遅いため補強工事等により浸食を食い止めることができる。</p> <p>基準3：当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。 事象が発生しても、プラントへの影響が極めて限定的で炉心損傷事故のような重大な事故には繋がらない事象は対象外とする。例えば、外気温が上昇しても、屋外設備でも故障に至る可能性は小さく、また、冷却海水の温度が直ちに上昇しないことから冷房は維持できるので、影響は限定的である。</p> <p>基準4：影響が他の事象に包絡される。 プラントに対する影響が同様とみなせる事象については、相対的に影響が大きいと判断される事象に包含して合理的に検討する。例えば、地滑り、山崩れ、崖崩れ等は程度の差はある同じ影響を与える事象であるので、まとめて検討できる。</p> <p>基準5：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 タービンミサイル、航空機落下の評価では発生頻度が低い事象（<math>10^{-7}/年</math>以下）は考慮すべき事象の対象外としており、同様に発生頻度がごく稀な事象は対象外とする。</p> <p>基準6：外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等の外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。 第四条（地震による損傷の防止）、第五条（津波による損傷の防止）、第八条（火災による損傷の防止）等の別の条項により評価を実施するもの、又は、故意の人為事象等の外部からの衝撃による損傷の防止に該当しないものについては、対象外とする。</p>	<p>&lt;参考1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準A：プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。 発電所の立地点の自然環境は一様ではなく、発生する自然現象は地域性があるため、発電所立地点において明らかに起こり得ない事象は対象外とする。</li> <li>基準B：ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。 事象発生時の発電所への影響の進展が緩慢であって、影響の緩和又は排除の対策が容易に講じじうことができる事象は対象外とする。例えば、発電所の海岸の浸食の事象が発生しても、進展が遅いため補強工事等により浸食を食い止めることができる。</li> <li>基準C：プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。 設計基準事故につながる可能性があるとして考慮した事象と比較して、プラントへの影響が限定的な事象については対象外とする。 例えば、外気温が上昇しても、屋外施設でも故障に至る可能性は小さく、また、冷却海水の温度が直ちに上昇しないことから冷却は維持できるので、影響は限定的である。</li> <li>基準D：影響が他の事象に包絡される。 プラントに対する影響が同様とみなせる事象については、相対的に影響が大きいと判断される事象に包含して合理的に検討する。</li> <li>基準E：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 航空機落下の評価では発生頻度が低い事象（<math>10^{-7}/年</math>以下）は、考慮すべき事象からは対象外としており、同様に発生頻度がごく稀な事象は対象外とする。</li> <li>基準F：外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項 第四条 地震による損傷の防止、第五条 津波による損傷の防止、第九条 溢水による損傷の防止、第十八条 蒸気タービンにより評価を実施するもの、又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止に該当しないものについては、対象外とする。</li> </ul>	<p>&lt;参考1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準A：プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない。 発電所の立地点の自然環境は一様ではなく、発生する自然現象は地域性があるため、発電所立地点において明らかに起こり得ない事象は対象外とする。</li> <li>基準B：ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。 事象発生時の発電所への影響の進展が緩慢であって、影響の緩和又は排除の対策が容易に講じじうことができる事象は対象外とする。例えば、発電所の海岸の浸食の事象が発生しても、進展が遅いため補強工事等により浸食を食い止めることができる。</li> <li>基準C：プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又はプラントの安全性が損なわれることがない。 設計基準事故につながる可能性があるとして考慮した事象と比較して、プラントへの影響が限定的な事象については対象外とする。 例えば、外気温が上昇しても、屋外施設でも故障に至る可能性は小さく、また、冷却海水の温度が直ちに上昇しないことから冷却は維持できるので、影響は限定的である。</li> <li>基準D：影響が他の事象に包絡される。 プラントに対する影響が同様とみなせる事象については、相対的に影響が大きいと判断される事象に包含して合理的に検討する。</li> <li>基準E：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 航空機落下の評価では発生頻度が低い事象（<math>10^{-7}/年</math>以下）は、考慮すべき事象からは対象外としており、同様に発生頻度がごく稀な事象は対象外とする。</li> <li>基準F：外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している。又は故意の人為事象等、外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項 第四条 地震による損傷の防止、第五条 津波による損傷の防止、第九条 溢水による損傷の防止、第十二条 安全施設により評価を実施するもの、又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止に該当しないものについては、対象外とする。</li> </ul>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(女川、泊は6自然現象-15, 16ページに記載)  <b>参考2&gt;</b></p> <p>NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events(IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities"によると、隕石や人工衛星については、衝突の確率が<math>10^{-9}</math>以下と非常に小さいため、起因事象頻度は低く IPEEE の評価対象から除外する旨が記載されている。なお、本記載の基になった NUREG/CR-5042, Supplement2 によると、1 ポンド以上の隕石の年間落下数と地表の一定面積に落下する確率を面積比で概算した結果、100 ポンド以上の隕石が 10,000 平方フィートに落下する確率は<math>7 \times 10^{-10}/\text{炉年}</math>、100,000 平方フィートに落下する確率は<math>6 \times 10^{-9}/\text{炉年}</math>、隕石落下による津波の確率は<math>9 \times 10^{-10}/\text{炉年}</math>と評価されている。</p> <p>その他、IAEA の SAFETY STANDARDS SERIES No. NS-R-1, "Safety of Nuclear Power Plants: Design" では、想定起因事象で考慮しないものとして、自然又は人為の事象であって、極めて起こりにくいもの（隕石や人工衛星の落下）を挙げている。</p> <p>なお、隕石が大飯発電所に衝突する確率については、概略計算で以下のとおり見積もられる。</p> <p>地球近傍の天体が地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、トリノスケールがあるが、2012年現在において、NASAは、今後100年間に衝突が起こる可能性のある天体について、このトリノスケールのレベル1を超えるものはないとしている。このレベル1の小惑星として“2007VK184”が挙げられているが、当該惑星の衝突確率は「1,750分の1」である。そこで、隕石が地球に落ちて地上に当たる確率を1/1,750とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球の表面積 : 510,072,000 [km<sup>2</sup>]</li> <li>・ 大飯発電所の敷地面積 : 1.75 [km<sup>2</sup>]</li> </ul> <p>であることから、隕石が大飯発電所の敷地内に衝突する確率は概算で以下のとおりとなる。</p> $1/1,750 \times (1.75/510,072,000) = 1.96 \times 10^{-12}$ <p>人工衛星が落下した場合については、衛星の大部分が大気圏で燃え尽き、一部破片が落下する可能性があるものの原子炉施設に影響を与えることはないものと考えられる。</p>			評価する。



## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

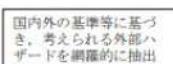
大飯発電所3／4号炉

#### 設計基準において想定される外部人為事象の抽出フロー



女川原子力発電所2号炉

## 設計上考慮すべき人為事象の抽出フロー



敷地の敷地周辺の状況  
を考慮し、海外での評価  
手法<sup>6</sup>を参考とした除外基  
準に該当するものを除外

No.	問題(英語)	添付上記をすべき人を希望する選択	
		選択	理由
2	貴重品の運送	E <sup>1</sup>	○ 本件は貴重品の輸送に係るもので、且つ小荷の輸送であるので運送業者に依頼するに相応しい。
2-1	〔アリバウド便】貴重品の輸送	A	開港場にハーバーライブ航行にて搬入しない。
2-2	〔アリバウド便】貴重品の輸送 〔内航便〕	B	新規開港場に荷役する上に考慮するため、開港場にハーバーライブ航行にて搬入する。
3	文書等の「新規開港場」	C	○ 本件は貴重品の輸送に係るもので、且つ小荷の輸送であるので運送業者に依頼するに相応しい。
4	〔ターミナル便〕	F	○ 本件は貴重品の輸送に係るもので、且つ小荷の輸送であるので運送業者に依頼するに相応しい。
5	〔ターミナル便〕	G	開港場にハーバーライブ航行にて搬入する。

基準A	プラントに影響を与えるほど圧迫した場所に発生しない。(例: No. 1-3 滅菌)
基準B	ハーフド・通潤・機器の運転・手術その他のリスクを少仕掛することでハーフドを排除できる。(例: No. 1-2 滅菌/殺菌)
基準C	プラントの設置し、考慮された事項とは異して表面部への影響度が同様若しくはそれより、又はPLTとの競合性が組合せたものとしない。(例: No. 1-2 滅菌)
基準D	影響が他の手術に伝播する。(例: No. 1-2 滅菌)
基準E	他施設で既に他の手術を比較して成績が良い。
	(例: No. 2 滅菌)
基準F	外因からの衝撃による相撲の敗因は弱い条件で伸展を実施している又は施設の人員事情等、外因からの衝撃による相撲の敗因の外因等の原因。(例: No. 2-3 ターピング+サムル)

選定の結果、設計基準において想定される人為事象として、7事項を選定

- ・飛来物（航空落下）
- ・ダムの崩壊
- ・爆発
- ・近隣工場等の火災
- ・有毒ガス
- ・船舶の衝突
- ・電磁的障害

泊発電所3号炉

## 設計上考慮すべき人為事象の抽出フロー



103494 ASN FLEXIBLE COPING STRATEGIES FOR IMPLEMENTATION GUIDELINE 12-06 August 2022  
日本の現実 対応フレキシブル戦略 109版  
“Specification Safety Guideline-S3: “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment Methodology for Nuclear Power Plants” (PRA)”, IAEA-TECDOC-1520, 2010  
「第Ⅲ回 製造用機器と部品及びその周辺施設の技術基準に関する規則の解説」(制定: 平成26年6月19日)  
NUREG-CE-0190 “The Procedure Guide”, NEA, January 1985  
「第Ⅳ回 製造用機器とその周辺施設の機能性の確認、検査及び改善の基礎に関する規則の解説」(制定: 平成26年6月19日)  
ANSI/ANS-RIS 6th Edition “Advisory on ANSI/EIA-636B Standard for Method for Large Early Release Frequency Probability Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”  
ANSI/ANS-RIS 7th Edition “Advisory on ANSI/EIA-636C Standard for Method for Small Early Release Frequency Probability Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”  
「第Ⅴ回 ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する規則解説」, 2014, 一般社団法人 日本国際力学会  
2014年1月  
Safety Requirements, NS-N-35 “Site Selection for Nuclear Installations”, IAEA, November 2008  
NUREG-1407 “Procedural and Baseline Guidance for the Initial Plant Examination of External Events (UIPE) For Severe Accident Vulnerabilities”, NRC, June 1999  
「第Ⅵ回 周辺施設の構造・機能の確認、検査及び改善の基礎に関する規則の解説」(制定: 平成26年6月19日)  
日本原子力規制委員会 2009, 日本アソシエーション 2010年6月

敷地及び敷地周辺の状況を考慮し、海外での評価手法を参考とした除外基準に該当するものを除外

表 1-2-4 案件上発生する個人行為事例の選定基準	
No.	外因(外部)
1-1	施設の導入
1-2	バイオライン事例(留置強制、内臓穿刺)
2-1	交通事故(化学物質放出事件)
2-2	有病者
2-3	アレルギー(アレルギー性イニシエイタ)
2-4	被害者(被(引)換者)

調査の結果、設計基準において想定される人為事象として、次事象を選定

基準A	プラットに影響を及ぼすほど拡張して感覚に悪さしない。(例: 10~4秒間)
基準B	ハーフ・品質・強度・頻度・率、算出の方法を了解、操作することでハーフードを操作できる。(例: 10~12秒間(後半))
基準C	プラット・操作上、考慮された事項と比較して操作への影響度が何時もしくは何回も、又はプラットの事項と比較して操作への影響度がない。(例: 10~4秒間)
基準D	操作中の操作の反応時間、(例: 1~2秒間)
基準E	安全範囲内の操作を実現して操作可能。(例: 10~12秒間)
基準F	操作中の操作の反応時間の操作の開始と目標の直角度評価を実施している且つ該装置の入力操作条件から(直角度による)目標の設定の操作条件の導導率(例: 10~2秒間(後半))

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

6 条 外部からの衝撃による損傷の防止 (別添 1)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>2. 基本方針</p> <p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される人為事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1、クラス 2 及び安全評価上その機能に期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下、「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設となる建屋を除く。）は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象による外部事象防護対象施設の抽出フローは第 2-1 図のとおり。</p> <p>自然現象の重畠については、網羅的に組み合わせて評価する。 なお、安全施設への考慮における、根拠となる条文等については、「補足資料 9. 防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮」とおり。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される人為事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1、クラス 2 及び安全評価上その機能に期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等といふ。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象による外部事象防護対象施設の抽出フローは第 2-1 図のとおり。</p> <p>自然現象の重畠については、網羅的に組み合わせて評価する。 なお、安全施設への考慮における、根拠となる条文等については、「補足資料 9. 防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮」とおり。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊に外部事象防護対象施設となる建屋はない</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6 条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添 1）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>・安全重要度分類のクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属する構造物、系統及び機器      ・安全機能を有しない構造物</p> <pre> graph TD     A1{①及び②を内包する区画} -- No --&gt; B1{②を上階等に属するクラス 3 に属する構造物等}     B1 -- No --&gt; C1{①、クラス 2 に属する構造物等}     C1 -- Yes --&gt; D1[外部事象防護対象施設]     C1 -- No --&gt; E1[外部事象防護対象施設を内包する建屋]     E1 --&gt; F1[外部事象防護対象施設である建屋]     F1 --&gt; G1[外部事象防護対象施設等]     G1 --&gt; H1[その他の施設]     H1 --&gt; I1[外部事象防護対象施設]   </pre> <p>※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析      ※2 構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保</p>	<p>・安全重要度分類のクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属する構造物、系統及び機器      ・安全機能を有しない構造物</p> <pre> graph TD     A2{①及び②を内包する区画} -- No --&gt; B2{②を上階等に属する安全重要度分類するクラス 3 に属する構造物等}     B2 -- No --&gt; C2{①、クラス 2 に属する構造物等}     C2 -- Yes --&gt; D2[外部事象防護対象施設]     C2 -- No --&gt; E2[外部事象防護対象施設を内包する建屋]     E2 --&gt; F2[外部事象防護対象施設]     F2 --&gt; G2[外部事象防護対象施設等]     G2 --&gt; H2[その他の施設]     H2 --&gt; I2[外部事象防護対象施設]   </pre> <p>※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析      ※2 その他の施設のうち安全機能は、機能を維持すること、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等でその機能を確保</p>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計方針の相違      規制の適正化</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・泊に外部事象防護対象施設となる建屋はない</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

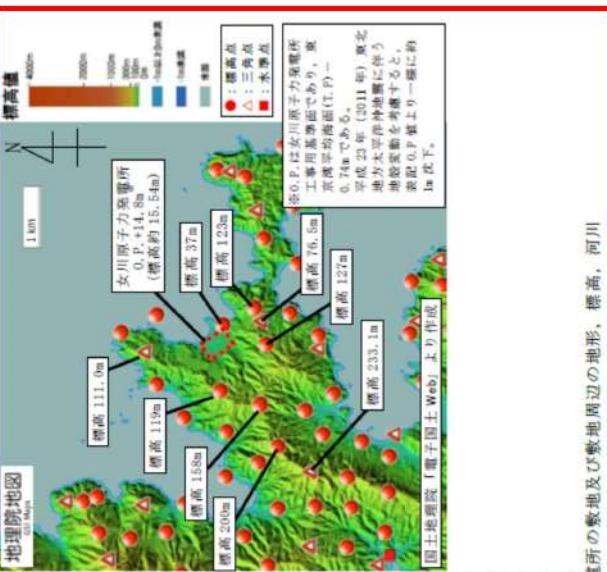
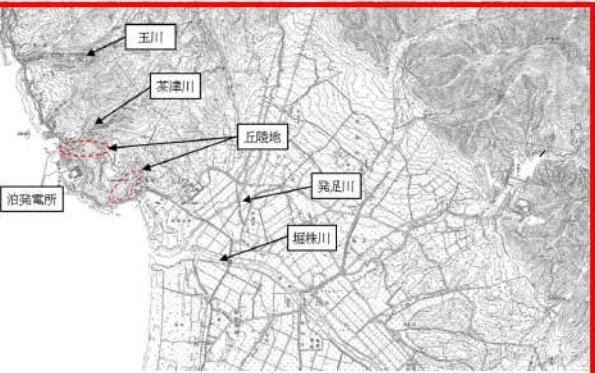
## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2. 自然現象の考慮</b></p> <p>大飯発電所の自然環境を基に、想定される自然現象については、「1. 設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの選定」により選定しており、選定した事象に対する設計方針を以下に記載する。また、選定した自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象についても考慮し、合わせて設計方針を記載する。</p> <p>大飯発電所の最寄りの気象官署としては、舞鶴特別地域気象観測所と敦賀特別地域気象観測所があるが、敷地付近で考慮する自然現象の観測記録として、舞鶴特別地域気象観測所は大飯発電所から約32kmと距離的に近く、観測所が海岸部の平坦地にあり、気候的に類似していることから、舞鶴特別地域気象観測所のデータを用いる。</p> <p>(1) 洪水</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>発電所は大島半島の先端に位置し、北東側が海に面している以外は残り三方が山に囲まれている。発電所周辺における主な河川としては、南方向約7kmのところに佐分利川がある。（図2.1参照）</p> <p>佐分利川は、発電所が立地している大島半島ではなく、距離も離れることから、敷地が佐分利川による洪水の被害を受けることはない。</p> <p>なお、佐分利川については、福井県から洪水により相当な被害を生ずる恐れがある水位周知河川として指定されており、河川が氾濫した場合の浸水予測シミュレーションがされており、おおい町総合防災マップから、佐分利川の洪水による浸水想定区域が大飯発電所に及ばないことを確認している。（図2.2参照）</p> <p>さらに、浸水実績データ<sup>*1</sup>や文献<sup>*2, 3, 4</sup>を調べた結果、敷地付近において、洪水による被害の記録は確認されていない。以上のことから、敷地が洪水による被害を受けることはないと考えられる。</p>	<p>3. 地震、津波以外の自然現象</p> <p>女川原子力発電所の自然環境を基に、想定される自然現象については、「1. 設計上考慮する外部事象の抽出」により選定しており、選定した事象に対する設計方針及び評価を以下に記載する。</p> <p>なお、上記の想定される自然現象の設計方針に対しては、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備への措置を含めることとし、措置が必要な場合は各事象において整理する。</p> <p>3.1 設計基準の設定</p> <p>設計基準を設定するに当たっては、女川原子力発電所の立地地域である女川町に対する設定値が定められている規格・基準類による設定値及び女川原子力発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに大船渡特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>ただし、上記にて設計が行えないものについては、当該事象が発生した場合の安全施設への影響シナリオを検討の上、個別に設計基準の設定を行う。</p> <p>（例：火山の影響については、上記による設計は困難なため、個別に考慮すべき事象の特定を実施し設計する。）</p> <p>3.2 個別評価</p> <p>(1) 洪水</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（昭和62年4月18日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約17kmに一級河川の北上川があり、また、牡鹿半島には、二級河川（後川、淀川及び湊川）及び準用河川（千鳥川、津持川、北ノ川及び中田川）があるが、女川原子力発電所は女川湾に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。</p> <p>なお、北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>女川原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川を第3.2-1図に示す。</p>	<p>3. 地震、津波以外の自然現象</p> <p>泊発電所の自然環境を基に、想定される自然現象については、「1. 設計上考慮する外部事象の抽出」により選定しており、選定した事象に対する設計方針及び評価を以下に記載する。</p> <p>なお、上記の想定される自然現象の設計方針に対しては、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備への措置を含めることとし、措置が必要な場合は各事象において整理する。</p> <p>3.1 設計基準の設定</p> <p>設計基準を設定するに当たっては、泊発電所の立地地域である泊村に対する設定値が定められている規格・基準類による設定値及び泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>ただし、上記にて設計が行えないものについては、当該事象が発生した場合の安全施設への影響シナリオを検討の上、個別に設計基準の設定を行う。</p> <p>（例：火山の影響については、上記による設計は困難なため、個別に考慮すべき事象の特定を実施し設計する。）</p> <p>3.2 個別評価</p> <p>(1) 洪水</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）があるが、泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。</p> <p>なお、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>泊発電所の敷地及び敷地周辺の地形、河川を第3.2-1図に示す。</p> <p>また、浸水想定区域図<sup>*1</sup>によると、堀株川が概ね50年に1回程度起る大雨により氾濫するとしても、泊発電所に影響がないことを確認している。（第3.2-2図参照）</p> <p>※1 北海道発行「堀株川水系堀株川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」</p>	<p>【大飯】記載表現の相違      【大飯、女川】      ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違      ・プラント名称、立地地域及び観測所名称の相違      【大飯】設計方針の相違      ・大飯は舞鶴及び敦賀の気象官署のうち、発電所から距離が近く、気候的に類似している舞鶴の観測データを用いることとしている</p> <p>【大飯、女川】      ・プラント名称及び申請時期の相違      【大飯、女川】      設計方針の相違      ・発電所立地条件を踏まえて評価した結果の相違      【女川】      プラント名称及び立地の相違</p> <p>【女川】      プラント名称の相違      【女川】      記載方針の相違      ・第3.2-1図により洪水の影響を受けないことを示すため      【女川】記載方針の相違      ・大飯審査実績の反映（浸水想定区域図により発電所に影響がないことを確認した）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

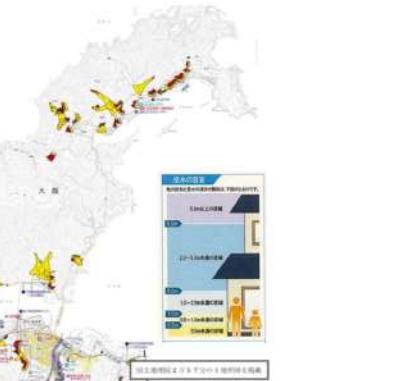
6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1 福井県水害ハザード情報「浸水実績」 (福井県土木部河川課・砂防防災課発行) ※2 おおい町地域防災計画（おおい町防災会議発行） ※3 語り継ぐ灾害の記録（福井県消防長会広報分科会編、福井県消防長会発行） ※4 福井県の気象（福井地方気象台編、気象協会福井支部発行）</p>  <p>図 2.1 大飯発電所敷地周辺の地形</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>地理院地図 第3.2-1図 女川原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川</p>  <p>宮城県河川・海岸図（平成29年3月） 第3.2-1図 女川原子力発電所</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第3.2-1図 泊発電所の敷地及び敷地周辺の地形、河川</p>	<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所の立地特性を踏まえた評価結果の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2.2 佐分利川の浸水想定区域図<sup>※5</sup>（おがい町総合防災マップより）</p> <p>※5 佐分利川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨である 概ね50年に1回程度起こる大雨が降った場合の浸水状況 を表したもの</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の立地特性を踏 まえた評価結果の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 風（台風）</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、51.9m/s（2004年10月20日）である。</p> <p>安全施設に対する風荷重は、建築基準法に基づき、地方毎に過去の台風の記録に基づき定められた基準風速及び施設の周辺状況を基に算出した速度圧と、施設の形状に応じた風力係数より設定し、それに対し機械的強度を有する構造とすることで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>仮に、観測記録を超える風（台風）が発生しても、竜巻影響評価において、最大風速100m/sまで考慮しており影響は包絡され、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>(2) 風（台風）</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（昭和62年4月18日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>風荷重に対する設計は、原子炉施設建設時の建築基準法では日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s）に基づく風荷重に対する設計が求められていたが、2000年に建築基準法が改正され、それ以降の建築物については、地域ごとに定められた基準風速（地上高10m、10分間平均）の風荷重に対する設計が要求されており、石巻市及び女川町の基準風速は30m/sである。</p> <p>設計基準風速は、建築基準法施行令にて定められた石巻市及び女川町の基準風速である30m/s（地上高10m、10分間平均）とする。</p> <p>なお、最大瞬間風速等の風速変動といった局所的かつ一時的な影響であれば、竜巻の最大瞬間風速の影響に包絡されるが、本号では風（台風）の影響範囲、継続性を鑑み、風（台風）に対して設計基準風速を設定する。</p> <p>設計基準風速の設定に当たっては、最大風速を採用することにより、その風速の1.5倍～2倍程度の最大瞬間風速<sup>※</sup>を考慮することになること、現行の建築基準法では最大瞬間風速等の風速変動による影響を考慮した係数を最大風速に乘じ風荷重を算出することが定められていることから、設計基準風速としては最大風速を設定する。</p> <p>安全施設は、設計基準風速（30m/s 地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。以下、本資料で同じ。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は27.4m/s（石巻特別地域気象観測所）であり、設計基準風速に包絡される。</p>	<p>(2) 風（台風）</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>風荷重に対する設計は、建築基準法では地域ごとに定められた基準風速（地上高10m、10分間平均）の風荷重に対する設計が要求されており、泊村（古宇郡）の基準風速は36m/sである。</p> <p>設計基準風速は、建築基準法施行令にて定められた泊村（古宇郡）の基準風速である36m/s（地上高10m、10分間平均）とする。</p> <p>安全施設は、設計基準風速（36m/s 地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。以下、本資料で同じ。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は27.9m/s（小樽特別地域気象観測所）であり、設計基準風速に包絡される。</p> <p>なお、寿都特別地域気象観測所において、過去に49.8m/s（1952年4月15日）が観測されているが、観測所の移転前（旧観測所）の記録である。寿都町は北側が日本海に面し、三方を丘から局地的強風が泊発電所に吹き込む。</p>	<p>【大飯、女川】 ・プラント名称及び申請時期の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊は現行の建築基準法に基づき設計され、最大瞬間風速に基づく設計は行っていない 【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による基準風速の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・設計基準値の相違 【女川】記載表現の相違 ・女川は旧建築基準法による最大瞬間風速に基づく設計をしているため最大瞬間風速と現行の建築基準法との関連を記載  【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】設計方針の相違 ・設計基準値の相違 【女川】設計方針の相違 ・設計基準値の相違  【女川】記載表現の相違 ・観測所名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・旧観測所は局地的な強風の影響を受けやすく風向や泊発電所の位置関係から局地的強風が泊発電所に吹き込む</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>また、台風の中心付近では強い上昇気流にて落雷が発生する可能性があるが、安全施設に対し、台風は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、台風と落雷の各々の事象に対して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>さらに、台風による気圧低下に伴う高潮の発生が考えられるが、安全施設は、台風における高潮においても影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>なお、台風の発生に伴う飛来物の影響は竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻 設置許可基準規則の制定に基づき、適合のために新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>安全施設は、最大風速100m/sの竜巻が発生した場合においても、竜巻による風圧による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝突荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p>	<p>また、最大瞬間風速は44.2m/s（大船渡特別地域気象観測所）である。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7)落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料10. 風（台風）影響評価について」とおり。</p> <p>※ 気象庁HP（風の強さと吹き方）：  <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kazehyo.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kazehyo.html</a></p> <p>(3) 竜巻 <b>六条（竜巻）において説明</b> 設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>竜巻に対する規格基準は、国内では策定されていない。</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模はF3（風速70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における<math>10^{-5}</math>/年値は風速83.6m/sである。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sを安全側に切り上げた、最大風速100m/sとする。</p> <p>竜巻特性値（移動速度、最大接線風速、最大接線風速半径、最大気圧低下量、最大気圧低下率）については、竜巻風速場として<b>フジタモデル</b>を選定した場合における設計竜巻の最大風速</p>	<p>陸地に囲まれた低地帯である。日本海側に位置する寿都町は、太平洋側に位置する長万部から黒松内を経由し寿都までの「黒松内低地帯」を限られた時期（寿都では例年5月～7月程度）に一定期間吹走する状況が観測されており、これは長万部から寿都までの黒松内低地帯で風下である寿都町に風が集まり南南東の局地的な強風（寿都だし）となる。</p> <p>また、冬季においては、シベリア高気圧の影響による西高東低型の気圧配置による北風と地形的な要因により局地的な強風となる。</p> <p>移転前の観測所は強風の影響を受けやすい沿岸部に位置しているので、この影響を受けない移転後の寿都特別地域気象観測所の記録である最大風速20.3m/s（2004年2月23日）を参照する。</p> <p>なお、泊発電所における最大風速は30.7m/s（2015年3月1日）である。</p>	<p>所へ影響を与えることはないことから、現在の観測所の記録を参考し、設計基準風速を設定する。（「補足資料10. 風（台風）影響評価について」参照）</p> <p>【女川】記載方針の相違      ・女川は旧建築基準法による最大瞬間風速に基づく設計をしているため最大瞬間風速と現行の建築基準法との関連を記載</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7)落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料10. 風（台風）影響評価について」とおり。</p> <p>※ 気象庁HP（風の強さと吹き方）：  <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kazehyo.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kazehyo.html</a></p> <p>(3) 竜巻 <b>六条（竜巻）において説明</b> 設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>竜巻に対する規格基準は、国内では策定されていない。</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模はF3（風速70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における<math>10^{-5}</math>/年値は風速70.7m/sである。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sを安全側に切り上げた、最大風速100m/sとする。</p> <p>竜巻特性値（移動速度、最大接線風速、最大接線風速半径、最大気圧低下量、最大気圧低下率）については、竜巻風速場として<b>ランキン満モデル</b>を選定した場合における設計竜巻の最大風速</p>	<p>【大飯】記載表現の相違      ・評価結果の相違（立地条件等により算定するハザード曲線により設定した風速の相違）</p> <p>【女川】設計方針の相違</p>
			【女川】設計方針の相違	

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、竜巻防護施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物となる可能性のあるものを固縛、建屋内収納又は撤去する。</li> <li>・車両の入構の制限、竜巻の襲来が予想される場合の車両の待避又は固縛を行う。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻防護施設の外殻となる施設、竜巻飛来物防護対策設備により、竜巻防護施設を防護し構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計としている。</li> <li>・竜巻防護施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なうことのない設計としている。</li> </ul> <p>また、竜巻の発生に伴い、電の発生が考えられるが、電による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>さらに、竜巻の発生に伴い、落雷の発生も考えられるが、落雷は電気的影響を及ぼす一方、竜巻は機械的影響を及ぼすものであり、竜巻と落雷が同時に発生するとしても個別に考えられる影響と変わらないことから、各々の事象に対して安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>(4) 凍結</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>敷地付近で観測された最低気温は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、-8.8°C（1977年2月16日）である。</p>	<p>100m/s での竜巻特性値を適切に設定する。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速 100m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないように、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護することにより構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</li> </ul> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061911号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「女川原子力発電所2号炉竜巻影響評価について」とおり。</p>	<p>100m/s での竜巻特性値を適切に設定する。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速 100m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。</li> </ul> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護することにより構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</li> </ul> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061911号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「泊発電所3号炉竜巻影響評価について」とおり。</p>	<p>・泊は竜巻影響評価ガイドに基づくランキン済モデルを採用</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・女川、泊は竜巻ガイドに基づく竜巻防護施設（耐震Sクラス）を含む外部事象防護対象施設との記載とした</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・女川、泊は審査資料「泊発電所3号炉竜巻影響評価について」にて記載している</p> <p>【女川】</p> <p>プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・女川、泊は審査資料「泊発電所3号炉竜巻影響評価について」にて記載している</p> <p>【女川】</p> <p>プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・女川、泊は審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・立地の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設計基準値の相違</p> <p>・観測記録に対して余裕を見て既許可の値を</p>
<p>(4) 凍結</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（昭和62年4月18日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）及び大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1963～2017年）によれば、最低気温は-14.6°C（石巻特別地域気象観測所 1919年1月6日）である。</p> <p>設計基準温度は上記観測記録より、-14.6°Cとする。</p> <p>安全施設は、設計基準温度（-14.6°C）の低温が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0°C（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>設計基準温度は上記観測記録に対して 1°C の余裕を見て既設変更許可の値である-19.0°Cとする。</p> <p>安全施設は、設計基準温度（-19.0°C）の低温が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>泊は審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・立地の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設計基準値の相違</p> <p>・観測記録に対して余裕を見て既許可の値を</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すとともに、海水ポンプ潤滑水ラインの凍結防止ブロー等を行っていることより、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。	<p>その上で、外部事象防護対象施設等は、上記観測記録を考慮し、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料 11. 凍結影響評価について」とおり。</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等は、上記観測記録を考慮し、屋内施設については換気空調設備により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料 11. 凍結影響評価について」とおり。</p>	採用するため 【女川】 名称の相違
(5) 降水	(5) 降水	(5) 降水	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
設置許可基準規則の制定に基づき、想定する自然現象として抽出した事象であるが、以下の設計方針を定めている。  敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、80.2mm/h（1957年7月16日）である。  森林法に基づき、降水に対して、観測記録を上回る降雨強度86mm/hの排水能力を有する構内排水施設を設けて、海域に排水する設計としている。  また、仮に排水能力を超えた場合や排水路が閉塞した場合を考えても、敷地の地表面は海に向けて順次低く設定されていること及び雨水流出量に対して流入防止対策の許容高さが上回ることから、安全施設に影響を及ぼすことがないことを確認している。	<p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>降水に対する排水施設の規格・基準として、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（平成26年2月宮城県）によると、発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「気仙沼（三陸）」に分類され、10年確率で想定される雨量強度は88.11mm/hである。</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）及び大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1963～2017年）によれば、発電所周辺地域における日最大1時間降水量の最大値は、91.0mm（石巻特別地域気象観測所 2014年9月11日）である。</p> <p>設計基準降水量は、石巻特別地域気象観測所での観測記録である91.0mm/hとする。</p> <p>安全施設は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、敷地には、土石流、土砂崩れ及び地滑りの素因となるような地形の存在は認められないことから、安全施設の安全機能を損なうような土石流、土砂崩れ及び地滑りが生じることはない。</p>	<p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>降水に対する排水施設の規格・基準として、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「北海道林地開発許可制度の手引（令和4年9月北海道）」及び「北海道の大雨水量（第14編）」によると、発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」及び「共和」に分類され、10年確率で想定される雨量強度は32mm/hである。</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020年）によれば、発電所周辺地域における日最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（寿都特別地域気象観測所 1990年7月25日）である。</p> <p>設計基準降水量は、寿都特別地域気象観測所での観測記録である57.5mm/hとする。</p> <p>安全施設は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、</p>	【女川】記載表現の相違 ・参照した規格基準の相違（内容は同様であり実質的な相違なし） 【女川】記載表現の相違 ・観測所名称及び観測値の相違
		追而 (地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)	【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により、「地滑り」による影響を考慮する。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 積雪</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、87cm（2012年2月2日）である。</p> <p>積雪荷重は、建築基準法に基づき、積雪量100cmとして積雪荷重を設定し、それに対し機械的強度を有する構造とすることで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>また、仮に設計を超える積雪が発生したとしても、火山影響評価において、火山灰と積雪の組合せ荷重に耐えることを確認していること、及び除雪による緩和措置をとることが可能であることから、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>なお、評価結果の詳細は「補足資料12. 降水影響評価について」とおり。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（昭和62年4月18日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく宮城県建築基準法施行細則及び石巻市建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、石巻市及び女川町においては40cmである。</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）及び大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1963～2017年）によれば、月最深積雪の最大値は、43cm（石巻特別地域気象観測所1923年2月17日）である。</p> <p>設計基準積雪量は、石巻特別地域気象観測所での観測記録である43cmとする。</p> <p>安全施設は、設計基準積雪量（43cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料13. 積雪影響評価について」とおり。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、想定する自然現象として抽出した事象であるが、以下の設計方針を定めている。</p> <p>雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ20mを超える原子炉格納施設等へ日本工業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。さらに、安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計とすることから、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p>	<p>なお、評価結果の詳細は「補足資料12. 降水影響評価について」とおり。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針から変更する。</p> <p>建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmである。</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所1945年3月17日）である。</p> <p>設計基準積雪量は、寿都特別地域気象観測所での観測記録である189cmとする。</p> <p>安全施設は、設計基準積雪量（189cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料13. 積雪影響評価について」とおり。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>電気技術指針JEAG4608-2007においては、275kV発変電所における送電線並びに電力設備に対して基準電流を100kAとしている。また、日本産業規格JIS A 4201-2003「建築物等の雷保護」、消防庁通知等によると、軽油タンクを地下設置する原子力発電所の危険物施設に対して基準電流100kAと規定されている。</p> <p>よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG等の規格・基準類によ</p>	<p>【大飯、女川】          ・プラント名称及び申請時期の相違          【女川、大飯】          設計方針の相違          ・既許可の設計方針から変更するため。          【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映          【女川】記載表現の相違          ・参照した規格基準の相違（内容は同様であり実質的な相違なし）          【女川】記載表現の相違          ・立地の相違          【女川】記載表現の相違          ・観測所名称及び観測記録の相違          【女川】          設計基準積雪量の相違（本ページ4か所）</p>
<p>(7) 落雷</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、想定する自然現象として抽出した事象であるが、以下の設計方針を定めている。</p> <p>雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ20mを超える原子炉格納施設等へ日本工業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。さらに、安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計とすることから、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p>	<p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針から変更する。</p> <p>建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmである。</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所1945年3月17日）である。</p> <p>設計基準積雪量は、寿都特別地域気象観測所での観測記録である189cmとする。</p> <p>安全施設は、設計基準積雪量（189cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料13. 積雪影響評価について」とおり。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>電気技術指針JEAG4608-2007においては、275kV発変電所における送電線並びに電力設備に対して基準電流を100kAとしている。また、日本産業規格JIS A 4201-2003「建築物等の雷保護」、消防庁通知等によると、軽油タンクを地下設置する原子力発電所の危険物施設に対して基準電流100kAと規定されている。</p> <p>よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG等の規格・基準類によ</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・女川審査実績の反映</p>	

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添 1）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>いる。</p> <p>また、落雷を起因とし森林火災が発生する可能性があるが、安全施設に対し、落雷は電気的影響を及ぼす一方、森林火災は熱影響を及ぼすものであることから、落雷と森林火災の各々の事象に對して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>(8) 地滑り</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和 60 年 2 月 15 日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>地滑りは、発生が懸念される地形（素因）を有する箇所が、誘因の影響を受けて発生する現象である。主な誘因として地震と大雨があり、ここでは大雨に起因する地滑りについて評価を行う。</p> <p>地すべり地形分布図<sup>6</sup>及び土砂災害危険箇所図<sup>7</sup>によると、大飯発電所周辺の地滑り地形は図 2.3 に示すとおりであり、この地滑り地形の箇所の地滑りに対して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>大飯発電所において、土石流危険区域及び地すべり地形が複数設定されており、西側の土石流危険区域に重要安全施設を内包する原子炉補助建屋があり、安全機能に影響を及ぼす可能性がある。このため、地滑り防護対策として、当該土石流危険区域に土石流が流れ込むことを防止するための堰堤を土石流危険渓流下流に設置する。</p> <p>堰堤の設計において、渓流の計画流出量は、砂防基本計画策定指針（土石流・流木編）解説（国土交通省国土技術政策総合研究所）を用いた調査結果から計画流出土砂量及び計画流出流木量を算出したものに、保守性を加えた容量（15,000m<sup>3</sup>）を捕捉できる設計とする。加えて、土石流発生時の土石流流体力に対し堰堤の健全性を確保する設計とする。</p> <p>また、土石流発生後、堰堤に土砂が堆積した場合を想定し、基準地震動 Ss に対して、堰堤の健全性を確保できる堆積制限位以下になるように、応急的に土砂撤去を行う。応急的な土砂撤去で堆積制限位以下にできないと判断した場合にはプラントを停止する運用を定める。</p> <p>その他の地滑り箇所については、特高開閉所があるが、損傷してもディーゼル発電機による電源供給が可能であること及び別系統による外部電源の確保が可能であることから、安全機能に影響を与えるおそれはない。</p>	<p>る 100kA とする。</p> <p>安全施設は、設計基準電流値（100kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料 14. 落雷影響評価について」のとおり。</p> <p>(8) 地滑り</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（平成 6 年 5 月 24 日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>発電所の敷地が丘陵地を持つ複雑地形であることを踏まえ選定。</p> <p>第 3.2-2 図に示す地すべり地形分布図 第 40 集「一関・石巻」（2009 年 2 月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、第 3.2-3 図及び第 3.2-4 図の土砂災害危険箇所図によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しない。発電所敷地内に、地滑りの素因となるような地滑り地形の存在は認められず、地滑りが発生することはなく、設計上考慮する必要はない。</p> <p>なお、第 3.2-3 図は国土数値情報の土砂災害危険箇所データ（平成 22 年度：国土交通省国土政策局）※を選択し、国土情報ウェブマッピングシステム上で図化されたものを国土地理院 1/25000 地図と重ね合わせたものであり、第 3.2-4 図は宮城県ホームページ（平成 27 年 5 月 15 日掲載）の公開情報である。</p> <p>第 3.2-3 図及び第 3.2-4 図における土石流危険渓流は、「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）」（平成 11 年 4 月：建設省河川局砂防部砂防課）に基づく各都道府県全地域を対象とした調査結果として、平成 14 年度に国土交通省より公開されたものである。同調査要領（案）では、その調査対象範囲を「土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設・駅・旅館・発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害を生ずるおそれがある渓流」と定義しており、女川原子力発電所 2 号炉の敷地についても地形判読による調査が実施されている。第 3.2-5 図に同調査要領（案）における調査実施のフローチャートを示す。</p>	<p>る 100kA とする。</p> <p>安全施設は、設計基準電流値（100kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料 14. 落雷影響評価について」のとおり。</p> <p>(8) 地滑り</p>	<p>追而</p> <p>（地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため）</p>

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

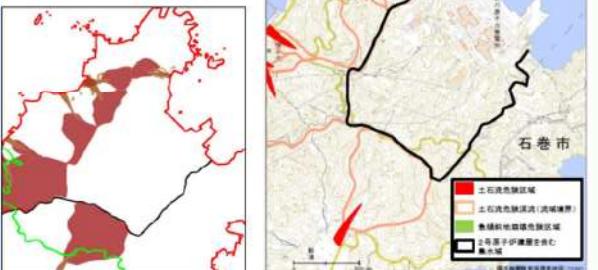
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>応急的な措置が可能な期間は土石流と基準地震動 Ss の組合せの発生確率から、7日間とする。</p> <p>※ 6 独立行政法人防災科学技術研究所発行</p> <p>※ 7 国土交通省国土政策局発行</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>図2.3 大飯発電所周辺における地滑り地形の分布図</p>	<table border="1"> <tr> <td>北上 KITAKAMI LM-787</td> <td>人賀 HIGAKI LM-787</td> <td>遠野 TOMO LM-789</td> <td>釜石 KAMISHIBA LM-787</td> </tr> <tr> <td>水沢 MIZUZAWA LM-788</td> <td>陸中大原 RIKUCHU-OHARA LM-794</td> <td>雄勝 YOSHINO LM-790</td> <td>雄物川 RYOGENI LM-798</td> </tr> <tr> <td>一関 ICHINOKAWA LM-798</td> <td>千厩 CHIENMAWA LM-795</td> <td>気仙沼 KISENNAWA LM-791</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若柳 WAKAYANAGI LM-800</td> <td>吉津川 SHIZUKAWA LM-795</td> <td>津谷 TSUYAMA LM-801</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深谷 VIKUITA LM-804</td> <td>豊浜 TOYAMA LM-802</td> <td>大湊 OSU LM-801</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板屋 MATSUBAYASHI LM-805</td> <td>石巻 ISHINOMAKI LM-803</td> <td>寄磯 YORIHISO [地すべり地帯なし]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雄飛 SHOGAMA [地すべり地帯なし]</td> <td>金華山 KINRASAN [地すべり地帯なし]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第3.2-2図 地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」 (防災科学技術研究所 2009年2月)</p>	北上 KITAKAMI LM-787	人賀 HIGAKI LM-787	遠野 TOMO LM-789	釜石 KAMISHIBA LM-787	水沢 MIZUZAWA LM-788	陸中大原 RIKUCHU-OHARA LM-794	雄勝 YOSHINO LM-790	雄物川 RYOGENI LM-798	一関 ICHINOKAWA LM-798	千厩 CHIENMAWA LM-795	気仙沼 KISENNAWA LM-791		若柳 WAKAYANAGI LM-800	吉津川 SHIZUKAWA LM-795	津谷 TSUYAMA LM-801		深谷 VIKUITA LM-804	豊浜 TOYAMA LM-802	大湊 OSU LM-801		板屋 MATSUBAYASHI LM-805	石巻 ISHINOMAKI LM-803	寄磯 YORIHISO [地すべり地帯なし]		雄飛 SHOGAMA [地すべり地帯なし]	金華山 KINRASAN [地すべり地帯なし]			<p>追而 (地滑りについて、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)</p>
北上 KITAKAMI LM-787	人賀 HIGAKI LM-787	遠野 TOMO LM-789	釜石 KAMISHIBA LM-787																											
水沢 MIZUZAWA LM-788	陸中大原 RIKUCHU-OHARA LM-794	雄勝 YOSHINO LM-790	雄物川 RYOGENI LM-798																											
一関 ICHINOKAWA LM-798	千厩 CHIENMAWA LM-795	気仙沼 KISENNAWA LM-791																												
若柳 WAKAYANAGI LM-800	吉津川 SHIZUKAWA LM-795	津谷 TSUYAMA LM-801																												
深谷 VIKUITA LM-804	豊浜 TOYAMA LM-802	大湊 OSU LM-801																												
板屋 MATSUBAYASHI LM-805	石巻 ISHINOMAKI LM-803	寄磯 YORIHISO [地すべり地帯なし]																												
雄飛 SHOGAMA [地すべり地帯なし]	金華山 KINRASAN [地すべり地帯なし]																													

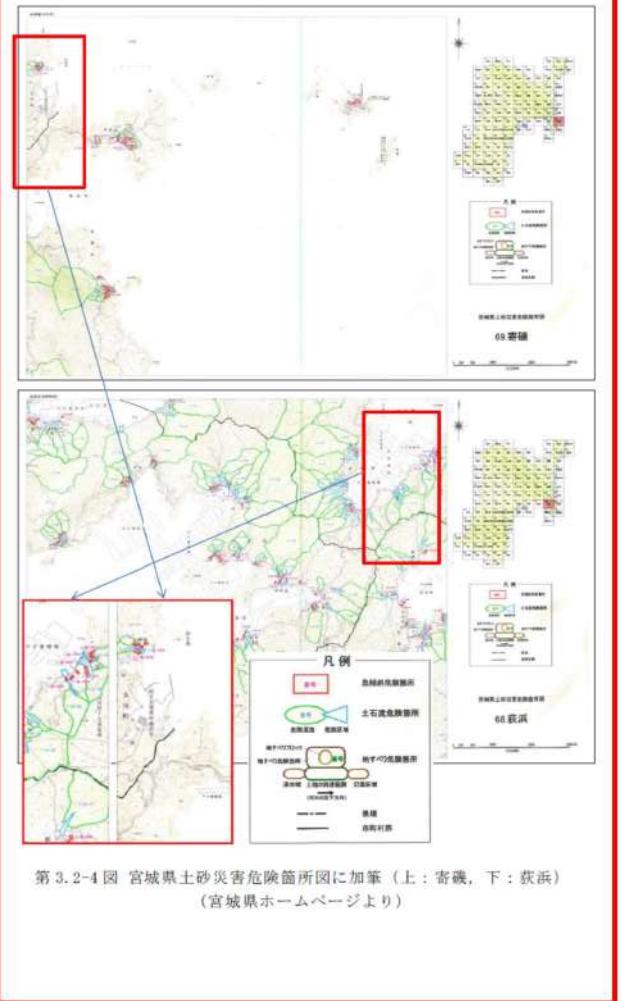


第3.2-3図 土砂災害危険箇所図  
(国土数値情報土砂災害危険箇所データ 平成22年度)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.2-4図 宮城県土砂災害危険箇所図に加筆（上：寄磯，下：萩浜）      （宮城県ホームページより）</p>		<p>【大飯、女川】      設計方針の相違      • 立地条件の相違による</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・立地条件の相違による</p>

第3.2-5図 調査実施のフローチャート  
(土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領(案)より抜粋、一部加筆)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) 火山の影響 設置許可基準規則の制定に基づき、適合のために新たに設計方針を追加した事象である。 安全施設は、火山事象が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。 将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8.火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。 降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計 安全施設は、直接的影響である降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取り入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(9) 火山の影響 六条（火山）において説明 設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。 発電所に対して考慮すべき火山事象は、敷地の地理的領域に位置する第四紀火山の活動時期や噴出物の種類と分布、敷地との位置関係から、降下火砕物（火山灰）以外にない。 文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション解析の結果を踏まえ、層厚は15cm、密度は0.7 g/cm<sup>3</sup>（乾燥密度）～1.5 g/cm<sup>3</sup>（湿潤密度）、粒径は2 mm以下の降下火砕物を考慮する。 荷重については、層厚15cmの湿潤状態の降下火砕物の荷重と積雪の荷重を適切に組み合わせる。 外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計 外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> <li>・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること</li> <li>・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> </ul> <p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して</p>	<p>(9) 火山の影響 六条（火山）において説明 設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。 発電所に対して考慮すべき火山事象は、敷地の地理的領域に位置する第四紀火山の活動時期や噴出物の種類と分布、敷地との位置関係から、降下火砕物（火山灰）以外にない。 文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション解析の結果を踏まえ、層厚は●cm、密度は● g/cm<sup>3</sup>（乾燥密度）～● g/cm<sup>3</sup>（湿潤密度）、粒径は●mm以下の降下火砕物を考慮する。 荷重については、層厚●cmの湿潤状態の降下火砕物の荷重と積雪の荷重を適切に組み合わせる。 外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計 外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること</li> <li>・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること</li> <li>・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> </ul> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (上記●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> <p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違 (●は追面)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設置しているフィルタの仕様の相違（火山灰除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】 運用の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからの燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、火山の噴火に関連して発生する可能性がある自然現象としては、地震や津波の発生が考えられるが、添付書類六・5. 地震及び7. 津波において、火山による地震及び津波が敷地に及ぼす影響はないと評価している。</p>	<p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に降下火砕物の除去又は修復等の対応を可能とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061910号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「女川発電所2号炉火山影響評価について」とおり。</p>	<p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に降下火砕物の除去又は修復等の対応を可能とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061910号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「泊発電所3号炉火山影響評価について」のとおり。</p>	<p>火山対応としては、放射性物質除去のためのフィルタを通さない閉回路循環運転が考えられたため。  <b>【女川】</b>記載表現の相違    ・設備名称及び運転モードの名称の相違</p> <p><b>【大飯】</b>記載表現の相違</p> <p><b>【女川】</b>設備名称の相違  <b>【女川】</b>設備の相違    ・泊に該当設備なし  <b>【大飯】</b>運用の相違    ・大飯はタンクローリーによる給油を行うため</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違    ・女川、泊は審査資料「泊発電所3号炉火山影響評価について」にて記載している  <b>【女川】</b>プラント名称の相違</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違    ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b>設備名称の相違</p> <p><b>【女川】</b>記載表現の相違    ・立地の相違による</p>
<p>(10)生物学的事象</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、想定する自然現象として抽出した事象であるが、以下の設計方針を定めている。</p> <p>考慮すべき生物学的事象として海生生物の襲来及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>原子炉補機冷却海水設備等に影響を与える海生生物等を除塵装置により除去し、生物学的影響による安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>クラゲ等の除去については、クラゲ等の捕獲に伴い、除塵装置のスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、レーク付バースクリーン及びロータリースクリーンが自動起動し、捕獲されたクラゲ等を除去する運用としている。</p> <p>除塵装置を通過する貝等の海生生物については、海水ストレーナや復水器細管洗浄装置により、原子炉補機冷却水冷却器や復水器等への影響を防止する設計とする。</p> <p>さらに定期的に開放点検、清掃できるよう点検口等を設ける設計としている。なお、運転手順として、クラゲ等の襲来により循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、発電機出力の抑制、発電機停止の手順を整</p>	<p>(10)生物学的事象</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>外部事象防護対象施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、海生生物を含む塵芥による原子炉補機冷却海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>鹿等の大型の動物については、罠を設置し、捕獲、駆除を実施している。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、生物学的事象に対して機能を維持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期</p>	<p>(10)生物学的事象</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>外部事象防護対象施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、海生生物を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>熊等の大型の動物については、必要に応じて罠を設置し、捕獲等の対策を実施している。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、生物学的事象に対して機能を維持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期</p>	<p><b>【大飯】</b>記載方針の相違    ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b>設備名称の相違</p> <p><b>【女川】</b>記載表現の相違    ・立地の相違による</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>備している。</p> <p>また、小動物の侵入については、屋外設置の端子箱貫通部等にはシールを行うことにより、防止する設計としている。</p> <p>(11)森林火災</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、適合のために新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>森林火災については、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、約18mの防火帯幅を確保すること等により安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>また、ばい煙発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>(12)高潮</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>舞鶴検潮所における観測記録（1969年～2011年）によれば、過去最高潮位T.P.（東京湾平均海面）+0.93m（1998年9月22日；台風7号）である。</p> <p>安全施設は、敷地高さ（T.P.+9.7m以上）に設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計としている。なお、海水ポンプ室についてもT.P.+8.0mの防護壁及び敷地で囲っており、安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>上記の想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料1. 生物学的事象に対する考慮について」とおり。</p> <p>(11)森林火災 六条（外部火災）において説明</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「女川原子力発電所2号炉外部火災影響評価について」とおり。</p> <p>(12)高潮</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（平成6年5月24日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P.+3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P.+1.43mである。</p> <p>安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P.+3.5m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記の想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料1. 生物学的事象に対する考慮について」とおり。</p> <p>(11)森林火災 六条（外部火災）において説明</p> <p>設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「泊発電所3号炉外部火災影響評価について」とおり。</p> <p>(12)高潮</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P.+1.00m（1987年9月1日），朔望平均満潮位がT.P.+0.26mである。</p> <p>安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P.+10.0m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記の想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>・</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 ・プラント名称及び申請時期の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・立地条件の相違 【女川】 設計基準値の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>3. 外部人為事象の考慮</b></p> <p>大飯発電所の敷地及び敷地周辺の状況を基に、設計基準において想定される外部人為事象については、「1. 設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの選定」により選定しており、選定した事象に対する設計方針を以下に記載する。</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、航空機落下確率を評価し、防護設計の要否について確認を行っている。</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉について航空機落下確率評価を行った結果は、大飯3号炉及び4号炉とも、約<math>3.0 \times 10^{-8}</math>回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護設計を考慮しない。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、想定する外部人為事象として新たに抽出した事象であるが、以下の理由により考慮する必要はない。</p> <p>大飯発電所周辺地域におけるダムとしては、大飯発電所から南方向約9kmの地点に大津呂ダムが存在するが、当該発電所の立地している大島半島には発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから、ダムの崩壊による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p>  <p>図3.1 大津呂ダムの位置</p>	<p><b>4. 人為事象</b></p> <p>女川原子力発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、設計基準において想定される人為事象については、「1. 設計上考慮する外部事象の抽出」により選定しており、選定した事象に対する設計方針を以下に記載する。</p> <p>4.1 個別評価</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、航空機落下確率を評価し、防護設計の要否について確認を行っている。</p> <p>航空機落下確率評価を行った結果は、約<math>5.0 \times 10^{-8}</math>回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護設計を考慮しない。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料2. 航空機落下確率評価について」とおり。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約17kmに一級河川の北上川があり、また、牡鹿半島には、二級河川（後川、淀川及び湊川）及び準用河川（千鳥川、津持川、北ノ川及び中田川）があるが、敷地周辺にはダムや堰堤は存在しない。</p> <p>また、女川原子力発電所は女川湾に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。</p> <p>こうした状況から、敷地がダムの崩壊による影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。</p> <p>なお、女川原子力発電所は、北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p>	<p><b>4. 人為事象</b></p> <p>泊発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、設計基準において想定される人為事象については、「1. 設計上考慮する外部事象の抽出」により選定しており、選定した事象に対する設計方針を以下に記載する。</p> <p>4.1 個別評価</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針と同じ。</p> <p>航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、航空機落下確率を評価し、防護設計の要否について確認を行っている。</p> <p>航空機落下確率評価を行った結果は、約<math>2.3 \times 10^{-8}</math>回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護設計を考慮しない。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料2. 航空機落下確率評価について」とおり。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km<sup>2</sup>）があるが、敷地周辺には堰堤は存在しない。</p> <p>また、泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。</p> <p>こうした状況から、敷地がダムの崩壊による影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。</p> <p>なお、敷地から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、これによる影響はない。また、泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> 	<p>【大飯】記載表現の相違    【大飯、女川】    • プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違    女川の他の事象を参考に語尾は「...設計方針に同じ」とした</p> <p>【大飯、女川】    設計方針の相違    • 評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違    【大飯】記載方針の相違    • 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違    • 立地の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違    • プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違    • プラント名称及び立地の相違。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 爆発</p> <p>大飯発電所原子炉設置変更許可申請（昭和60年2月15日申請）の適合のための設計方針と同じ考え方である。</p> <p>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の産業施設を調査した結果、高浜町に主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。また、これらの産業施設と発電所の間に山林（標高100m以上）があり、さらに、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</p>	<p>(3) 爆発 六条（外部火災）において説明</p> <p>女川原子力発電所設置変更許可申請（昭和62年4月18日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで20km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「女川原子力発電所2号炉外部火災影響評価について」のとおり。</p>	<p>(3) 爆発 六条（外部火災）において説明</p> <p>泊発電所設置変更許可申請（平成12年11月15日申請）の適合のための設計方針に同じ。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、詳細評価については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定）」に基づく審査資料「泊発電所3号炉外部火災影響評価について」のとおり。</p>	<p>【大飯、女川】 プラント名称及び申請時期の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
<p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、適合のために新たに設計方針を追加した事象である。</p> <p>a. 石油コンビナート等の施設の火災</p> <p>発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の産業施設を調査した結果、高浜町に主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。また、これらの産業施設と発電所の間に山林（標高100m以上）があり、さらに、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。</p> <p>d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災</p> <p>発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(4) 近隣工場等の火災 六条（外部火災）において説明</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>a. 石油コンビナート施設の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(4) 近隣工場等の火災 六条（外部火災）において説明</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>a. 石油コンビナート施設の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

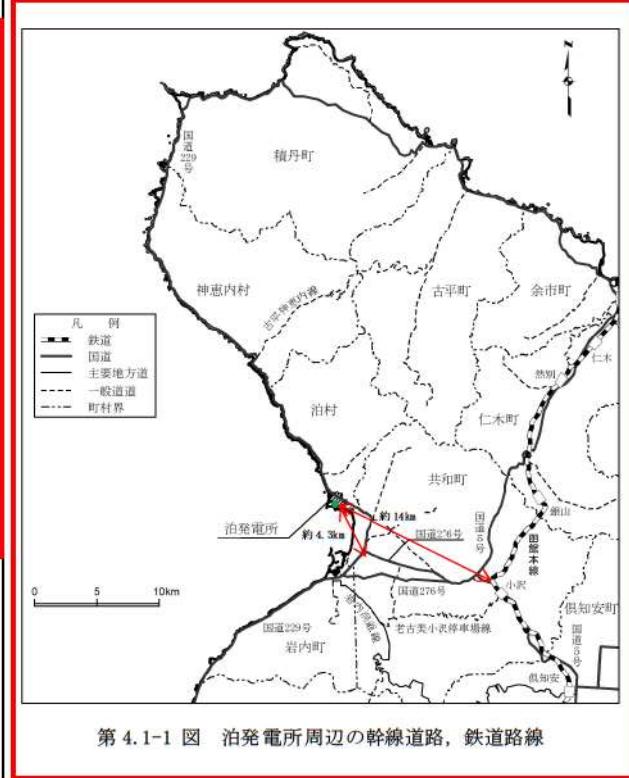
## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災  発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災  発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災  発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】 記載表現の相違
c. 航空機墜落による火災  発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	c. 航空機墜落による火災  原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。  航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が $10^{-7}$ 回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。  また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	c. 航空機墜落による火災  原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。  航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が $10^{-7}$ 回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。  また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】 記載表現の相違
e. 二次的影響（ばい煙等）  発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内的空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	d. 二次的影響（ばい煙等）  石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。	d. 二次的影響（ばい煙等）  石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】 記載表現の相違
(5) 有毒ガス  設置許可基準規則の制定に基づき、想定する外部人為事象として新たに抽出した事象であるが、以下の理由により考慮する必要はない。  発電所周辺地域の幹線道路としては、発電所から南方向約6kmのところを東西に通る一般国道27号線がある。  鉄道路線としては、JR小浜線（敦賀～東舞鶴）があり、発電所の南南西方向約7kmに最寄の若狭本郷駅がある。  発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に主要航路がある。  また、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）で指定される発電所周辺の石油コンビナート施設については、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市に亘る沿岸に福井国家石油備蓄基地等の施設がある。  これらの幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガス	(5) 有毒ガス  設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。  有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。  発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため、発電用原子炉施設との近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。  女川原子力発電所周辺の幹線道路、鉄道路線を第4.1-1図に、主要航路を第4.1-2図に、コンビナート施設の位置を第4.1-3図に示す。  また、中央制御室換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ	(5) 有毒ガス  設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。  有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。  発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため、発電用原子炉施設との近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。  泊発電所周辺の幹線道路、鉄道路線を第4.1-1図に、主要航路を第4.1-2図に、コンビナート施設の位置を第4.1-3図に示す。  また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施することにより中央制御室の居住性を	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の影響はない。</p> <p>また、外気を取り入れている換気空調設備として、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、制御用空気圧縮機室換気空調設備、安全補機開閉器室換気空調設備、中央制御室空調装置、放射線管理室空調装置がある。</p> <p>外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取入ダンバを閉止等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計としている。</p>  <p>図3.2 大飯発電所周辺の幹線道路、鉄道路線</p>	<p>切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>なお、評価結果の詳細については、「補足資料15. 有毒ガス影響評価について」とおり。</p>  <p>第4.1-1図 女川原子力発電所周辺の幹線道路、鉄道路線</p>	<p>損なうことはない。</p> <p>なお、評価結果の詳細については、「補足資料16. 有毒ガス影響評価について」とおり。</p>  <p>第4.1-1図 泊発電所周辺の幹線道路、鉄道路線</p>	<p>泊ではフィルタユニットを通る閉回路循環と通らない閉回路循環があり、有毒ガス対応としてはいずれの閉回路循環も考えられるため  <b>【女川】</b>記載表現の相違  <b>・設備名称及び運転モードの名称の相違</b>  <b>【大飯】</b>記載方針の相違  <b>・女川審査実績の反映</b></p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉



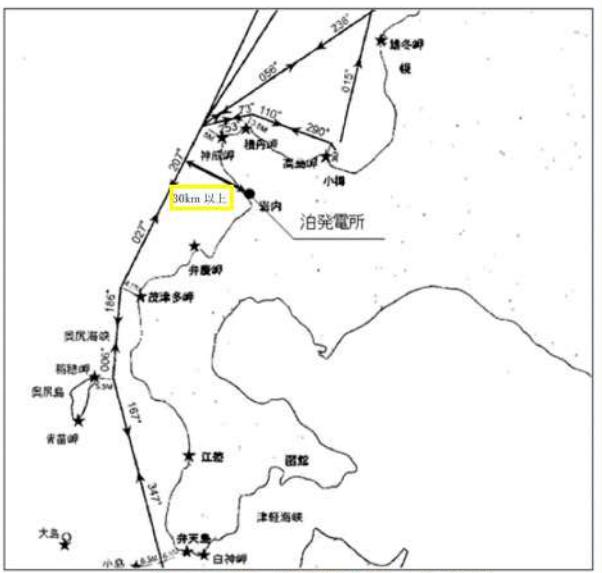
図3.3 コンビナート施設の位置

女川原子力発電所 2号炉



第4.1-2図 女川原子力発電所周辺の主要航路  
(女川原子力発電所設置許可申請書抜粋)

泊発電所 3 号炉



第4.1-2図 泊発電所周辺の主要航路  
(北海道沿岸水路誌 2019年3月刊行に加筆)

【大飯、女川】  
設計方針の相違  
・地域特性による相違

The figure is a map of the region around the Ohi Power Plant (大飯発電所) in Japan. The power plant is located on the southern shore of Lake Wakasa (若狭湾). Key features shown include:

- Major Shipping Routes:** Several arrows indicate shipping routes with headings:
  - From the west:  $085^\circ$ ,  $130^\circ$ ,  $160^\circ$ ,  $205^\circ$ ,  $250^\circ$ .
  - From the north:  $070^\circ$ ,  $090^\circ$ ,  $125^\circ$ ,  $155^\circ$ ,  $180^\circ$ .
  - From the east:  $115^\circ$ ,  $145^\circ$ ,  $175^\circ$ .
- Distances:** A distance of "約 18km" (approximately 18 km) is marked between the northern route ( $090^\circ$ ) and the eastern route ( $115^\circ$ ).
- Geography:** The map shows the coastline, Lake Wakasa, and several towns: Himeji City (ひめじ市), Nishio City (西尾市), Kure City (呉市), and others.
- Infrastructure:** The Ohi Power Plant (大飯発電所) is indicated near the lake's southern shore.

第 4.1-3 図 コンビナート施設の位置

第 4.1-3 図 コンビナート施設の位置

【大飯、女川】  
設計方針の相違  
・地域特性による相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 船舶の衝突</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、想定する外部人為事象として新たに抽出した事象であるが、以下の理由により考慮する必要はない。</p> <p>発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に舞鶴から小樽（北海道）までのフェリー航路があり、また、小浜湾には発電所から東方向約3kmに景勝地蘇洞門めぐりの遊覧船と小浜湾を周遊する観光船の定期航路がある。</p> <p>フェリーについては、発電所と航路までの距離が離れており、発電所がその航路の針路上にないことから、取水路に船舶が漂着するおそれはない。遊覧船及び観光船については、小浜湾口部での流向は四季を通して南方向の流れと北方向の流れが卓越しており、仮に漂流したとしても取水路に船舶が漂着する可能性は低い。なお、平常時かつ緊急時でも観光船と最寄りの海上保安庁の間で常に連絡できる体制が構築され、緊急時に避難することが求められている。もし、観光船が航行できない状態になれば、観光船からの救援連絡により海上保安庁が救援に向かうことから観光船が漂流する可能性は低い。なお、悪天候の際には、観光船は運航を中止する。</p> <p>また、取水路付近での漁業操業は行われていないことから、小型船舶が漂流し、取水路に侵入する可能性は極めて低い。仮に取水路に侵入し、3、4号海水ポンプ室前面に到達したとしても防護壁があり、海水ポンプの取水に影響を与えるおそれはない。</p> <p>さらに、日本海航行中の大型タンカー等が座礁し、運搬している重油等が流出する場合については、主要航路から発電所取水路まで距離があることから、重油が漂流してくるまでの時間が見込めるため、その間に、取水路にオイルフェンスを設置し、油の回</p>	<p>(6) 船舶の衝突</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>港湾には、あらかじめ許可を受けた船舶のみが入港できる運用としている。</p> <p>港湾に入港する船は、主に燃料輸送船等の大型船舶である。</p> <p>女川原子力発電所の周辺海域の船舶としては、発電所沖合に女川～江ノ島・金華山の定期航路が運航されているが、航路は発電所の取水口から北方向に約2km離れていること、また、周辺海域の流況調査の結果、発電所前面海域ではほぼ海岸線に沿った流れが卓越していること<sup>※</sup>から、漂流した場合でも取水口に侵入する可能性は低い。</p> <p>漁船等の小型船舶については、発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。</p> <p>仮に防波堤を通過した場合でも、第4.1-4図及び第4.1-5図に示すとおり取水口前面には鋼製トラス式のカーテンウォール（前面はPC板設置）が設置されており、侵入は阻害される。なお、カーテンウォールは、低水温で安定的、かつ清浄な水質の冷却水の取水を目的として設置している。</p> <p>また、取水口は呑み口が十分広い（幅約30m、高さ約7.8m）こと及び小型船舶の喫水は約2mであることを考慮しても、第4.1-6図に示すとおり、取水口敷高は0.P-6.3mであるため取水口の閉塞はない。</p> <p>仮に燃料輸送船等の大型船舶の衝突を考慮しても、その喫水は約4～5mであり、これによる取水口の閉塞もない。</p> <p>なお、燃料輸送船は、核燃料等運搬船に適用される基準を満足する対衝突構造や二重船殻構造を有していること、また、悪天候時には、入港、荷役の中止、離岸等の災害を防止する措置を講ずる運用としていることから、燃料輸送船が取水口に衝突して沈没するおそれはない。</p> <p>女川原子力発電所から東方約12kmには、仙台～苦小牧間のフェリーが運航されているが、航路までの距離が離れていることから船舶の侵入はない。</p> <p>船舶から重油が流出するような場合については、取水路への重油の流入を防止し取水機能に影響を与えないよう、オイルフェンスを設置することとしている。なお、オイルフェンスの設置には小型船舶を使用する。</p>	<p>(6) 船舶の衝突</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>港湾には、あらかじめ許可を受けた船舶のみが入港できる運用としている。</p> <p>港湾に入港する船は、主に燃料輸送船等の大型船舶である。</p> <p>海上交通としては、発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、漂流した場合でも取水口に侵入する可能性は低い。</p> <p>漁船等の小型船舶については、発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。</p> <p>仮に防波堤を通過した場合でも、第4.1-4図及び第4.1-5図に示すとおり小型船舶の喫水約2.2mに期待平均干潮位T.P.-0.14mを考慮しても船舶の下端はT.P.-2.34m程度で海水取水口の呑み口高さがT.P.-3.75mと十分低いことから、浮遊する小型船舶が海水取水口呑み口に到達するおそれはない。また、仮に取水口呑み口に到達する事を想定しても、取水口に設置されているパイプスクリーンにより侵入は阻害され、呑み口の閉塞が生じることはないと想定しても、通水機能が損なわれるような閉塞は生じない。</p> <p>仮にパイプスクリーンが破損し異物となって取水路内に進入した場合でも、パイプスクリーンは鉄製で水よりも十分に重いため取水路内に沈み、また取水路を閉塞させるほどの面積とはならないため、通水機能が損なわれることはない。</p> <p>さらに破損したパイプスクリーンの部品等水に沈まない軽い小さな異物が下流まで侵入した場合でも、バースクリーンやトラベルスクリーンにより異物は除去される設計となっており、通水機能が損なわれることはない。</p> <p>仮に燃料輸送船等の大型船舶の衝突を考慮しても、その喫水は約4～5mであり、これによる取水口の閉塞もない。</p> <p>なお、燃料輸送船は、核燃料等運搬船に適用される基準を満足する対衝突構造や二重船殻構造を有していること、また、悪天候時には、入港、荷役の中止、離岸等の災害を防止する措置を講ずる運用としていることから、燃料輸送船が取水口に衝突して沈没するおそれはない。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・主要航路の距離の相違であり、取水口に船舶が漂着しない点については同じ</p> <p>【女川】設備の相違 ・プラント設計の相違 (女川は取水口前面に鋼製トラス式のカーテンウォールを設置。泊は取水口内にパイプスクリーンを設置)</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は大型船舶も含めて前段で記載</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

収作業を実施するなどの対応が可能であり、安全上重要な機能が喪失しないような措置を講じることができる。

なお、海水ポンプが全台使用できなくなった場合は、ディーゼル駆動式の大容量ポンプを使用して、プラントを低温停止状態に移行させる手順を整備している。

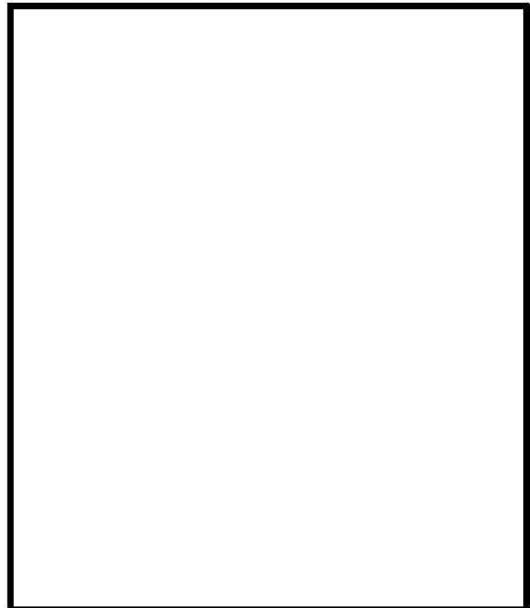
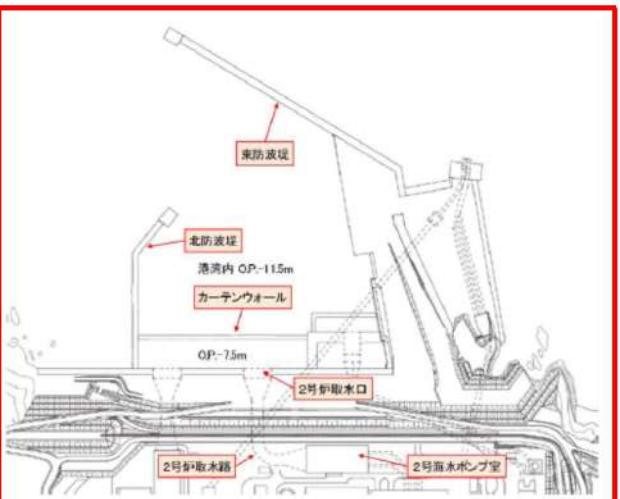


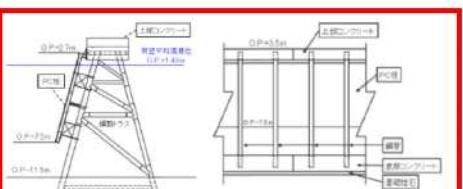
図 3.5 取水路平面図

女川原子力発電所 2号炉

※女川原子力発電所（3号機）修正環境影響調査書（平成6年4月）

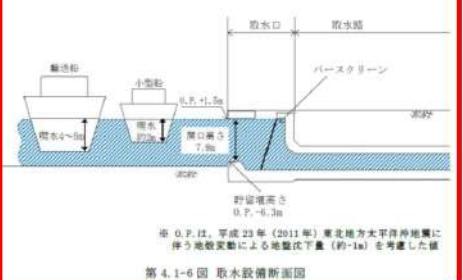


第 4.1-4 図 取水口及び防波堤の位置



※ O.P.は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下量(約-1m)を考慮した値

第 4.1-5 図 カーテンウォール構造図



※ O.P.は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下量(約-1m)を考慮した値

第 4.1-6 図 取水設備断面図

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

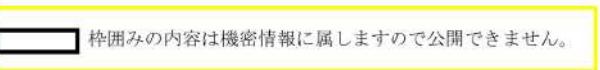
【女川】記載方針の相違  
・女川は参考文献を記載

【大飯、女川】  
設備の相違  
・プラント設計の相違



断面図（断面A-A'）

第 4.1-5 図 泊 3号炉取水口付近詳細図



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 電磁的障害</p> <p>設置許可基準規則の制定に基づき、適合のために新たに設計方針を追加した事象であるが、以下の設計方針を定めている。</p> <p>電磁的障害には、サーボ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、計測制御回路を構成する安全保護計装盤及びケーブルは、日本工業規格（JIS）や電気規格調査会標準規格（JEC）等に基づき、ラインフィルタや絶縁回路の設置によりサーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としている。</p> <p>上記の設計基準において想定される外部人為事象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために、必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>(7) 電磁的障害</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。</p> <p>したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料3. 計測制御盤の主な電磁波等、外部からの外乱(サーボ)・ノイズ対策について」のとおり。</p> <p>上記の設計基準において想定される人為事象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>(7) 電磁的障害</p> <p>設置許可基準規則を参照し、想定される人為事象として新たに抽出した事象である。</p> <p>安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。</p> <p>したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>なお、評価結果の詳細は「補足資料3. 計測制御盤の主な電磁波等、外部からの外乱(サーボ)・ノイズ対策について」のとおり。</p> <p>上記の設計基準において想定される人為事象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>なお、新規制基準に基づき新たな評価等を行い、新たな運用が必要となる事項については、必要な手順書等を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>4. 自然現象の組合せ</b>          実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条解釈第3項及び第5項において、設計上の考慮を要する自然現象の組合せについて要求がある。</p>	<p>5. 自然現象の重畠について          実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六条解釈第3項及び第5項において、設計上の考慮を要する自然現象の組合せについて要求がある。          重畠の検討についての概略を以下に示す。  <b>【検討手順概略】</b>          ①「1.2 外部事象の選定」にて発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波除く。）として選定した12事象から、「3.2 個別評価」にて発電所では被害が考えられないと評価した洪水、<b>地滑り</b>及び津波に包含される高潮を除いた9事象に地震及び津波を加えた11事象を組合せ対象として設定。          ②自然現象ごとに影響モード（荷重、閉塞、温度等）を整理し、事象の特性（相関性、発生頻度等）を踏まえて<b>全て</b>の組合せを網羅的に検討し、影響が増長する組合せを特定。組合せを考慮した場合に発電用原子炉施設に与える影響パターンを以下の観点で分類。          a. 組み合わせた場合も影響が増長しないもの（影響が小さくなるものを含む。）          b. 同時に発生する可能性が極めて低いもの          c. 増長する影響について、個別の事象の検討で包絡されている 又は個々の事象の設計余裕に包絡されているもの          d. c以外で影響が増長するもの          影響が増長するケース（上記c及びd）については、それらを4つのタイプに分類し、新たな影響モードが生じるか否かについても考慮。          ③影響が増長するケースに対し、影響度合いを詳細検討し、設計上の考慮や安全設備の防護対策が必要となった場合は対策を講ずる。          ④アクセス性・視認性についても記載。</p> <p>第5-1図に自然現象の組合せの評価フローを示す。フロー内の各タスクの詳細については5.2以降で説明する。</p>	<p>5. 自然現象の重畠について          実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六条解釈第3項及び第5項において、設計上の考慮を要する自然現象の組合せについて要求がある。          重畠の検討についての概略を以下に示す。  <b>【検討手順概略】</b>          ①「1.2 外部事象の選定」にて発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波除く。）として選定した12事象から、「3.2 個別評価」にて発電所では被害が考えられないと評価した洪水、<b>地滑り</b>及び津波に包含される高潮を除いた10事象に地震及び津波を加えた12事象を組合せ対象として設定。          ②自然現象ごとに影響モード（荷重、閉塞、温度等）を整理し、事象の特性（相関性、発生頻度等）を踏まえて<b>すべて</b>の組合せを網羅的に検討し、影響が増長する組合せを特定。組合せを考慮した場合に発電用原子炉施設に与える影響パターンを以下の観点で分類。          a. 組み合わせた場合も影響が増長しないもの（影響が小さくなるものを含む。）          b. 同時に発生する可能性が極めて低いもの          c. 増長する影響について、個別の事象の検討で包絡されている 又は個々の事象の設計余裕に包絡されているもの          d. c以外で影響が増長するもの          影響が増長するケース（上記c及びd）については、それらを4つのタイプに分類し、新たな影響モードが生じるか否かについても考慮。          ③影響が増長するケースに対し、影響度合いを詳細検討し、設計上の考慮や安全設備の防護対策が必要となった場合は対策を講ずる。          ④アクセス性・視認性についても記載。</p> <p>第5-1図に自然現象の組合せの評価フローを示す。フロー内の各タスクの詳細については5.2以降で説明する。</p>	<p><b>【大飯】</b>記載方針の相違      • 女川審査実績の反映  <b>【大飯】</b>記載表現の相違</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違      • 泊は地滑りを選定していることによる事象数の相違  <b>【女川】</b> 記載表現の相違</p>

図4.1 に自然現象の組合せ事象の評価フローを示す。

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

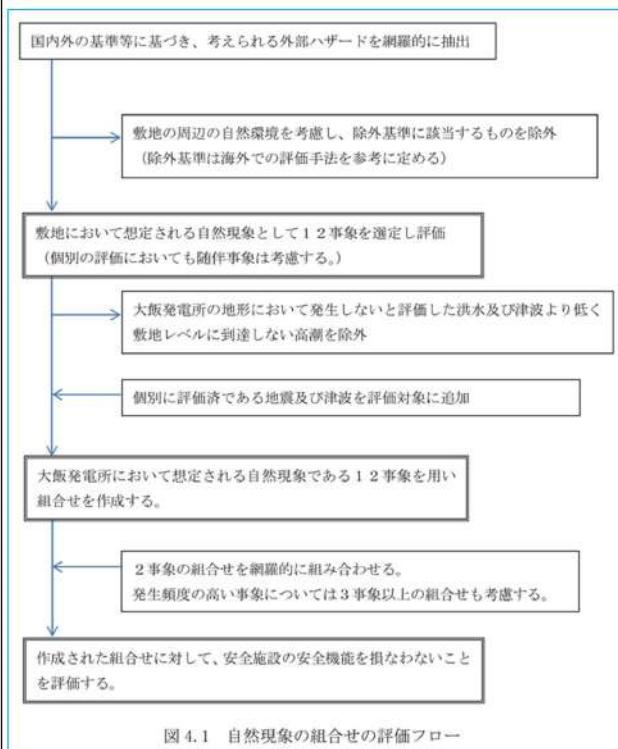
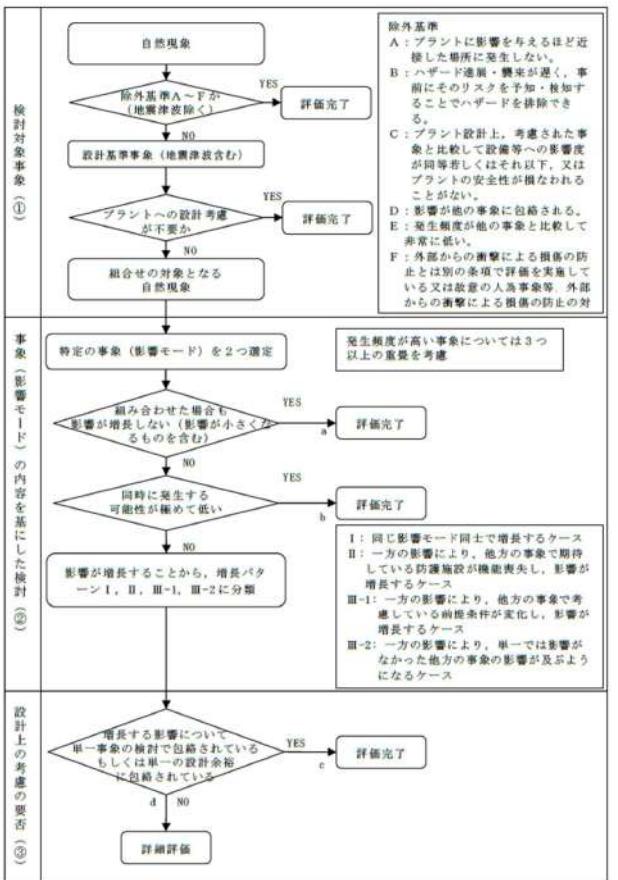


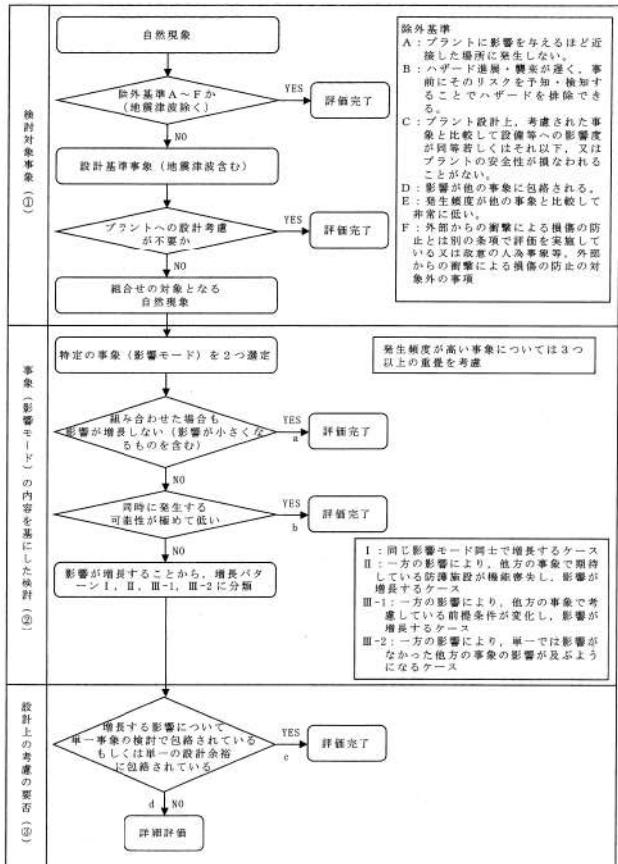
図 4.1 自然現象の組合せの評価フロー

女川原子力発電所 2号炉



第5-1図 自然現象の組合せの評価

泊発電所3号炉



第 5-1 図 自然現象の組合せの評価

### 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 組合せを検討する自然現象</p> <p>自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象から、洪水及び津波に包絡される高潮を除いた10事象に、地震及び津波を加えた12事象で網羅的に組合せの検討を実施する。</p> <p>組合せを検討する大飯原子力発電所で想定される自然現象は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・地震</li> <li>・津波</li> </ul> <p><b>(女川、泊は6自然現象-54ページに記載)</b></p> <p>組合せに当たっては、発生頻度が比較的高いと考えられる風（台風）、凍結、降水又は積雪について、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、12事象のうち、風（台風）、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風（台風）+降水及び風（台風）+凍結+積雪の2事象をあらかじめ想定する。</p>	<p>5.1 検討対象</p> <p>5.1.1 検討対象事象</p> <p>検討対象とする事象は、「1.1 外部事象の収集」と同様に文献より抽出された自然現象55事象のうち国内外の基準を基に発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として選定した12事象から、「3.2 個別評価」にて発電所では被害が考えられないと評価した洪水、地滑り及び津波に包含される高潮を除いた9事象に、地震及び津波を加え、11事象で網羅的に組合せの検討を実施する。</p> <p>組合せを検討する女川原子力発電所で想定される自然現象は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・地震</li> <li>・津波</li> </ul> <p>5.2 事象の特性の整理</p> <p>5.2.1 相関性のある自然現象の特定</p> <p>自然現象は、特定の現象が他の現象を誘発する、同様の原因（低気温時に頻発等）により発生する等の因果関係を有し、同時期に発生する事象群が存在する。これらの相関性を持つ自然現象を特定する。相間性のある自然現象を抽出した結果を第5.2-1表に示す。</p> <p>一方、森林火災、生物学的事象は、各事象が独立して発生するものであることから、相間性はないものとする。</p>	<p>5.1 検討対象</p> <p>5.1.1 検討対象事象</p> <p>検討対象とする事象は、「1.1 外部事象の収集」と同様に文献より抽出された自然現象55事象のうち国内外の基準を基に発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として選定した12事象から、「3.2 個別評価」にて発電所では被害が考えられないと評価した洪水及び津波に包含される高潮を除いた10事象に、地震及び津波を加え、12事象で網羅的に組合せの検討を実施する。</p> <p>組合せを検討する泊発電所で想定される自然現象は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・地震</li> <li>・津波</li> </ul> <p>5.2 事象の特性の整理</p> <p>5.2.1 相関性のある自然現象の特定</p> <p>自然現象は、特定の現象が他の現象を誘発する、同様の原因（低気温時に頻発等）により発生する等の因果関係を有し、同時期に発生する事象群が存在する。これらの相関性を持つ自然現象を特定する。相間性のある自然現象を抽出した結果を第5.2-1表に示す。</p> <p>一方、森林火災、生物学的事象は、各事象が独立して発生するものであることから、相間性はないものとする。</p>	<p><b>【大飯】記載方針の相違</b>  <b>・女川審査実績の反映</b></p> <p><b>【女川】記載表現の相違</b>  <b>・泊は地滑りを選定していることによる事象数の相違</b></p> <p><b>【大飯】</b>  <b>・プラント名称の相違</b></p> <p><b>【女川】</b>  <b>・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b>  <b>・女川審査実績の反映</b>  <b>（女川、泊は6自然現象-54ページに記載）</b></p> <p><b>追而</b>      泊は立地的要因により地滑りを考慮しており、文献及び地質調査結果を踏まえて次回ヒアリングまでに5.2以降に地滑りを反映する。</p> <p><b>【女川】記載方針の相違</b>  <b>・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</b></p>

第5.2-1表 相間性のある自然現象

相間タイプ	自然現象
①低温系	凍結、積雪
②高温系	—
③風水害系	風（台風）又は竜巻 <sup>*</sup> 、降水、落雷
④地震系（津波）	地震、津波
⑤地震系（火山の影響）	地震、火山の影響

\*風（台風）と竜巻は、特定の箇所に同時に負荷がかからないため、どちらか一方のみを考慮する。

第5.2-1表 相間性のある自然現象

相間タイプ	自然現象
①低温系	凍結、積雪
②高温系	—
③風水害系	風（台風）又は竜巻 <sup>*</sup> 、降水、落雷
④地震系（津波）	地震、津波、地滑り
⑤地震系（火山の影響）	地震、火山の影響

\*風（台風）と竜巻は、特定の箇所に同時に負荷がかからないため、どちらか一方のみを考慮する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>5.2.2 影響モードのタイプ分類</p> <p>組合せを考慮するに当たって、自然現象の影響モードを第5.2-2表のタイプごとに分類する（第5.2-1図参照）。ただし、第5.2-2表で分類されている自然現象は現象ごとに大枠で分類したものであり、実際に詳細検討する際には各現象の影響モードごとに検討する。</p> <p>ここで生物学的事象については、海生生物（クラゲ等）と動物（ネズミ等）で影響タイプが異なるため、分けて考慮する。</p> <p style="text-align: center;">第5.2-2表 影響モードのタイプ分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>影響タイプ</th> <th>特性</th> <th>現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンスタント型 季節型</td> <td>年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっているわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象</td> <td>風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）</td> </tr> <tr> <td>持続型</td> <td>恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの</td> <td>火山の影響</td> </tr> <tr> <td>瞬間型</td> <td>瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの</td> <td>地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷</td> </tr> <tr> <td>緩慢型</td> <td>事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の方が該当する自然現象は、保守の方を割り当てる（上が保守的） 例えは風（台風）について、風圧力は瞬間型だが、作業性などの検討においては定常的な負荷が想定されるため、コンスタント型に分類</p> <p style="text-align: center;">第5.2-1図 影響モード分類</p>	影響タイプ	特性	現象	コンスタント型 季節型	年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっているわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象	風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）	持続型	恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの	火山の影響	瞬間型	瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの	地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷	緩慢型	事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。	—	<p>5.2.2 影響モードのタイプ分類</p> <p>組合せを考慮するに当たって、自然現象の影響モードを第5.2-2表のタイプごとに分類する（第5.2-1図参照）。ただし、第5.2-2表で分類されている自然現象は現象ごとに大枠で分類したものであり、実際に詳細検討する際には各現象の影響モードごとに検討する。</p> <p>ここで生物学的事象については、海生生物（クラゲ等）と動物（ネズミ等）で影響タイプが異なるため、分けて考慮する。</p> <p style="text-align: center;">第5.2-2表 影響モードのタイプ分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>影響タイプ</th> <th>特性</th> <th>現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンスタント型 季節型</td> <td>年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっていないわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象</td> <td>風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）</td> </tr> <tr> <td>持続型</td> <td>恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの</td> <td>火山の影響</td> </tr> <tr> <td>瞬間型</td> <td>瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの</td> <td>地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷</td> </tr> <tr> <td>緩慢型</td> <td>事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の方が該当する自然現象は、保守の方を割り当てる（上が保守的） 例えは風（台風）について、風圧力は瞬間型だが、作業性などの検討においては定常的な負荷が想定されるため、コンスタント型に分類</p> <p style="text-align: center;">第5.2-1図 影響モード分類</p>	影響タイプ	特性	現象	コンスタント型 季節型	年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっていないわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象	風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）	持続型	恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの	火山の影響	瞬間型	瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの	地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷	緩慢型	事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。	—	
影響タイプ	特性	現象																															
コンスタント型 季節型	年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっているわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象	風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）																															
持続型	恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの	火山の影響																															
瞬間型	瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの	地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷																															
緩慢型	事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。	—																															
影響タイプ	特性	現象																															
コンスタント型 季節型	年間を通してプラントに影響を及ぼすような自然現象。（ただし、當時負荷がかかっていないわけではない）若しくは特定の季節で恒常的な自然現象	風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象（海生生物）																															
持続型	恒常的ではないが、影響が長期的に持続するような自然現象。 影響継続時間が長ければ数週間に及ぶ可能性があるもの	火山の影響																															
瞬間型	瞬間的にしか起こらないような自然現象。 影響継続時間が数秒程度（長くとも数日程度）のもの	地震、津波、生物学的事象（小動物）、竜巻、森林火災、落雷																															
緩慢型	事象進展が緩慢であり、発電所の運転に支障を来すほどの短時間での事象進展がないと判断される自然現象。	—																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

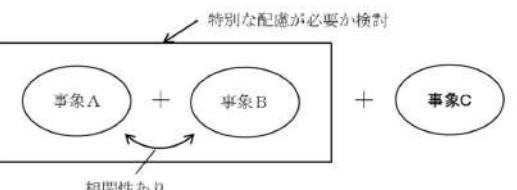
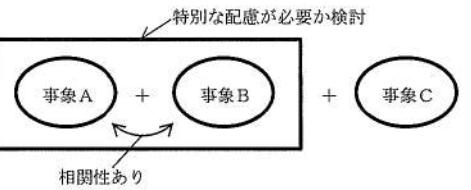
## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>（比較のため、6自然現象-52ページより再掲）</p> <p>組合せに当たっては、発生頻度が比較的高いと考えられる風（台風）、凍結、降水又は積雪について、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、12事象のうち、風（台風）、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風（台風）+降水及び風（台風）+凍結+積雪の2事象をあらかじめ想定する。</p>	<p>5.3 重畠影響分類</p> <p>5.3.1 重畠影響分類方針</p> <p>「5.1 検討対象」で選定した自然現象の組合せに対して網羅的に検討を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば瞬間型同士の重畠については、同時に発生する可能性が極めて小さいことから基本的には重畠を考慮する必要がないが、影響モードや評価対象設備によっては影響継続時間が長くなることがあるため、個別に検討が必要となる。（例：竜巻の直接的な影響は瞬間型だが、竜巻により避雷設備が壊れた場合には避雷設備が修復されるまで影響が持続する。そのため、竜巻と落雷は両方とも瞬間型に分類されるが、組合せを考慮する必要がある。）</li> <li>また、組合せを考慮する事象数、規模及び相関性をもつ自然現象への配慮について以下に示す。</li> </ul> <p>① 事象数</p> <p>影響が厳しい事象が重畠することは稀であることから、基本的には2つの事象が重畠した場合の影響を検討する。ただし、発生頻度が比較的高いと考えられる事象については、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。また、考慮する組合せに関係なく、ベースとして負荷がかかっている状況を想定する（第5.3-1図参照）。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない、又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、11事象のうち、風（台風）、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風（台風）+降水及び風（台風）+凍結+積雪をあらかじめ想定する。</p> <p>例えば、火山の影響との組合せを考慮する場合も、ベース負荷として、凍結、積雪、降水、風（台風）の影響についても考慮する。</p> <p>第5.3-1図 ベース負荷の考え方</p>	<p>5.3 重畠影響分類</p> <p>5.3.1 重畠影響分類方針</p> <p>「5.1 検討対象」で選定した自然現象の組合せに対して網羅的に検討を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば瞬間型同士の重畠については、同時に発生する可能性が極めて小さいことから基本的には重畠を考慮する必要がないが、影響モードや評価対象設備によっては影響継続時間が長くなることがあるため、個別に検討が必要となる。（例：竜巻の直接的な影響は瞬間型だが、竜巻により避雷設備が壊れた場合には避雷設備が修復されるまで影響が持続する。そのため、竜巻と落雷は両方とも瞬間型に分類されるが、組合せを考慮する必要がある。）</li> <li>また、組合せを考慮する事象数、規模及び相関性をもつ自然現象への配慮について以下に示す。</li> </ul> <p>① 事象数</p> <p>影響が厳しい事象が重畠することは稀であることから、基本的には2つの事象が重畠した場合の影響を検討する。ただし、発生頻度が比較的高いと考えられる事象については、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。また、考慮する組合せに関係なく、ベースとして負荷がかかっている状況を想定する（第5.3-1図参照）。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない、又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、12事象のうち、風（台風）、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風（台風）+降水及び風（台風）+凍結+積雪をあらかじめ想定する。</p> <p>例えば、火山の影響との組合せを考慮する場合も、ベース負荷として、凍結、積雪、降水、風（台風）の影響についても考慮する。</p> <p>第5.3-1図 ベース負荷の考え方</p>	<p><b>【大阪】記載方針の相違</b>      ・女川審査実績の反映      （比較のため、6自然現象-52ページより再掲）</p> <p><b>【女川】設計方針の相違</b>      ・泊は地滑りを選定していることによる事象数の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>② 規模 設計への考慮や防護対策が必要となった組合せについて、組み合わせた事象の規模を想定し設計に反映する。</p> <p>③ 相関性を持つ自然現象への配慮 5.2.1 のとおり、相関性を持つ自然現象は同時に発生することを想定し、相関性を持つ事象のセット+他事象の組合せを考慮する（第5.3-2 図参照）。 相関性を持つ事象のセット+他事象を検討するための前処理として、相関性を持つ事象のセット内で单一事象時に想定している影響モード以外の新たな影響モードの有無及び増長されるモードの有無を確認し、特別な配慮が必要か検討した結果を以下に示す。</p>  <p>第5.3-2 図 相関性を持つ自然現象への配慮</p> <p>各自然現象について、影響モードの相関評価を行う。      • 低温系、高温系      低温系、高温系の影響モードを第5.3-1表に示す。      凍結と積雪には同一の影響モードがなく、重畠した場合も影響が増長するような影響モードは存在せず、また、新たな影響モードについても起こりえない。</p> <p>第5.3-1表 低温系、高温系の影響モード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>影響モード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低温系</td> <td>凍結</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> </tr> <tr> <td>高温系</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>• 風水害系      風水害系の影響モードを第5.3-2表に示す。      風（台風）と竜巻は同じ荷重（風、衝突）の影響モードが存在するが、竜巻の基準風速が風より大きいことから、風（台風）の荷重は竜巻評価に包絡される。      竜巻に伴う止水対策（水密扉等）への影響については、設計基準竜巻に対して機能が損なわれない設計とする。      また、竜巻に伴う落雷対策への影響については、避雷設備が損傷する可能性があるが、落雷以外の事象への影響は存在しない（他事象との重畠を評価する際には考慮不要）。</p>	自然現象	影響モード	低温系	凍結	積雪	高温系	—	<p>② 規模 設計への考慮や防護対策が必要となった組合せについて、組み合わせた事象の規模を想定し設計に反映する。</p> <p>③ 相関性を持つ自然現象への配慮 5.2.1 のとおり、相関性を持つ自然現象は同時に発生することを想定し、相関性を持つ事象のセット+他事象の組合せを考慮する（第5.3-2 図参照）。 相関性を持つ事象のセット+他事象を検討するための前処理として、相関性を持つ事象のセット内で单一事象時に想定している影響モード以外の新たな影響モードの有無及び増長されるモードの有無を確認し、特別な配慮が必要か検討した結果を以下に示す。</p>  <p>第5.3-2 図 相関性を持つ自然現象への配慮</p> <p>各自然現象について、影響モードの相関評価を行う。      • 低温系、高温系      低温系、高温系の影響モードを第5.3-1表に示す。      凍結と積雪には同一の影響モードがなく、重畠した場合も影響が増長するような影響モードは存在せず、また、新たな影響モードについても起こりえない。</p> <p>第5.3-1表 低温系、高温系の影響モード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>影響モード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低温系</td> <td>凍結</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> </tr> <tr> <td>高温系</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>• 風水害系      風水害系の影響モードを第5.3-2表に示す。      風（台風）と竜巻は同じ荷重（風、衝突）の影響モードが存在するが、竜巻の基準風速が風より大きいことから、風（台風）の荷重は竜巻評価に包絡される。      竜巻に伴う止水対策（水密扉等）への影響については、設計基準竜巻に対して機能が損なわれない設計とする。      また、竜巻に伴う落雷対策への影響については、避雷設備が損傷する可能性があるが、落雷以外の事象への影響は存在しない（他事象との重畠を評価する際には考慮不要）。</p>	自然現象	影響モード	低温系	凍結	積雪	高温系	—
自然現象	影響モード															
低温系	凍結															
	積雪															
高温系	—															
自然現象	影響モード															
低温系	凍結															
	積雪															
高温系	—															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">第5.3-2表 風水害系の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">風水害系</td><td>風（台風） 荷重（風、衝突）</td></tr> <tr><td>竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）</td></tr> <tr><td>降水 浸水</td></tr> <tr><td>落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）</td></tr> </tbody> </table> <p>・地震系（津波）          地震系（津波）の影響モードを第5.3-3表に示す。          基準地震動S sの震源と基準津波の震源は異なることから、独立事象として扱うことが可能であり、かつ、各々の発生頻度は十分に小さく同時に発生する確率は極めて低い。しかし、基準地震動S sの震源による津波と基準地震動S sの余震、基準津波と基準津波を発生させる地震の余震は同時に敷地に到達する可能性がある。          よって、基準地震動S sの震源による津波と基準津波のうち規模の大きい基準津波と、基準津波を発生させる地震の余震を便宜上弹性設計用地震動S dとし、基準津波と余震との重畳を考慮し、安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">第5.3-3表 地震系（津波）の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震系</td><td>地震 荷重（地震）</td></tr> <tr><td>津波 荷重（衝突）、浸水</td></tr> </tbody> </table> <p>・地震系（火山の影響）          地震系（火山の影響）の影響モードを第5.3-4表に示す。          火山性地震における、火山のプラントへの影響については、敷地と火山に十分な離隔があることから、地震の本震と同時にプラントに襲来する可能性は低く、ある程度の時差をもって襲来するものと思われる。</p> <p style="text-align: center;">第5.3-4表 地震系（火山の影響）の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震系</td><td>地震 荷重（地震）</td></tr> <tr><td>火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗</td></tr> </tbody> </table> <p>以上より、相関性をもつ事象のセットについて、单一事象時に想定している影響モード以外の新たな影響モードがないこと、増長される影響モードが存在しないことが確認されたため、相関性をもつ事象のセット+他事象での増長する影響を確認する際に、相関性をもつ事象について特別に配慮する必要はない。</p>	自然現象	影響モード	風水害系	風（台風） 荷重（風、衝突）	竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）	降水 浸水	落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）	自然現象	影響モード	地震系	地震 荷重（地震）	津波 荷重（衝突）、浸水	自然現象	影響モード	地震系	地震 荷重（地震）	火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗	<p style="text-align: center;">第5.3-2表 風水害系の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">風水害系</td><td>風（台風） 荷重（風、衝突）</td></tr> <tr><td>竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）</td></tr> <tr><td>降水 浸水</td></tr> <tr><td>落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）</td></tr> </tbody> </table> <p>・地震系（津波）          地震系（津波）の影響モードを第5.3-3表に示す。          基準地震動S sの震源と基準津波の震源は異なることから、独立事象として扱うことが可能であり、かつ、各々の発生頻度は十分に小さく同時に発生する確率は極めて低い。しかし、基準地震動S sの震源による津波と基準地震動S sの余震、基準津波と基準津波を発生させる地震の余震は同時に敷地に到達する可能性がある。          よって、基準地震動S sの震源による津波と基準津波のうち規模の大きい基準津波と、基準津波を発生させる地震の余震を便宜上弹性設計用地震動S dとし、基準津波と余震との重畳を考慮し、安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.3-3表 地震系（津波）の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震系</td><td>地震 荷重（地震）</td></tr> <tr><td>津波 荷重（衝突）、浸水</td></tr> </tbody> </table> <p>・地震系（火山の影響）          地震系（火山の影響）の影響モードを第5.3-4表に示す。          火山性地震における、火山のプラントへの影響については、敷地と火山に十分な離隔があることから、地震の本震と同時にプラントに襲来する可能性は低く、ある程度の時差をもって襲来するものと思われる。</p> <p style="text-align: center;">第5.3-4表 地震系（火山の影響）の影響モード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>影響モード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震系</td><td>地震 荷重（地震）</td></tr> <tr><td>火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗</td></tr> </tbody> </table> <p>以上より、相関性をもつ事象のセットについて、单一事象時に想定している影響モード以外の新たな影響モードがないこと、増長される影響モードが存在しないことが確認されたため、相関性をもつ事象のセット+他事象での増長する影響を確認する際に、相関性をもつ事象について特別に配慮する必要はない。</p>	自然現象	影響モード	風水害系	風（台風） 荷重（風、衝突）	竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）	降水 浸水	落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）	自然現象	影響モード	地震系	地震 荷重（地震）	津波 荷重（衝突）、浸水	自然現象	影響モード	地震系	地震 荷重（地震）	火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗	
自然現象	影響モード																																				
風水害系	風（台風） 荷重（風、衝突）																																				
	竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）																																				
	降水 浸水																																				
	落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）																																				
自然現象	影響モード																																				
地震系	地震 荷重（地震）																																				
	津波 荷重（衝突）、浸水																																				
自然現象	影響モード																																				
地震系	地震 荷重（地震）																																				
	火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗																																				
自然現象	影響モード																																				
風水害系	風（台風） 荷重（風、衝突）																																				
	竜巻 荷重（風、衝突、気圧差）																																				
	降水 浸水																																				
	落雷 電気的影響（ノイズ、直撃雷、誘導雷サーボ）																																				
自然現象	影響モード																																				
地震系	地震 荷重（地震）																																				
	津波 荷重（衝突）、浸水																																				
自然現象	影響モード																																				
地震系	地震 荷重（地震）																																				
	火山の影響 荷重（堆積）、閉塞（海水系、給気等）、電気的影響、腐食、摩耗																																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<p>5.3.2 影響パターン</p> <p>組合せを考慮した場合に発電用原子炉施設に与える影響パターンを以下の3つの観点で分類した。</p> <pre> graph TD     A[自然現象の組合せ] --&gt; B{組み合わせた場合も影響が増長しない（逆に影響が小さくなるものを含む）}     B -- YES --&gt; C[a&lt;br&gt;（評価完了*）]     B -- NO --&gt; D{同時に発生する可能性が極めて低い}     D -- YES --&gt; E[b&lt;br&gt;（評価完了*）]     D -- NO --&gt; F{影響が増長することから、増長パターン I, II, III-1, III-2に分類}     F --&gt; G{増長する影響について個別の事象で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている}     G -- YES --&gt; H[c&lt;br&gt;（評価完了*）]     G -- NO --&gt; I[d&lt;br&gt;（詳細評価*）]     I --&gt; J[※評価内容については第5.3-6表参照] </pre> <p>第5.3-3図 影響パターン選定フロー</p> <p>上記a,bに該当する自然現象の組合せについては、安全施設は安全機能を損なわない。</p> <p>また、発生頻度が極めて低い事象（地震、津波、竜巻及び火山の影響）同士について、事象が重複する可能性について第5.3-5表、第5.3-6表に整理した。</p> <p>第5.3-5表 事象の組合せ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">事象2</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>竜巻</th> <th>火山の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">事象1</th> <th>地震</th> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <th>津波</th> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <th>竜巻</th> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <th>火山の影響</th> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> </tr> </tbody> </table>			事象2				地震	津波	竜巻	火山の影響	事象1	地震	①	②	③	津波	④	⑤	⑥	竜巻	⑦	⑧	⑨	火山の影響	⑩	⑪	⑫	<p>5.3.2 影響パターン</p> <p>組合せを考慮した場合に発電用原子炉施設に与える影響パターンを以下の3つの観点で分類した。</p> <pre> graph TD     A[自然現象の組合せ] --&gt; B{組み合わせた場合も影響が増長しない（逆に影響が小さくなるものを含む）}     B -- YES --&gt; C[a&lt;br&gt;（評価完了*）]     B -- NO --&gt; D{同時に発生する可能性が極めて低い}     D -- YES --&gt; E[b&lt;br&gt;（評価完了*）]     D -- NO --&gt; F{影響が増長することから、増長パターン I, II, III-1, III-2に分類}     F --&gt; G{増長する影響について單一事象の検討で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている}     G -- YES --&gt; H[c&lt;br&gt;（評価完了*）]     G -- NO --&gt; I[d&lt;br&gt;（詳細評価*）]     I --&gt; J[※評価内容については第5.3-6表参照] </pre> <p>第5.3-3図 影響パターン選定フロー</p> <p>上記a,bに該当する自然現象の組合せについては、安全施設は安全機能を損なわない。</p> <p>また、発生頻度が極めて低い事象（地震、津波、竜巻及び火山の影響）同士について、事象が重複する可能性について第5.3-5表、第5.3-6表に整理した。</p> <p>第5.3-5表 事象の組合せ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">事象2</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>竜巻</th> <th>火山の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">事象1</th> <th>地震</th> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <th>津波</th> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <th>竜巒</th> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <th>火山の影響</th> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> </tr> </tbody> </table>			事象2				地震	津波	竜巻	火山の影響	事象1	地震	①	②	③	津波	④	⑤	⑥	竜巒	⑦	⑧	⑨	火山の影響	⑩	⑪	⑫	
				事象2																																																					
		地震	津波	竜巻	火山の影響																																																				
事象1	地震	①	②	③																																																					
	津波	④	⑤	⑥																																																					
	竜巻	⑦	⑧	⑨																																																					
	火山の影響	⑩	⑪	⑫																																																					
		事象2																																																							
		地震	津波	竜巻	火山の影響																																																				
事象1	地震	①	②	③																																																					
	津波	④	⑤	⑥																																																					
	竜巒	⑦	⑧	⑨																																																					
	火山の影響	⑩	⑪	⑫																																																					

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

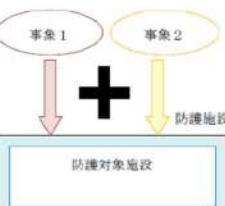
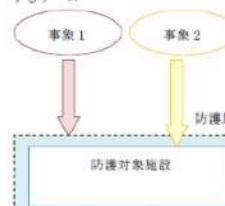
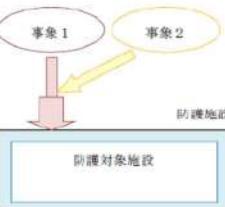
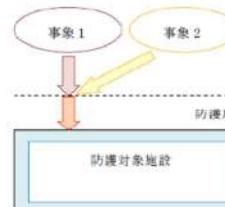
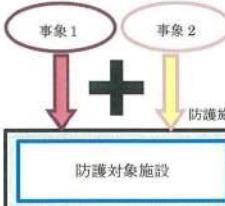
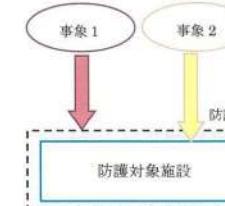
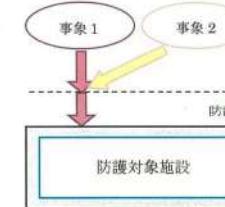
## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<table border="1"> <caption>第5.3-6表 事象の継続時間及び発生頻度</caption> <thead> <tr> <th>事象</th><th>最大荷重の継続時間</th><th>発生頻度（/年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>短（数十秒）</td><td><math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>短（約10秒）</td><td><math>3.0 \times 10^{-5}</math></td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>短（数十秒）</td><td><math>1.9 \times 10^{-6}</math></td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>長（約1ヶ月）※1</td><td><math>1.2 \times 10^{-4}</math>※2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 必要に応じて緩和措置を行うこととしている      ※2 約1万2千年前の肘折尾花沢噴火を考慮</p> <p>① 地震（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      津波は地震発生後に襲来することから、同時に襲来することはないため、重畳を考慮する必要はない。      ② 地震（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ③ 地震（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ④ 津波（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      津波発生時に余震と重畳する可能性があるため、重畳を考慮する。      ⑤ 津波（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑥ 津波（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑦ 竜巻（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑧ 竜巻（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑨ 竜巻（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑩ 火山の影響（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑪ 火山の影響（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑫ 火山の影響（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。</p>	事象	最大荷重の継続時間	発生頻度（/年）	地震	短（数十秒）	$10^{-4} \sim 10^{-6}$	津波	短（約10秒）	$3.0 \times 10^{-5}$	竜巻	短（数十秒）	$1.9 \times 10^{-6}$	火山の影響	長（約1ヶ月）※1	$1.2 \times 10^{-4}$ ※2	<table border="1"> <caption>第5.3-6表 事象の継続時間及び発生頻度</caption> <thead> <tr> <th>事象</th><th>最大荷重の継続時間</th><th>発生頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>短</td><td>●</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>短</td><td>●</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>短</td><td>●</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>長※1</td><td>●</td></tr> </tbody> </table> <p>追面【地震津波側審査の反映】      （上記●については、地震津波側審査結果を受けて反映するため）</p> <p>① 地震（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      津波は地震発生後に襲来することから、同時に襲来することはないため、重畳を考慮する必要はない。      ② 地震（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ③ 地震（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ④ 津波（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      津波発生時に余震と重畳する可能性があるため、重畳を考慮する。      ⑤ 津波（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑥ 津波（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑦ 竜巻（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑧ 竜巻（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑨ 竜巻（事象1）と火山の影響（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑩ 火山の影響（事象1）と地震（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑪ 火山の影響（事象1）と津波（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。      ⑫ 火山の影響（事象1）と竜巻（事象2）の組合せについて      両者は独立事象であり、発生頻度は低いことから、同時に襲来する可能性は極めて低いため、重畳を考慮する必要はない。</p>	事象	最大荷重の継続時間	発生頻度	地震	短	●	津波	短	●	竜巻	短	●	火山の影響	長※1	●	<p>【女川】設計方針の相違      ・評価結果の相違</p>
事象	最大荷重の継続時間	発生頻度（/年）																															
地震	短（数十秒）	$10^{-4} \sim 10^{-6}$																															
津波	短（約10秒）	$3.0 \times 10^{-5}$																															
竜巻	短（数十秒）	$1.9 \times 10^{-6}$																															
火山の影響	長（約1ヶ月）※1	$1.2 \times 10^{-4}$ ※2																															
事象	最大荷重の継続時間	発生頻度																															
地震	短	●																															
津波	短	●																															
竜巻	短	●																															
火山の影響	長※1	●																															

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

6 条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添 1）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>よって、発生頻度が極めて低い事象同士については、④津波（事象 1）と地震（事象 2）の組合せのみ重畳を考慮する。上記 c, d に該当する自然現象の組合せについては、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとなるが、その増長する影響パターンについては第 5.3-4 図のとおり 4 つに分類した。</p> <p>I. 各事象から同じ影響がそれぞれ作用し重ね合わさって増長するケース</p>  <p>II. 事象 1 により防護施設が機能喪失することにより事象 2 の影響が増長するケース</p>  <p>III-1. 他の事象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース</p>  <p>III-2. 他の事象の作用により影響が及ぶようになるケース</p>  <p>第 5.3-4 図 重畳による増長パターン分類</p> <p>5.3.3 重畳影響分類結果      自然現象の組合せを第 5.3-7 表に示す。      事象の重畳影響について 5.3.1 に基づき、a, b, c, d に分類（c, d についてはさらに I, II, III-1, III-2 に分類）した結果について第 5.3-8 表に示す。</p>	<p>よって、発生頻度が極めて低い事象同士については、④津波（事象 1）と地震（事象 2）の組合せのみ重畳を考慮する。上記 c, d に該当する自然現象の組合せについては、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとなるが、その増長する影響パターンについては第 5.3-4 図のとおり 4 つに分類した。</p> <p>I. 各事象から同じ影響がそれぞれ作用し重ね合わさって増長するケース</p>  <p>II. 事象 1 により防護施設が機能喪失することにより事象 2 の影響が増長するケース</p>  <p>III-1. 他の事象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース</p>  <p>III-2. 他の事象の作用により影響が及ぶようになるケース</p>  <p>第 5.3-4 図 重畳による増長パターン分類</p> <p>5.3.3 重畳影響分類結果      自然現象の組合せを第 5.3-7 表に示す。      事象の重畳影響について 5.3.2 に基づき、a, b, c, d に分類（c, d についてはさらに I, II, III-1, III-2 に分類）した結果について第 5.3-8 表に示す。</p>	

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

		表4.1 自然現象の組合せ									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		* 1	* 2	電巻	落雷	地滑り	火山	生物学的 的事象	森林 火災	地震	津波
A	* 1										
B	* 2	1									
C	電巻	2	1 0								
D	落雷	3	1 1	1 8							
E	地滑り	4	1 2	1 9	2 5						
F	火山	5	1 3	2 0	2 6	3 1					
G	生物学的事象	6	1 4	2 1	2 7	3 2	3 6				
H	森林火災	7	1 5	2 2	2 8	3 3	3 7	4 0			
I	地震	8	1 6	2 3	2 9	3 4	3 8	4 1	4 3		
J	津波	9	1 7	2 4	3 0	3 5	3 9	4 2	4 4	4 5	

\* 1 : 風 (台風) + 降水

\* 2 : 風(台風) + 雷轟 + 梅雨

## (2) 組合せの評価

表 4.1 に示す A, B 及び 1 から 4 5 までの自然現象の組合せについて、プラントに及ぼす影響ごとに評価する。評価においては、施設に直接与える影響だけではなく、アクセス性や視認性といった間接的影響を加味した上で実施する。大飯発電所において想定される自然現象とプラントに及ぼす影響は別表 1 に示すところである。

評価に当たっては、組み合わせた事象によるプラントに及ぼす影響が、①個々の自然現象（関連して発生する可能性がある自然現象も含む）の設計に包絡されるか、②原子炉施設に与える影響が自然現象を組み合わせることにより、個々の自然現象がそれに与える影響よりも小さくなるか、③同時に発生するとは考えられないかという3つの観点から検討する。

但し、上記評価のうち、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」において考慮する事象はそれぞれの条項で考慮する。その他の組合せの荷重については(3)で評価することとし、ここでは組合せのみ検討する。

なお、評価の結果、概ね①の評価となることから、その他の評価になるものについては、下表の評価欄において評価の観点を番号で注記する。

第 5. 3-7 表 自然現象の組合せ

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
A	※1	※2	電巻	落雷	火山の影響	生物学的事象	森林火災	地震	津波
B	※2	1							
C	竜巻	2	9						
D	落雷	3	10	16					
E	火山の影響	4	11	17	22				
F	生物学的事象	5	12	18	23	27			
G	森林火災	6	13	19	24	28	31		
H	地震	7	14	20	25	29	32	34	
I	津波	8	15	21	26	30	33	35	36

卷之二

卷之二：風（日風）

第5.3-7表 自然現象の組合せ

◎ 俗文化語彙

※2：風（台風）+凍結+積雪

### 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

【女川】  
設計方針の相違  
・泊は地滑りを選定していることによる事象数の相違

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

### 大飯発電所3／4号炉

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

番号	評価	評価結果	
A 風(台風) +降水	<p>風(台風)及び降水の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、浸水、アクセシビリティ及び、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)による荷重が考えられるが、降水を組み合わせたとしても風(台風)の個別評価と変わらない。</li> <li>浸水の観点からは、降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、構内排水施設により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)を組み合わせたとしても降水の個別評価と変わらない。</li> <li>視認性的観点からは、風(台風)による飛来物の散乱により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油作業等の視認性の低下を及ぼす可能性がある。しかしながら、監視カメラについては中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができ、また、タンクローリーによる給油については全く作業ができなくなる程の視界となることは考え難い。さらに、風(台風)を組み合わせたとしても降水の個別評価と変わらない。</li> </ul>	○	
B 風(台風) +凍結 +積雪	<p>風(台風)、凍結及び積雪の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、アクセシビリティ、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)及び積雪による荷重が考えられる。</li> <li>温度の観点からは、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すとともに、海水ポンプ・潤滑油ラインの凍結防止ブローバ等を行っていることより、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。また、風(台風)及び積雪を組み合わせたとしても凍結の個別評価と変わらない。</li> <li>閉塞の観点からは、屋外機器等で凍結により閉塞のおそれがあるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すとともに、海水ポンプ・潤滑油ラインの凍結防止ブローバ等を行っていることより、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。また、風(台風)及び積雪を組み合わせたとしても凍結の個別評価と変わらない。</li> <li>アクセシビリティの観点からは、風(台風)による飛来物、積雪及び凍結により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油が必要なアクセスルートの制限が想定されるが、ブルドーザーにて飛来物及び雪を撤去することでアクセスルートの確保が可能である。また、凍結によりタンクローリーの走行に影響を及ぼす可能性があるが、キャタピラにより走行は可能である。これらを組み合わせたとしても、アクセシビリティに影響はない。</li> <li>視認性的観点からは、降水により中央制御室外の状況や津波を監視するカメラの視認性の低下及び設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油作業等の視認性の低下を及ぼす可能性がある。しかしながら、監視カメラについては中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができ、また、タンクローリーによる給油については全く作業ができなくなる程の視界となることは考え難い。さらに、風(台風)及び凍結を組み合わせたとしても積雪の個別評価と変わらない。</li> </ul>	○	
1 風(台風) +降水 +凍結 +積雪	<p>風(台風)、降水、凍結及び積雪の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、浸水、アクセシビリティ、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>降水と凍結、降水と積雪は同時に発生することは考えられない又は個々の影響より緩和されることから本事象の組合せは評価不要である。【観点②、及び③】</li> </ul>	○	

第5.3-8 表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (1/38)

No.	事象の組合せ	影響モード		検討結果		詳細評価
		影響モード	含む事象	風(台風)	降水	
A	風(台風) × 降水	荷重	風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)を組み合わせたとしても風(台風)の個別評価と変わらない。	a	-
B	風(台風) ×凍結 × 積雪	荷重	風(台風)	降水による敷地の浸水の可能性が考えられない。また、風(台風)による浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-
1	A × B (風(台風) × 降水 ×凍結 × 積雪)	荷重	風(台風)	個別事象の重畠により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まるが、降水量と降雪量とを考えたとしても評価に影響はない。 →No.113「荷重」の影響に包絡される。	d (III-1)	-

第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (1/34)

No.	事象の組合せ	影響モード		検討結果		詳細評価
		影響モード	含む事象	風(台風)	降水	
A	風(台風) × 降水	荷重	風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)を組み合わせたとしても風(台風)の個別評価と変わらない。	a	-
B	風(台風) ×凍結 × 積雪	荷重	風(台風)	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、降水量と降雪量とを考えたとしても評価に影響はない。	a	-
1	A × B (風(台風) × 降水 ×凍結 × 積雪)	荷重	風(台風)	個別事象の重畠により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まるが、降水量と降雪量とを考えたとしても評価に影響はない。 →No.131「荷重」の影響に包絡される。	d (III-1)	-

No.	事象の組合せ	影響モード		検討結果		詳細評価
		影響モード	含む事象	風(台風)	降水	
A	風(台風) × 降水	荷重	風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)を組み合わせたとしても風(台風)の個別評価と変わらない。	a	-
B	風(台風) ×凍結 × 積雪	荷重	風(台風)	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、降水量と降雪量とを考えたとしても評価に影響はない。	a	-
1	A × B (風(台風) × 降水 ×凍結 × 積雪)	荷重	風(台風)	個別事象の重畠により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まるが、降水量と降雪量とを考えたとしても評価に影響はない。 →No.131「荷重」の影響に包絡される。	d (III-1)	-

### 【大飯】

#### 記載方針の相違

- 女川審査実績の反映  
(以下同じなので、同表において大飯との比較は行わない)

### 【女川】

#### 排水に期待する設備の相違（構内排水設備） (以下同様箇所について相違理由省略)

### 【女川】

#### 凍結防止のための設備名称の相違（ヒートトレース） (以下同様箇所について相違理由省略)

### 【女川】

#### 地滑りを考慮することに伴う参照No.の相違 (以下同様箇所について相違理由省略)

### 【女川】

#### 発電所名の相違（以下同様箇所について比較省略）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

番号	評価	評価結果
2 風(台風) +降水 +竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)及び竜巻による荷重が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</li> <li>浸水の観点からは、竜巻とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、竜巻の継続時間は極めて短いため、竜巻の直接的影響によりアクセスが制限される期間は十分短い。また、竜巻や風(台風)による飛来物の散乱により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油に必要なアクセスルートの制限が想定されるが、別ルートのアクセスルートの確保が可能である。さらに、降水を組み合わせたことでアクセスルートの確保が可能である。さらに、降水を組み合わせたとしても、風(台風)と竜巻の個別評価と変わらない。なお、竜巻発生前における車両の退避において風(台風)及び降水の影響を受けることが考えられるが、風(台風)による飛来物については竜巻対策として資機材等の飛散防止対策を講じていることから車両の退避に影響するような飛来物が発生することは想定されない。また、降水については構内排水施設により排水されることから退避に対して影響はない。</li> <li>視認性的観点からは、竜巻とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。また、竜巻による飛来物により監視カメラ等の損傷の可能性はあるが、安全上支障のない期間にカメラを修復すること等の対応により影響はない。</li> </ul>	○
3 風(台風) +降水 +落雷	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、落雷とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>浸水の観点からは、落雷とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>電気的影響の観点からは、落雷による設備損傷や電磁的影響が考えられるが、避雷設備を設置することにより、電気的影響を及ぼさない設計としており影響はない。また、Aの組合せを組み合わせたとしても落雷の個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、落雷とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>視認性的観点からは、落雷とAの組合せを組み合わせたとしても、Aの個別評価と変わらない。</li> </ul>	○
4 風(台風) +降水 +地滑り	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)及び地滑りによる荷重が考えられる。ただし、地滑り影響を考慮する施設は地滑り防護施設のみである。</li> <li>浸水の観点からは、降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、構内排水施設により排水することで敷地が浸水することはない。また、地滑りの影響により構内排水施設が影響を受け、一時的に地滑り箇所付近で構内排水が溢れたとしても、敷地の地表面は海に向けて順次低く設定されていることから、敷地が浸水することはない。</li> <li>アクセス性的観点からは、地滑りによる土砂により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油に必要なアクセスルートの制限が想定されるが、別ルートのアクセスルートの確保が可能であり、またブルドーザーにて土砂を搬去することでアクセスルートの確保が可能である。さらに、Aの組合せを組み合わせたとしても、A及び地滑りの個別評価と変わらない。</li> </ul>	○

第5-3-8表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (2/30)

No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価結果	詳細評価
2	A(風(台風)×降水) ×竜巻	荷重	風(台風) 竜巻	風(台風)による荷重影響は竜巻とから、組合せを考慮しない。	a	—
3	A(風(台風)×降水) ×落雷	荷重	風(台風)	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、構内排水路により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)及び落雷による浸水影響の個別評価と変わらない。	a	—

第5-3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (2/34)

No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価結果	詳細評価
2	A(風(台風)×降水) ×竜巻	荷重	風(台風) 竜巻	風(台風)による荷重影響は竜巻とから、組合せを考慮しない。	a	—
3	A(風(台風)×降水) ×落雷	荷重	風(台風)	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、構内排水設備により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)及び落雷による浸水影響の個別評価と変わらない。	a	—
4	A(風(台風)×降水) ×地滑り	荷重	風(台風) 地滑り	風(台風)による荷重影響は地滑りとから、組合せを考慮しない。	a	—

【女川】
地滑りを選定することに伴う評価結果の記載（以下同様箇所について相違理由省略）
【女川】
電気的影響に対する評価結果を相違（No.3）
(大飯審査実績反映)
(以下同様箇所について相違理由省略)

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
番号	評価結果	第5.3-8共 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプランに及ぼす影響の評価結果 (3/30)							
		No. 4 A (風(台風) × 降水) × 火山の影響		No. 11 A (風(台風)) × 降水) × 火山の影響		No. 13 A (風(台風)) × 降水) × 火山の影響		No. 5 A (風(台風)) × 降水) × 火山の影響	
		荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重
		風(台風) +降水 +火山	風(台風) +降水	風(台風) +降水	風(台風) +降水	風(台風) +降水	風(台風) +降水	風(台風) +降水	風(台風) +降水
		4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響
		荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重
		風(台風)	風(台風)	風(台風)	風(台風)	風(台風)	風(台風)	風(台風)	風(台風)
第5.3-8共 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプランに及ぼす影響の評価結果 (3/30)									
No.	事象の組合せ	影響モード	検討結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果		
4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	荷重	火山の影響による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。 火山灰による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。 火山灰による荷重を考慮した場合、火山灰による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。 火山灰による荷重を考慮した場合、火山灰による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。	-	d (III-1)	-	-		
4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	浸水	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	降水	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	腐食	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
4	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	摩耗	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
第5.3-8共 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプランに及ぼす影響の評価結果 (3/34)									
No.	事象の組合せ	影響モード	検討結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	荷重	火山の影響による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。 火山の影響による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。	-	d (III-1)	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	浸水	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	腐食	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	摩耗	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
第5.3-8共 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプランに及ぼす影響の評価結果 (4/34)									
No.	事象の組合せ	影響モード	検討結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	荷重	火山の影響による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。 火山の影響による荷重が外壁構造物の経年劣化による耐力を超過するおそれはない。	-	-	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	浸水	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	腐食	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		
5	A (風(台風)) × 降水) ×火山の影響	摩耗	火山の影響による雨水を想定して、雨水を防護するとしている。 雨水を想定して、雨水を防護するとしている。	a	-	-	-		

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3号炉 DB基準適合性 比較表										
番号	評価	評価結果								相違理由
6 風(台風) +降水 +生物学的 事象	<p>風(台風)、降水及び生物学的事象の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、閉塞、浸水、電気的影響、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、生物学的事象とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>閉塞の観点からは、海生生物の襲来による取水設備の閉塞が考えられるが、除塵装置を設置するとともに、手順を整備していること及び海水ストレーナ等の設備により原子炉補機冷却水冷却器等への影響を防止する設計としており影響はない。また、Aの組合せを組み合わせたとしても生物学的事象の個別評価と変わらない。</li> <li>浸水の観点からは、生物学的事象とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>電気的影響の観点からは、小動物が屋外設置の端子箱に侵入することによる短絡等により機能影響を生じることが考えられるが、端子箱貫通部をシールすることにより、小動物の侵入による機能影響は生じない。また、Aの組合せを組み合わせたとしても生物学的事象の個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、生物学的事象とAの組合せを組み合わせたとしても、Aの個別評価と変わらない。</li> <li>視認性の観点からは、生物学的事象とAの組合せを組み合わせたとしても、Aの個別評価と変わらない。</li> </ul>	○								
		女川原子力発電所2号炉								
		評価結果								
		No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価	詳細評価	評価結果	
		5	A (風(台風) × 降水) ×生物学的事象	荷重 風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)及び生物学的事象による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても	a —	a —	—		
				浸水 降水	風(台風)による断続的の浸水の可能性が考えられるが、 <span style="background-color: red;">構内排水水路</span> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても、降水による浸水影響の個別評価と変わらない。	d (1) a —	d (1) a —			
		泊発電所3号炉								
		評価結果								
		No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価	詳細評価	評価結果	
		6	A (風(台風) × 降水) ×生物学的事象	荷重 風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)及び生物学的事象による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても	a —	a —	—		
				浸水 降水	風(台風)による敷地の浸水の可能性が考えられるが、 <span style="background-color: red;">構内排水設備</span> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても、降水による浸水影響の個別評価と変わらない。	a —	a —			
		【女川】								
		・設備名称の相違 ・取水性が確保できない場合の運用の相違 (大飯審査実績反映) (以下同様箇所について相違理由省略)								

第5.3-8 表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (4/30)

No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価	詳細評価
5	A (風(台風) × 降水) ×生物学的事象	荷重 風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)及び生物学的事象による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても	a —	a —	—
		浸水 降水	風(台風)による断続的の浸水の可能性が考えられるが、 <span style="background-color: red;">構内排水水路</span> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても、降水による浸水影響の個別評価と変わらない。	d (1) a —	d (1) a —	

第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (5/34)

No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価	詳細評価
5	A (風(台風) × 降水) ×生物学的事象	荷重 風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)及び生物学的事象による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても	a —	a —	—
		浸水 降水	風(台風)による敷地の浸水の可能性が考えられるが、 <span style="background-color: red;">構内排水設備</span> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても、降水による浸水影響の個別評価と変わらない。	d (1) a —	d (1) a —	
6	A (風(台風) × 降水) ×生物学的事象	荷重 風(台風)	風(台風)による荷重影響が考えられるが、降水による影響(浸水)及び生物学的事象による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても	a —	a —	—
		浸水 降水	風(台風)による断続的の浸水の可能性が考えられるが、 <span style="background-color: red;">構内排水水路</span> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)による影響(閉塞、電気的影響)を組み合わせたとしても、降水による浸水影響の個別評価と変わらない。	d (1) a —	d (1) a —	

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由			
番号	評価			評価結果			評価			評価結果			評価			評価			評価			相違理由		
																						相違理由		
7 風(台風) +降水 +森林火災	風(台風)、降水及び森林火災の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、浸水、電気的影響、摩耗、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			風(台風)による荷重影響が考慮されるが、降水による影響は考慮されない。			【女川】 ・換気設備に対する名稱の相違 ・外気取入口に設置しているフィルタの相違 ・循環運転の呼称の相違 (以下同様箇所について相違理由省略)		
6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	6 A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	【女川】 ・換気設備に対する名稱の相違 ・外気取入口に設置しているフィルタの相違 ・循環運転の呼称の相違 (以下同様箇所について相違理由省略)		
第5.3-8表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(5/30)							第5.3-8表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(6/24)							第5.3-8表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(6/24)							【女川】 ・消火要員の名称相違 (初期消火要員) (以下同様箇所について相違理由省略)			
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	【女川】 ・設備名称の相違 (ディーゼル機関) (以下同様箇所について相違理由省略)
6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	6	A (風(台風) × 降水) +森林火災	浸水	降水	【女川】 ・換気設備に対する名稱の相違 ・外気取入口に設置しているフィルタの相違 ・循環運転の呼称の相違 (以下同様箇所について相違理由省略)
7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	7	A (風(台風) × 降水) +森林火災	荷重	風 (台風)	【女川】 ・換気設備に対する名稱の相違 ・外気取入口に設置しているフィルタの相違 ・循環運転の呼称の相違 (以下同様箇所について相違理由省略)

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																						
番号	評価	評価結果	評価	評価結果	評価	評価結果																						
8 風(台風) +降水 +地震	<p>風(台風)、降水及び地震の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、浸水、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)及び地震による荷重が考えられる。</li> <li>浸水の観点からは、地震とAの組合せを組み合わせたとしてもAの個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、地震により設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油に必要なアクセスルートの制限が想定されるが、地盤改良や防護対策を講じていることから影響はない。また、Aの組合せを組み合わせたとしても、A及び地震の個別評価と変わらない。</li> <li>視認性の観点からは、地震により中央制御室外の状況や津波を監視するカメラの視認性の低下を及ぼす可能性がある。しかしながら、監視カメラについては中央制御室に設置する気象情報を出す端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができる。また、Aの組合せを組み合わせたとしても、A及び地震の個別評価と変わらない。</li> </ul> <p>風(台風)、降水及び津波の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、浸水、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、風(台風)及び津波による荷重が考えられる。</li> <li>浸水の観点からは、津波により所内の排水設備が使用できない場合でも、津波の継続時間は短く、降水により浸水に至る可能性はない。</li> <li>アクセス性の観点から、津波は津波防護施設によりアクセスルートに遡上することはないとから影響はない。また、Aの組合せを組み合わせたとしても、A及び津波の個別評価と変わらない。</li> <li>視認性の観点からは、津波とAの組合せを組み合わせたとしても、Aの評価と変わらない。</li> </ul>	○																										
9 風(台風) +降水 +津波																												
第5.3-8 表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (6/30)																												
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果														
7	A (風(台風) × 地震)	荷重	風(台風) 地震	個別事象の重量により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる。 No. 140 「荷重」の影響に包絡される。 なお、降水上による影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。	d (1)	7	A (風(台風) × 降水)	浸水	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、 <b>構内排水路</b> により排水する。 及び地震による影響を組み合わせたとしても、降水による影響はないとから影響はない。	a	8	A (風(台風) × 津波)	荷重	風(台風) 津波	個別事象の重量により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる。 No. 150 「荷重」の影響に包絡される。 なまら飛来物による荷重影響は巻き影響評価にて想定している設計飛来物の影響による影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。	d (1)	8	A (風(台風) × 降水)	浸水	降水及び津波による浸水影響が重畠するが、 <b>構内排水路</b> により排水する。 敷地に対する影響は排水路が増長する。 この防護施設及び浸水設備により浸水設備に到達する。なお、津波による影響ではない。	c (1)							
第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (7/34)							第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (7/34)							第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (7/34)														
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果														
8	A (風(台風) × 地震)	荷重	風(台風) 地震	個別事象の重量により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる。 No. 160 「荷重」の影響に包絡される。 なお、降水上による影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。	d (1)	8	A (風(台風) × 降水)	浸水	降水による敷地の浸水の可能性が考えられるが、 <b>構内排水設備</b> により排水することで敷地が浸水することはない。また、風(台風)及び地震による影響(荷重)を組み合わせたとしても、降水による影響はないとから影響はない。	a	9	A (風(台風) × 津波)	荷重	風(台風) 津波	個別事象の重量により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる。 No. 170 「荷重」の影響に包絡される。 なまら飛来物による荷重影響は巻き影響評価にて想定している設計飛来物の影響により排水される。そのため、その影響は個別事象同様となる。また、降水による影響(荷重)を組み合わせたとしても評価に影響はない。	d (1)												

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由							
番号	評価結果														評価 結果	詳細 評価												
	評価		評価モード		検討結果		評価モード		検討結果		評価モード		検討結果		評価モード		検討結果		評価モード									
10 風(台風) +凍結 +積雪 +竜巻	風(台風)、凍結、積雪及び竜巻の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。														b	-												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の観点からは、風(台風)、竜巻及び積雪による荷重が考えられる。</li> <li>・温度の観点からは竜巻とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・閉塞の観点からは、竜巻とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・アクセス性の観点からは、竜巻の維持時間は縮めて短いため、竜巻の直接の影響により飛来物の散乱及び積雪により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクターポーラーによる給油に必要なアクセルストローの制限が想定されるが、ブルドーザーによって飛来物及び積雪を撤去することでアクセルストローの確保が可能である。さらに、Bの組合せを組み合わせたとしても、B及び竜巻の個別評価と変わらない。なお、竜巻発生前における渋滞については、車両の渋滞において風(台風)、凍結及び積雪の影響を受けることが考えられるが、風(台風)による飛来物については童対策として資機材等の防散防止対策を講じてないことから組合せを考慮しない。</li> <li>・視認性の観点からは、竜巻とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。また、竜巻による飛来物により監視カメラ等の損傷の可能性はあるが、安全上支障のない期間にカメラを修復すること等の対応により影響はない。</li> </ul>														d (III-1)	-												
11 風(台風) +凍結 +積雪 +落雷	風(台風)、凍結、積雪及び落雷の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、電気的影響、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。														b	-												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の観点からは、落雷とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・温度の観点からは、落雷とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・閉塞の観点からは、落雷とBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・電気的影響の観点からは、落雷による設備損傷や電磁的影響が考えられるが、避雷設備を設置することにより、電気的影響を及ぼさない設計としており影響はない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても落雷の個別評価と変わらない。</li> <li>・アクセス性の観点からは、落雷とBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。</li> <li>・視認性の観点からは、落雷とBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。</li> </ul>														c (II)	-												
第5.3-8表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(7/30)															評価結果		評価結果		評価結果		評価結果							
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	No. 11の「荷重」と「電気的影響」を組み合わせたとしたとしても評価に影響はない。	b	-											
9	B(風(台風)×積雪) ×竜巻	荷重	風(台風) 積雪 竜巻	温度 閉塞	凍結	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	電気的影響	落雷	風(台風)の影響により、配管内流体の連絡による閉塞の可能性がある。 また、「荷重」と「電気的影響」を組み合わせたとしたとしても評価に影響はない。	b	-											
10	B(風(台風)×積雪) ×落雷	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	凍結	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	電気的影響	落雷	風(台風)による荷重影響は落雷による可能性が高まるところを示すが、主排気管に対する影響は弱い。 また、「荷重」と「電気的影響」を組み合わせたとしたとしても評価に影響はない。	b	-											
第5.3-8表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(8/34)															評価結果		評価結果		評価結果		評価結果							
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	影響モード	No. 13の「荷重」の影響に包絡される。	b	-											
10	B(風(台風)×積雪) ×竜巻	荷重	風(台風) 積雪 竜巻	温度 閉塞	凍結	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	電気的影響	落雷	風(台風)の影響により、配管内流体の連絡による閉塞の可能性がある。 また、「荷重」と「電気的影響」を組み合わせたとしたとしても評価に影響はない。	b	-											
11	B(風(台風)×積雪) ×落雷	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	凍結	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	風(台風) 積雪	温度 閉塞	荷重	電気的影響	落雷	風(台風)の影響により、配管内流体の連絡による閉塞の可能性がある。 また、「荷重」と「電気的影響」を組み合わせたとしたとしても評価に影響はない。	b	-											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
番号	評価	評価結果																
12 風(台風) +凍結 +積雪 +地滑り	<p>風(台風)。凍結、積雪及び地滑りの組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の観点からは、風(台風)、積雪及び地滑りによる荷重が考えられる。ただし、地滑り影響を考慮する施設は地滑り防護施設のみである。</li> <li>・温度の観点からは地滑りとBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・閉塞の観点からは、地滑りとBの組合せを組み合わせたとしてもBの個別評価と変わらない。</li> <li>・アクセス性的観点からは、地滑りによる土砂により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油に必要なアクセスルートの制限が想定されるが、別ルートのアクセスルートの確保が可能であり、またブルドーザーにて土砂を撤去することでアクセスルートの確保が可能である。さらに、Bの組合せを組み合わせたとしても、B及び地滑りの個別評価と変わらない。</li> <li>・視認性的観点からは、地滑りとBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。</li> </ul>	○	<p>第5.3-8 表 泊発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (9/34)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事象の組合せ</th> <th>影響モード</th> <th>影響モードを含む事象</th> <th>検討結果</th> <th>評価結果</th> <th>詳細評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>B (風(台風) × 凍結 × 積雪 × 地滑り)</td> <td>荷重 風(台風) 積雪 地滑り</td> <td>(地滑り)により、配管内流体の連続による閉塞の可能性があるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すことにより対処可能である。なお、積雪及び地滑りによる影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。</td> <td>(地滑り)について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する 知見等を踏まえ、再評価を行うため</td> <td>d (III-1)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価結果	詳細評価	12	B (風(台風) × 凍結 × 積雪 × 地滑り)	荷重 風(台風) 積雪 地滑り	(地滑り)により、配管内流体の連続による閉塞の可能性があるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すことにより対処可能である。なお、積雪及び地滑りによる影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。	(地滑り)について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する 知見等を踏まえ、再評価を行うため	d (III-1)	—	
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む事象	検討結果	評価結果	詳細評価												
12	B (風(台風) × 凍結 × 積雪 × 地滑り)	荷重 風(台風) 積雪 地滑り	(地滑り)により、配管内流体の連続による閉塞の可能性があるものについては、ヒートトレースや凍結防止保温にて対策を施すことにより対処可能である。なお、積雪及び地滑りによる影響を組み合わせたとしても評価に影響はない。	(地滑り)について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する 知見等を踏まえ、再評価を行うため	d (III-1)	—												

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

番号	評価	評価結果
	<p>風(台風)、凍結、積雪及び火山の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、電気的影響、腐食、磨耗、アクセシビリティ、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の観点からは、風(台風)、積雪及び火山灰による荷重を考えられる。</li> <li>・温度の観点からは火山とBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。</li> <li>・閉塞の観点からは、火山灰により換気空調設備及び取水設備等の閉塞が考えられる。換気空調設備については、外気取入口に設置された平型フィルタにより一定以上の粒径の火山灰を捕集するとともに、外気取入ランバを閉止又は空調系停止や循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。取水設備については、想定する火山灰の粒度から取水設備が閉塞することはない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても、B及び火山の個別評価と変わらない。</li> <li>・電気的影響の観点からは、火山灰が計装盤に侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じ機能影響を及ぼすことが考えられるが、計装盤の設置場所の外気取入口には、平型フィルタに加えて粗目フィルタが設置され高い防護性を有していることから影響はない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても、火山の個別評価と変わらない。</li> <li>・腐食の観点からは、火山灰の付着による屋外設備の機能喪失が想定されるが、屋外設備には外装塗装が施されているため、短期的には腐食の影響はない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても、火山の個別評価と変わらない。</li> <li>・磨耗の観点からは、火山灰のディーゼル機関吸気への侵入によるシリンドラ部の磨耗が考えられるが、火山灰はシリンドラ及びピストンの硬度より柔らかく磨耗は発生しない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても、火山の個別評価と変わらない。</li> <li>・アクセシビリティの観点からは、風(台風)による飛来物の撒き、積雪及び火山灰により、設計として考慮する必要がある外部電源の撤去、風速、積雪及び火山灰への燃料供給に使用するターンクローラーによる給油に必要なアクセセルートの制限が想定されるが、プロダーマーによる飛来物、積雪及び火山灰を撤去することでアクセセルートの確保が可能である。また、組合せを組み合わせたとしても、ターンクローラーの走行は可能である。</li> <li>・視認性的観点からは、降灰により中央制御室の状況や津波を監視するカメラの視認性が低下を及ぼす可能性がある。しかししながら、監視カメラに付いては中央制御室に設置する気象情報を出す端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができます。また、Bの組合せを組み合わせたとしても、B及び火山の個別評価と変わらない。</li> </ul>	
1 3 風(台風) +凍結 +積雪 +火山		

第5.3-8表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(8/30)			
事象の組合せ	影響モード	総計結果	評価
50-50-	影響モード	影響モード	評価

第0-3-8表 安川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果(9/30)			
No.	事象の組合せ	影響モード	影響モードを含む基準
1	地震	構造的	構造的

第5.3-8 表 発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (10/34)

第5-3-8表 治癒電露において想定される自然現象の組合せが「ラン」に及ぼす影響の評価結果 (10/34)				
No.	等級の組合せ	密着モードを含む多様な影響	発信装置	評価結果
13	B (風 (台風) × 海底 X (風))	地盤的影響 火山の影響 降水の影響 食事	通過 (海水水位) 地盤的影響 火災の影響 食事	過度 (海水水位)については、伝送する情報を含むため、 地盤的影響については、伝送する情報を含むため。 (海水水位) 地盤的影響 火災の影響 食事
				過度 (地盤的影響の反応) 地盤的影響 火災の影響 食事

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
番号	評価						
1.4 風(台風) +凍結 +積雪 +生物学的 事象	風(台風)、凍結、積雪及び生物学的事象の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、温度、閉塞、電気的影響、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。						
B (風(台風) × 凍結 × 積雪) 12 × 生物学的 事象	荷重 風(台風) 積雪	温度 閉塞 (海水系)	電気的 影響モード を含む事象	個別事象の重畳により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる「荷重」の影響に包絡される。 No.117「荷重」の影響による影響を組み合わせたとして評価する。 風(台風)の影響により、配管内流体の凍結による閉塞の可能性があると考へることで、生物力学的事象による影響を組み合わせたとして評価する。 風(台風)の影響により、端子箱貢通部を設置するなどして対策を施すことにより対処可能である。なお、風(台風)、積雪及び生物学的事象による影響を組み合わせたとしても、B及び生物学的影響の個別評価と変わらない。 電気的影響の観点からは、小動物が屋外設備の端子箱に侵入することによる短絡等により機能影響を生じることが考えられるが、端子箱貢通部をシールすることにより、小動物の侵入による機能影響は生じない。また、Bの組合せを組み合わせたとしても生物学的事象の個別評価と変わらない。 アクセス性の観点からは、生物学的事象とBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。 視認性の観点からは、生物学的事象とBの組合せを組み合わせたとしても、Bの個別評価と変わらない。	d(III-1) — d(III-1) — d(I) —	d(III-1) — d(III-1) — d(I) —	
No.	事象の組合せ	影響モード を含む事象	影響モード を含む事象	検討結果	検討結果	評価結果	
12	B (風(台風) × 凍結 × 積雪) × 生物学的 事象	荷重 風(台風) 積雪	電気的 影響 生物学的 事象	小動物が屋外設備の端子箱に侵入することによる短絡等により機械影響を生じることが考えられるが、端子箱貢通部をシールすることで、生物力学的事象による影響を組み合わせたとしても評価する。 風(台風)及び海水ストレーナ等による機能影響は生じない。また、熱交換器等への影響を防ぐ設計としていること、取水性が確保できない場合における影響を防ぐ設計としていること、海水ボンプのインペラ開度調整、発電機出力の抑制、停止等の手順による影響を組み合わせたとしても評価する。	a	—	
第5.3-8 表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (11/34)							
No.	事象の組合せ	影響モード を含む事象	影響モード を含む事象	検討結果	検討結果	評価結果	
12	B (風(台風) × 凍結 × 積雪) × 生物学的 事象	荷重 風(台風) 積雪	電気的 影響 生物学的 事象	個別事象の重畳により、外部事象防護対象施設等の損傷の可能性が高まる「荷重」の影響に包絡される。 No.137「荷重」の影響による影響を組み合わせたとしても評価する。 風(台風)の影響により、配管内流体の凍結による閉塞の可能性があると考へることで、生物力学的事象による影響を組み合わせる。なお、風(台風)、積雪及び生物学的事象による影響を組み合わせたとしても評価する。	d(III-1) —	d(III-1) —	評価結果
No.	事象の組合せ	影響モード を含む事象	影響モード を含む事象	検討結果	検討結果	評価結果	
14	B (風(台風) × 凍結 × 積雪) × 生物学的 事象	荷重 風(台風) 積雪	電気的 影響 生物学的 事象	風(台風)による飛来物及び海水生物の流入により、個別事象と比べて取水設備の閉塞及び取水性の低下の可能性が高まる「荷重」の影響により、端子箱貢通部をシールするなどして対策を施すことにより対処可能である。なお、熱交換器等への影響を防ぐ設計としていること、取水性が確保できないおそれがある場合においても、循環水ポンプの可動翼開度調整、発電機出力の抑制、発電機停止等の手順により対処可能であることから影響はない。 小動物が屋外設備の端子箱に侵入することによる短絡等により機能影響を生じることが考えられるが、端子箱貢通部をシールすることにより原子炉補機冷却水ポンプ出ロストレーナ等による影響を防ぐ設計としていること、循環水ポンプの可動翼開度調整、発電機出力の抑制、発電機停止等の手順により対処可能であることから影響はない。	d(I) —	a	—